

ミャンマーにおける民商事関係等の紛争解決制度の実態

目次

頭 書	1
第一部 民商事関係の紛争解決の実態	3
I はじめに	3
II ミャンマーにおける民商事関係の紛争解決方法の概要	3
III 民事訴訟に関する法制度の構造	4
1. 手続関連法規	4
2. その他の法規(特定救済法(Specific Relief Act)等)	4
3. 裁判例について	5
IV 民事通常訴訟に基づく紛争解決	6
1. 訴訟提起までのプロセス	6
2. 第一審の訴訟手続の実情～実際の事例に基づく紹介～	8
3. 訴訟の提起	13
4. 送達完了から証拠調べまで	26
5. 証拠調べ手続	29
6. 訴訟手続の進行中の事象	33
7. 訴訟の終了	34
8. 上訴の手続	36
9. 保全(仮差押え(temporary injunction)を中心に)	40
10. 執 行	45
11. 不動産の抵当権の実行等に関する手続	62
V 仲 裁	69
1. 現行仲裁法等	69
2. 仲裁法改正案	73
3. UMFCCI による仲裁について	75
VI 民事訴訟手続の担い手	75
1. 司法機関	75
2. 弁 護 士	81
第二部 国家の行為に係る紛争解決制度	86
I 行政機関の行為に対する不服申立て制度	86

1.	土地の収用に関する不服申立て手続	87
2.	財産権に関する書面の登録に関する不服申立て手続	88
3.	国税徴収に関する不服申立て手続	88
II	行政機関に対する訴訟	89
III	実 態	89

頭 書

ミャンマーの民主化以降、これまで国を閉ざしてきたミャンマーに対する外国企業の進出が相次いでいる。日本企業も、インフラ産業を中心として、ミャンマーへの進出が近時着実に増加しているが、このような動きと軌を一にして、ミャンマーの法制度についても、当該進出に伴う実務家による検討や、従前の法務省の調査報告等を通じて、一定程度解明が進められてきた。

もっとも、現時点では、日本の法律実務家が関与するミャンマー関連案件は、ミャンマーへの進出に関する各種外資規制の解釈、会社法のうち組織関連規定に関する理解、許認可取得のための手続問題等が中心となる案件が大多数を占めていると考えられ、未だミャンマーにおいて外国企業が当事者となる民商事関係の紛争が(なくはないものの)顕在化することは必ずしも多くないという事情もあり、実体法と両輪をなす訴訟手続等を通じた民商事関係の紛争解決制度の実態については、未だに不明瞭な部分が多いといわざるを得ない。

本報告は、このような状況の下、ミャンマー現地の実務家に対する多数回に亘るヒアリングの実施等を通じて得た情報などを基に、ミャンマーでの紛争解決制度に関する法令の内容とともに、ミャンマーでの民商事関係の紛争解決制度の実態について、その紹介及び解明に努めた結果を取り纏めたものである。

今般の調査を通じ、最も印象的であったのは、ミャンマーにおいては民事裁判手続が実際に相当程度機能していることが判明したことである。日々、外国投資関連のプラクティスに従事することを通じて、ミャンマーにおける各種法制の不整備及び実務における機能の不十分さに悩まされている身としては、訴訟弁護士等の現地実務家が、民事訴訟法等における条文番号を諳んじて、手続の根拠を示しつつ具体的に説明してくれる様子は、制定からまだ日が浅い外国投資関連の照会を行う場合と比較して極めて対照的であり、ミャンマーにおける法律実務家の底力の一端を感じさせられた。他方において、事実認定や法令適用の場面における論理性の確保、判決の実効性確保のための手続整備等、未だ検討の余地がある領域が広く残されているようにも思われた。

ヒアリング対象となった現地実務家は、豊富な訴訟実務の経験を有する老練な弁護士複数名を中心とした現地訴訟弁護士、元裁判所関係者等複数にわたり、ヒアリングを通じて実務の実態について貴重な知見を得ることができた。個々の名前を列挙することは差し控えるが、ここに深く謝意を表するものである。

なお、本報告に際しては、入手可能な限り客観的な資料の収集及び検討に努めたものの、その大部分についてはミャンマー現地の実務家等に対するヒアリング結果など主観的な情報に依拠せざるを得なかった。特に、英語で直接ヒアリング可能な現地実務家が極めて限定的であったことから、通訳を介したヒアリングとならざるを得ず、ヒアリングに長時間を要するばかりか、そのヒアリングの範囲も自ずと限定的なもの

となり、また、複数回にわたるヒアリングを通じても未解明のままとなった点も少なからず存する。したがって、本報告は、ミャンマーでの民商事関係の紛争解決制度の実態を網羅的客観的に明らかにするものではなく、ヒアリング対象者らの経験値や実務感覚に一部依拠しつつも、その実態の片鱗を紹介することによって当該実態の理解を補助するためのものであり、かかる意味において、本報告に含まれる情報の正確性等に関しては自ずから一定の限界があると考えられることに留意されたい。

本報告の作成にあたっては、西村あさひ法律事務所ヤンゴン事務所の代表弁護士である湯川雄介を中心に、同事務所のミャンマー上級弁護士であるチー・チャン・ニェイン、西村あさひ法律事務所東京事務所からは、パートナー弁護士である原田充浩のほか、中山達也と吉川悟の両弁護士それぞれ参加した。

本報告が、ミャンマーの民商事訴訟制度に関心・関係のある方々にとって、些かでもお役に立つものとなるのであれば幸いである。

2015年6月15日

執筆者を代表して

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所代表弁護士

湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

原田 充浩

第一部 民商事関係の紛争解決の実態

I はじめに

本報告の第一部では、ミャンマーにおける、国家の行為に係る紛争解決制度以外の民商事関係の紛争解決方法について述べる。

まず、下記IIでミャンマーにおける民商事関係の紛争解決方法の概要を、下記IIIでミャンマーの民事訴訟に関する法制度の構造を紹介した上で、下記IVにおいて、上訴の手續や保全・執行の手續も含め、民事通常訴訟に基づく紛争解決について述べることとする。

また、本報告の第一部では、民事通常訴訟以外の紛争解決方法として、下記Vにおいて仲裁制度について触れており、第一部の最後の下記VIでは、民事訴訟手續の担い手となる司法機関及び弁護士について取り上げている。

II ミャンマーにおける民商事関係の紛争解決方法の概要

ミャンマーにおいて民商事関係の紛争が生じた場合の解決方法には、大きく分けて、裁判による紛争解決制度と、裁判外の紛争解決制度が存在する。

まず、前者の裁判による紛争解決制度においては、民事訴訟手續が中心となるが、ミャンマーの民事訴訟法上、民事訴訟手續に付随する手續として民事保全手續及び民事執行手續が用意されている。

ミャンマーにおける民事訴訟手續に関しては、法制度自体についての報告もさることながら、民事訴訟手續の中核を担うこととなる第一審での訴訟手續を主として取り上げ、現地実務家へのヒアリングの実施等で得た情報に基づいて、可能な範囲でミャンマーでの実態の説明及び紹介を試みることにする。

なお、ミャンマーにおける民事訴訟手續において、ミャンマーの裁判所は民事の性質を有する全ての訴訟について管轄権を有するのが原則であるが、裁判所の管轄が及ばない訴訟も別途存在することから、これらの訴訟類型についても適宜触れていくこととする。

次に、後者の裁判外の紛争解決制度においては、必ずしも実態としては活用されていないようではあるものの、法制としては仲裁による紛争解決制度が中心となると考えられ、また、今後その活用が見込まれることから、仲裁制度について述べていくこととする。

ミャンマーにおける仲裁制度に関しては、まず、現行制度の根幹をなしている仲裁

法について述べた上で、次に、現在、制定過程にある現行の仲裁法の改正法案の内容にも触れることとするが、日本企業を含む外国企業にとっては、ミャンマーの現地企業との間で契約を締結する際には、契約上の紛争解決条項として、ミャンマー以外の国での仲裁機関による仲裁判断を選択して規定する機会も多いと思われることから、外国仲裁判断の承認及び執行に関しても、関連する項目について適宜取り上げていくこととする。

III 民事訴訟に関する法制度の構造

1. 手続関連法規

ミャンマーの民事訴訟において用いられる法律としては、ビルマ法典 12 巻において、以下に列挙する法律が収録されている¹。

- ① 民事訴訟法(Code of Civil Procedure)
- ② 裁判所費用法(Court Fees Act)
- ③ 処理費用法(Process Fees Act)
- ④ 訴訟(物)評価法(Suits Valuation Act)
- ⑤ 消滅時効法(Limitation Act)
- ⑥ 証拠法(Evidence Act)
- ⑦ 銀行帳簿証拠法(Bankers' Books Evidence Act)
- ⑧ 宣誓法(Oaths Act)

上記に列挙した法律の実務上の利用頻度については、ヒアリングに応じた現地実務家によっても見解が分かれるところではあるが、中心的に用いられるのは、①、②、⑤、⑥であり、③、④、⑦、⑧²については殆ど用いられていない模様である。

2. その他の法規(特定救済法(Specific Relief Act)等)

上記のとおり、ビルマ法典 12 巻に収録されている法律以外でミャンマーの民事訴訟において用いられる重要な法律として、特定救済法(Specific Relief Act)が挙げられ、現地実務家へのヒアリングにおいても同法の重要性が強調され

¹ 同法典所収の特別時効及び金利制限法(Special Limitation and Interest Restriction Act)は 2013 年に廃止されている。

² ⑧については、仮差押(temporary injunction)時に作成する宣誓供述書(affidavit)との関連で利用されるとのことである。

ている³。他方、同法以外には、ミャンマーの民事訴訟において一般的に用いられる法律は存在しないであろうとのことである⁴。

特定救済法には、被告が原告の財産上の権利を侵害している又は侵害するおそれがある場合には、裁判所は、一定の場合に、本案的差止命令を下す旨の判断をすることができる(特定救済法 54 条)とする規定があり、未だ知的財産権法については制定過程の状態にあるミャンマーにおいて、知的財産権の侵害案件などにおいても用いられることがあるとのことである。また、かかる規定以外にも、特定救済法には特定救済の内容として、例えば、①一定の動産・不動産の占有回復及び引渡し、②作為義務に従った履行の強制、③(損害を補償する方法によるのではない)権利の確定及び宣言等といった事項について定められていることから、これらの内容に関しても主要なものについて追って触れていくこととする。

なお、特定救済法以外にも、ミャンマーの民事訴訟の担い手としての裁判所自体の権限や、裁判所の判事及び弁護士といった法曹の資格に関して規定されている法律については、ミャンマーの民事訴訟において用いられると考えられる。

このような法律としては、例えば、裁判所の管轄権や構成・権限などについて規定する Union Judiciary Law や、弁護士業務に対する規制内容を規定する Bar Council Act などが存在することから、これらの法律のうち中心となる項目等について、以下で取り上げていくこととする。

3. 裁判例について

現地実務家に対するヒアリング結果によると、裁判上の主張に際して過去の裁判例を引用することは一般的に行われており、訴状(Plaint)において引用することはあまりないが、反論書(Written Statement)や最終主張書面(Final Argument)においては引用されるとのことである。

引用の対象となるのは、連邦最高裁判所の裁判例だけであり、ミャンマー法がインド法を継受した沿革から、インドの裁判例を参照する事もあるとのことである。

連邦最高裁判所の裁判例については、近時のものについては、連邦最高裁判所のウェブサイトにて入手することも可能であるが、全てミャンマー語において記

³ 現地実務家に対するヒアリングを行った際の印象としては、日本のように手続法と実体法とを厳密に区別するという発想を持っていないように見受けられ、民事通常訴訟における重要法律としては、Transfer of Property Act、Registration Act などの法令が挙げられた。

⁴ なお、従前の民事訴訟法には、民事訴訟法の執行や差止め等に関連する一部の規定は Burma Small Cause Court Act に基づき組織される裁判所又は同法に基づく少額訴訟の管轄権を行使する裁判所には適用されないとの規定が存在したが、当該規定は 2008 年 8 月 28 日付けの民事訴訟法の改正により廃止されている。

載されており、また、必ずしも事件類型毎の分類が明確にされているわけではないことから、特に外国人にとってその内容を把握するのは容易ではない。また、ミャンマーにおいては、いわゆる判例のデータベースが存在しないため、裁判例を検索するにあたっては「ダイジェスト」と呼ばれる裁判例のサマリー⁵を用いるのが一般的であるとのことであった。

IV 民事通常訴訟に基づく紛争解決⁶

現地実務家に対するヒアリング結果によると、弁護士により差異はあるものの、その手がける民事訴訟事件の種類としては、親族・相続争いが未だ多くを占め、いわゆる財産関連紛争においては、金銭請求事件(貸金返還、その他契約違反等を根拠とする損害賠償請求)が比較的多いとの印象を受けた。逆に、会社法関連の訴訟⁷については殆ど存在しないように見受けられる。

1. 訴訟提起までのプロセス

(1) 交渉等

民事紛争が生じた場合には、まずは、当事者間の交渉により解決が図られる。

この初期的な当事者間での交渉によっても紛争が解決に至らない場合、紛争当事者が居住しているタウンシップ等の office⁸の長が立ち会った上で当事者間で交渉が行われることがあるようである。当該立ち会いは、主として相続関係、不動産関連手続、貸金返還請求等において用いられているとのことである。また、特に法律等の根拠に基づくものではなく、また、義務的なものと捉えられてもいないため、利用される頻度は必ずしも高くないようである。さらに、当該立ち会いにより和解が成立することはあまりないようである。

⁵ 現地実務家に対するヒアリング結果によると、ダイジェストは複数の著者によるものが存在することであり、そのうちどれを利用するかについては、現地実務家によって回答が区々であった。

⁶ 民事通常訴訟に基づく紛争解決の内容については、ティン・ティン・ヌウェ「ミャンマーの司法における民事訴訟手続」(慶応法学 27 号 63 頁～76 頁)及び森・濱田松本法律事務所ミャンマー法制度調査プロジェクトチーム「ミャンマー連邦共和国法制度調査報告書」第 5 部ミャンマーの民事訴訟法・仲裁法(185 頁～213 頁)も参照されたい。

⁷ これは、会社を当事者とする訴訟という意味ではなく、取締役の地位に関する訴訟等、もっぱら会社法上の事項を争点とするものを想定している。但し、全く存在しないわけではなく、例えば、配当に関する争いも存在するようではある。

⁸ 現地実務家に対するヒアリング結果によると、内務省傘下の Administration Office(管区・州レベル)系列のタウンシップの office の長とのことである。

はあるが、交渉を行ったにもかかわらず和解できなかったことが訴訟提起の実質的な理由の一つとなるとともに、当該 office の長が後の訴訟で証人として出廷したり、当該交渉において議事録が作成されるなど、交渉の経過に関する証拠となりうるため、実務上利用されることもあるとのことである。

当事者間又は上記のような仲介者を入れた交渉により和解が成立しない場合には、弁護士により相手方に対し、Notice が送られる。これは、日本の内容証明郵便のやりとりに類似したものであるようであるが、Notice に対する返事が来ないことが多く、また、この過程において当事者間で和解が成立することは殆どないとのことである。

Notice のやりとりで和解が成立しない場合には、訴訟が提起される。

(2) 刑事手続の活用の実態

ミャンマーの民事紛争においては、実務上、刑事手続を通じた紛争解決が図られることが少なからずあることが、現地実務家に対するヒアリング結果から明らかとなっている。

この場合に利用される犯罪規定は複数存在するようであるが、一般的に用いられるのは刑法 405 条以下に規定されている信託の犯罪的な破壊 (criminal breach of trust) 及び同法 420 条に規定されている欺罔及び不正による財産の取得等 (cheating and dishonestly inducing delivery of property) である。両者については類似している点も有り、その区別は現地実務家に対するヒアリングからは必ずしも明確にはされていないが、概要、405 条は、詐取等欺罔的な方法ではない財産取得の場合であり、420 条は欺罔的な方法により財産を取得した場合がこれに該当するとのことであり、具体例としては、貸金を全く返済しない場合⁹は 405 条により、代金を支払う意図がないのに商品を購入し代金が不払いとなる場合には 420 条による処罰の対象になるとのことである。

これらの規定が用いられる理由は、刑事手続により相手方を収監させることを通じて事実上の圧力をかけ、これを通じて事実上の返済を促す点にあるとのことである。例えば、405 条違反を理由とする場合には、警察に申立てを行ってから 1 週間程度で相手方が収監されることがあるとのことである。

⁹ 現地実務家に対するヒアリング結果によると、判例上、一部返済を行っている場合には当該規定に該当しないとのことである。

り¹⁰¹¹、そのため、民事訴訟手続を通じて解決を図るよりも早期の回収が期待できる点にメリットが見いだされているようである。もっとも、現地実務家の実務感覚としては、刑事手続を行うことにより、返済がなされるケースは全体の2割程度であり、また、相手方の財産に対する執行手続を行う場合には民事訴訟手続を通じて行う必要があるため、刑事手続だけで完結する場合は多くなく、民事手続と併用されているとのことであった。

なお、紛争の本来的属性が民事事件であるにもかかわらず、刑事手続を用いることを必ずしも望ましいとは考えない現地実務家も(多数派とまではいええないようであるが)存在するようである。

2. 第一審の訴訟手続の実情～実際の事例に基づく紹介～

以下においては、現地実務家に対するヒアリング結果に基づき、実際の貸金返還請求訴訟に基づく訴訟進行の実態を紹介する。

1. 訴訟の提起

(1) 訴状の提出

訴訟の提起は、Plaint と呼ばれる訴状を裁判所に持参の上、所定の窓口に提出することにより行われる¹²。Plaint については、民事訴訟法の Appendix に書式が掲載されているが、実務上は当該書式は必ずしも利用されていない。

裁判所に提出される書類は以下のとおりである。

- ① 訴状(原本1通、被告の数分の写し)
- ② 訴訟費用相当額の印紙¹³
- ③ 召喚状発行の申請書¹⁴(召喚状発行の申請書の記載例は、別紙IV-2-1-(1)-①を参照されたい。)

訴状の記載事項は、当事者、訴え提起の理由、提訴期限内である旨、訴訟費用が納入済みである旨、特定救済法に基づき求める救済内容であり(貸金返還請求

¹⁰ 現地実務家に対するヒアリング結果によると、420条の場合には、刑事訴訟手続上、裁判所に対して直接訴えを提起する必要があり、そのため、収監までに1ヶ月程度を要するとのことである。これは、405条違反の法定刑が3年以下の禁固刑(若しくは罰金又はその両方)であるのに対し、420条違反の法定刑が7年以下の禁固刑(若しくは罰金又はその両方)であることによるものと思われるとのことである。

¹¹ 現地実務家に対するヒアリング結果によると、405条に係る刑事訴訟の判決までの期間は6ヶ月から1年程度、420条については1年以上を要するとのことである。

¹² 郵送は認められておらず、「民事訴訟登録課」という窓口に提出する(裁判官に直接渡さない)。

¹³ 印紙については、いわゆる切手様のものが存在するが、訴え提起時に使用されるのは、A4等のものに原告・被告名のみが記載されたものである。

¹⁴ Order5 - Rule20A

に係る訴状の記載例は、別紙IV-2-1-(1)-②を参照されたい。)、また、訴え提起時点で提出する証拠の一覧を記載するとともに、裁判所提出用訴状原本には当該証拠を添付する。

(2) 訴状の受付¹⁵

裁判所において訴状の受付を担当する者は、①訴訟費用の支払いの有無及び②提訴期限内であるかの暫定的な確認をした上で、問題がない場合には事件番号を付与する。その上で、原則として同日に、担当する法廷¹⁶の番号が伝えられるとともに、送達のための裁判官との面談のための日時が指定される。

2. 送達に先立つ裁判官との面談¹⁷

原告(代理人弁護士のみでも可)のみが出頭し、裁判官と面談を行う。裁判官は訴状を確認し、問題なければ受理する旨を伝達するとともに、被告の所在地及び原告の予定を勘案して第一回期日を定めた上で、訴状の送達を決定する。

上記決定を受け、裁判所書記官が第一回期日が記載された召喚状を作成する¹⁸(召喚状の記載例は、別紙IV-2-2を参照されたい。)

3. 送達

裁判所内に送達の担当官が存在し、管区内であれば送達担当官が直接被告に持参する(ヤンゴン管区の場合)。管区外の場合には、当該他管区等の同等審級の裁判所に郵送した上で、当該裁判所が別途召喚状を作成の上、当該裁判所の送達担当官が被告宛に持参する。

被告が召喚状を受領した場合には、召喚状原本に受領の署名をさせた上で、被告には召喚状の写しを交付する。

4. 第一回期日¹⁹

(1) 被告が出席した場合

原告及び被告双方が出頭するが、被告側代理人が選任されていない場合には、裁判官は、代理人弁護士を選任して反論するように求めた上で、次回期日が設定される。

¹⁵ 訴状は、原則として裁判官が直接受領しなければならないとされており、訴状を受け取る権利を他の職員に委任できるのは、裁判官が一時的に欠席する間だけとされている(Court Manual 144 頁)が、訴状受付担当者による受理が当該規則との関係でどのように整理されるのかは必ずしも明確ではない。

¹⁶ タウンシップレベルの裁判所の場合、一裁判所あたり一つないし十の法廷が存在する。各法廷には1名の担当裁判官がおり、民事と刑事の区別はなされていない。各法廷の裁判官はそれぞれ異なる等級(後記VII. (4)参照)を有しており、等級に応じて取り扱いができる事件が異なる。

¹⁷ 当該面談については裁判所の内部規定において定められているにとどまるようである。

¹⁸ 召喚状には訴状写しの添付はされず、第一回期日において書記官から被告に交付される。

¹⁹ 証拠調べ期日を除く一期日あたりに要する時間は10分～15分程度である。

(2) 被告が出席しない場合

再度上記 3. と同様のプロセスで召喚状を送付する。3 回送付状を送達したにもかかわらず被告が出席しない場合には、新聞に公告を出す(召喚に係る新聞公告の記載例は、別紙IV-2-4 を参照されたい。) ²⁰。

被告が複数存在する場合には、被告全員が出席するまで、召喚状の送達手続が繰り返される ²¹。

召還(新聞の公告を含む。)が 4 回なされても被告が出頭しない場合には、原告側の証拠調べ及び最終主張書面の提出のみが行われて、裁判所が判決を下す ²²。

5. 第 2 回期日：被告代理人出頭、証拠開示請求

(1) 被告代理人 ²³による委任状の提出

(2) 被告による証拠開示請求 ²⁴

被告に提出される訴状には証拠が添付されていないことが通常であるため、被告は書面により証拠開示請求を行う ²⁵。裁判官はその場で口頭で当該請求の可否を決定し ²⁶、原告は当該決定に基づき証拠を提出する ²⁷。当該決定に対する異議申立ては行えない。

(3) 次回期日の設定 ²⁸

裁判官から被告代理人に対して反論書(Written Statement)を次回期日までに提出できるかを確認するが、被告代理人が応じるかどうかは事案による。

6. 第 3 回期日：求釈明

(1) 被告による求釈明 ²⁹

被告は、原告に対して書面にて質問を行い(質問許可の申請書の記載例は、別紙IV-2-6-(1)を参照されたい。)、当該質問に対する回答が次回期日に行われ

²⁰ 被告が召喚状に記載された期日に 1 回で出頭することはあまりなく、2 回目の呼び出しで出頭に応じることが多いとのことである。

²¹ 全員が同時に出席する必要はなく、1 回出席すれば当該被告については再度出席する必要はない。

²² 後述する Issue は交付されない。また、実務上は認容判決以外が下されるのは稀とのことである。

²³ 会社の場合の取締役、後見人が必要な当事者の場合の権限がある後見人的存在が出席することは実務上あるが、代理人弁護士が不存在でそれらの者のみが出頭することはあまりないとのことである。

²⁴ Order 11 - Rule 15。

²⁵ 実務上、かかる書面が提出されなくとも、裁判所が原告代理人に事実上証拠の提出を促し、それに基づき証拠提出がされることがある。

²⁶ 実務上、裁判官は概ね開示請求を認めるようである。

²⁷ 原告が証拠の写しを保有している場合にはその場で提出するが、裁判所外で代理人同士で直送されることもある。

²⁸ 期日設定について裁判所から特に書面は提出されず、口頭で設定されるとともに記録がされるのみである。

²⁹ Order 11 - Rule 1。

る。

(2) 次回期日の設定

7. 第4回期日

(1) 被告の求釈明に対する原告の応答³⁰

応じる場合→回答を記載した書面を提出³¹

応じない場合→拒否する旨の書面を提出(質問書に対する拒否陳述書の記載例は、別紙IV-2-7-(1)を参照されたい。)

(2) 次回期日の設定

8. 第5回期日

(1) 被告の求釈明に対して原告が回答を拒否した場合

裁判官は原告が求釈明に応じねばならないかどうかを口頭で決定する³²。

応じる必要がある旨を決定した場合には、原告は次回期日に回答書面を裁判所に提出する³³。

応じる必要がない旨を決定した場合には、裁判官は、被告代理人に対して、次回期日に反論書を提出するように求める。

(2) 前回期日に原告が回答書面を提出した場合

当該回答に基づき争いがない事実がある場合には、裁判官が、その旨を口頭で確認した上で、記録する。

(3) 次回期日の設定

9. 第6回期日：反論書の提出

(1) 被告による反論書の提出

反論書は、訴状の記載内容に対する認否を行う形式にて行われるとともに、裁判所に提出されるものについては証拠が添付される。

反論書について原告側が求釈明や証拠開示請求を行いたい場合には、上記 5. 及び 6. の訴状に対する求釈明・証拠開示請求と同様の手続が行われるが、実務上はあまり当該手続は行われないうである。

(2) 次回期日の設定

10. 第7回期日：争点提示・証拠リスト提出

(1) 裁判所による Issue の提示

裁判所は、Issue と呼ばれる事実上及び法律上の争点を当事者に口頭で開示する。翌日以降、書記官より Issue を記載した書面を受領することが可能となる

³⁰ 原告が応じる場合と応じない場合は概ね半々程度であるとのことである。

³¹ 被告の要求により、当該回答に先立ち、宣誓を求めることがある。

³² 裁判官が認める場合と認めない場合は概ね半々程度であるとのことである。

³³ 原告が当該決定に異議がある場合には、上級の裁判所に異議を申し立てることができるが、この点について異議が申し立てられることはあまりない。

(争点の記載例は、別紙IV-2-10-(1)を参照されたい。)

(2) 証拠リストの提出³⁴

当事者は、証人一覧を含む証拠提出書を提出する(訴状、反論書により提出済みのものを含む。)(証拠提出書の記載例は、別紙IV-2-10-(2)を参照されたい。)。証拠それ自体は、証拠調べ手続中において提出する。当該提出書に記載されていない証拠を以後提出することは原則としてできない。

(3) 次回期日の設定

11. 第8回期日：第1回証拠調べ期日

【証拠調べ全般について】

(1) 証拠調べの対象

証拠提出書に記載された全ての証拠が対象となり、裁判所が尋問の対象となる証人の数を限定することはない。なお、3回呼び出しても来ない証人は尋問の対象とはならない。

(2) 証拠調べの順序

基本的に、原告本人→原告側証人→被告本人→被告側証人の順に行われる³⁵。証人の尋問の順序については、証拠提出書に記載されている順番に従って行われ、裁判所が異論を出すことは通常ない。

一期日に尋問する人数は限定されていないが、一対象者あたり、二期日程度行われるのが通常(1日目は主尋問、2日目は反対尋問)のようである。被告側代理人や証人の欠席により、期日が空転することが往々にして有り、本件では12人の証拠調べに40期日を要している。

(3) 証人尋問

主尋問→反対尋問→裁判所による補充尋問の順序で行われる。

一期日あたりに要する時間は2、3時間程度である。

尋問の記録は、書記官が行うが、尋問内容をそのまま録取するのではなく、尋問後に尋問を行った代理人弁護士が書記官に対して記録すべき内容を口頭で伝達し、当該内容を記録する。

(4) 書証の提出等

尋問以外に契約書等の書証も提出される。当該書証の真正等についても証拠調べ手続の対象となるが、争いになった点の裁判所による決定について異議ある当事者は、上級の裁判所に対して異議を申し立てることができ、その場合、事件全体が一旦上級裁判所に移管され、その間、原審裁判所の手続は一旦中断する(中断期間は3ヶ月から6ヶ月程度)。

12. 第48回期日：最後の証拠調べ

³⁴ Order 13 - Rule 1

³⁵ 民事訴訟法上も原則として原告が開始することができることとされている(Order 18 - Rule 1)。

<p>(1) 最後の証拠調べ</p> <p>(2) 次回期日の設定</p>
<p>13. 第 49 回期日：最終主張書面提出</p> <p>(1) 最終主張書面(Final Argument)の提出</p> <p>最終主張書面は、両当事者から裁判所に対してのみ、原告→被告の順に提出され、提出に引き続き各代理人弁護士より口頭で概要が説明される。</p> <p>(2) 次回期日の設定</p>
<p>14. 第 50 回期日：判決言渡し</p> <p>争点についてのみ、Order と呼ばれる判決を口頭で言い渡し、以上により、第一審手続は終了する。</p>
<p>15. 判決書等の交付</p> <p>書記官より、judgment と呼ばれる判決書及び当該判決に係る decree (decree の記載例は、別紙IV-2-15 を参照されたい。)が交付される。</p>

以上が、現地実務家に対するヒアリング結果に基づく実際の貸金返還請求訴訟における第一審の訴訟進行の実態の紹介であるが、下記の 3. 以下では、主として民事訴訟法等の法令に基づき、民事訴訟制度に関する法制度について報告することとする。

なお、上記の流れを時系列で表示すると、別紙IV-2-16 のとおりとなる。

3. 訴訟の提起

(1) 訴訟の提起

民事訴訟を提起するためには、民事訴訟を提起したいと考える当事者において訴状を準備・作成の上、その事件を審理する権限を有する裁判所に対して提出する必要がある(民事訴訟法 26 条、Order 4 - Rule 1)。当該訴状を提出する先となる裁判所は、当該事件を審理する権限を持っていなければならない(民事訴訟法 15 条)³⁶。民事訴訟を提起したいと考える当事者は、訴状を準備・作成する必要があることのみならず、まず、どの裁判所に訴訟を提起するのが適切なのかを検討する必要がある。裁判管轄権については、後記(3) (ア)を参照されたい。

³⁶ もっとも、当該最下位裁判所と管轄を同じくする上位の裁判所が審理を行った場合であっても、手続の有効性に影響は生じないとされている(Court Manual 146 頁)。

さらに、民事訴訟を提起したいと考える当事者にとっては、民事訴訟の対象とする訴訟の内容をどのように設定すべきかも、民事訴訟の提起に際して検討すべき基本的かつ重要な要素となる。まず、訴訟の内容は、可能な限り、紛争の主題についての最終判断をもたらし、将来の更なる訴訟を防止することが可能となる程度に特定される必要がある(Order 2 - Rule 1)。また、紛争の一回的解決の観点から、原告が提起する訴訟の内容には、請求原因(cause of action)に関連する全ての請求が含まれなければならない。但し、裁判所の管轄との関係で訴訟の範囲を適法に設定するために、請求の一部を放棄することは可能である(Order 2 - Rule 2(1))。原告が、請求の一部を放棄することにつき故意又は過失がある場合には、当該放棄された一部の請求に係る訴えを後に提起することはできなくなる(Order 2 - Rule 2(2))。さらに、同じく紛争の一回的解決の観点から、原告が同じ請求原因に基づき複数の救済を求めることができる場合には、原告は1つ又は全ての救済を求めて訴えを提起することができる。但し、原告が一部の救済を求めなかった場合、原告が後に全ての救済を求めるためには、裁判所の許可が必要となる(Order 2 - Rule 2(3))。

(2) 訴 状

原告が準備・作成する訴状の内容は、法令(民事訴訟法の Order 6 及び 7)に定められた要件を充足していなければならない(Order 4 - Rule 1(2))。具体的な訴状の記載内容については、一定の事項が必要的記載事項とされるほか(Order 7 - Rule 1)、請求原因・主張内容毎の記載事項についても具体的に定められている(Order 6 及び 7)。なお、書式については、民事訴訟法の Appendix A が用いられるべきとされているが(Order 6 - Rule 3)、実務上は当該書式は必ずしも用いられていないようである(実際の取り扱いについては、上記 2. の表の 1. (1)を参照されたい。)

以下の場合に該当する場合には、訴状は却下されることとなる(Order 7 - Rule 11)。

- ① 訴状における訴訟原因が不明確である場合
- ② 求められている救済の価額が過小評価されている場合
- ③ 訴訟費用の印紙税が不足している場合
- ④ 訴訟が法律によって禁じられている場合

なお、訴状が別の裁判所に提出されるべきであった場合、裁判所は、当該訴状を返却しなければならない(Order 7 - Rule 10)。

(3) 訴訟要件

(ア) 裁判管轄権に関する訴訟要件

(a) 総論

以下の(b)及び(c)記載の場合を除き、訴訟は、被告の居住場所若しくは事業を遂行³⁷する場所、又は、訴訟原因が発生した場所を管轄する裁判所に提起しなければならない(民事訴訟法 20 条)とされている。

(b) 不動産に関する訴訟、動産の回復に関する訴訟

不動産に関する訴訟及び動産の回復に関する訴訟は、法定の訴訟対象物の金額の制限その他の制限に従い、その物が所在する場所の裁判所に提起しなければならない(民事訴訟法 16 条)とされている。不動産に関する訴訟の対象不動産が複数の裁判所の管轄にまたがって存在する場合には、管轄権を有するいずれか 1 つの裁判所(すなわち対象不動産が所在する 1 つの場所の裁判所)に訴訟を提起することができる(民事訴訟法 17 条)。この場合、当該裁判所が不動産に関する訴訟の対象不動産が複数の裁判所の管轄にまたがって存在する旨を記載し、それに基づいて訴訟手続を進めることとなる(民事訴訟法 18 条)。

(c) 人又は動産に対する不法行為を理由とする損害賠償請求訴訟

人又は動産に対する不法行為に関する訴訟は、不法行為が行われた場所を管轄する裁判所、被告の居住する場所を管轄する裁判所、被告が事業を行い又は収入を得るために個人的に働いている場所を管轄する裁判所のいずれかに提起できるとされている(民事訴訟法 19 条)。

³⁷ 同条に関する説明書きによると、会社は、①ミャンマー内の唯一又は主要な事務所がある場所で、又は、②その付随的な事務所で請求原因が発生した場合には当該場所で、事業を遂行しているものとみなされる。

(イ) 当事者に関する訴訟要件

(a) 当事者

特別な者を当事者とする訴訟については、民事訴訟法 6 章において定められているほか、Order 27 乃至 32 において当事者毎の詳細が定められており、Order 27 は政府又は公務員(がその権限にて行った場合)、Order 28 は軍、Order 29 は会社、Order 30 は自分以外の名前で事業を行っている者、Order 31 は受託者等、Order 32 は未成年者又は心神耗弱者を当事者とする訴訟についてそれぞれ定めている。

例えば、法人(corporation)が当事者となる場合、法人の代表者(secretary)、取締役(director)、その他役員(other principal officer)で当該事件の事実につき証言できる者が、pleading に署名し確認することその他の訴訟行為の代理権を有する(Order 29 - Rule 1)。

また、未成年者又は心神耗弱者が訴訟当事者となる場合、これらの者を代理するものとして、その訴訟遂行能力を補佐するため、Next Friend(訴訟後見人)及び後見人の制度が定められている(Order 32 - Rule 4)。

(b) 訴訟代理人

現地実務家に対するヒアリング結果によると、ミャンマーにおいては、本人訴訟がなくはないが、極めて稀とのことである。

この点、訴訟当事者の他、当該訴訟当事者の pleader 及び agent は、裁判所への出廷、申立てその他の訴訟行為を行うことができる(Order 3 - Rule 1)。

pleader とは、他人のために裁判所に出廷し、答弁を行う者をいい、高等裁判所における advocate を含む(民事訴訟法 2 条(15))とされている。

また、agent には、以下の者になることができるとされており、民事訴訟法の規定上は弁護士に限定されていない(Order 3 - Rule 2)。

- ① 代理権を有し、当事者に代わって申立て等をする権限を与えられた者
- ② 訴訟当事者が管轄外で営業をしているときに、その営業に関

する問題についてのみ、その管轄内で当事者のために又はその名前で営業を行っている者(他に明確な代理人がない場合に限る。)

(c) 外国人等の取扱い

敵対国(alien enemy)の外国人のうちミャンマーの大統領の許可を得てミャンマー連邦内に居住する者及び友好国(alien friend)の外国人は、ミャンマー連邦内の裁判所に訴えを提起することができる(民事訴訟法 83 条 1 項)。

これに対し、敵対国の外国人であって、ミャンマーの大統領の許可を得ずにミャンマー連邦内に居住する者及びミャンマー国外に居住する者は、ミャンマー連邦内の裁判所に訴えを提起することはできない(民事訴訟法 83 条 2 項)。

また、外国(foreign state)は、一定の場合にミャンマー国内で訴訟を提起できる(民事訴訟法 84 条)。

(ウ) 訴訟又は請求に関する訴訟要件

(a) 二重起訴の禁止

提起しようとする訴訟において争われている事項が、既に係属している訴訟と直接かつ実質的に同じ事件についてのものである場合、裁判所は、かかる訴訟が提起されても、当該訴訟の審理を進めることができない(民事訴訟法 10 条)とされている。

(b) 一事不再理

裁判所は、以前に同一の当事者間で、同一の内容が主張されて、審理され、最終的に判決が下されたのと直接かつ実質的に同一の訴訟又は争点については、審理することができない(民事訴訟法 11 条)とされている。

(c) 法令上の訴訟禁止原因

原告は、法令により特定の訴訟原因について訴訟の提起ができないものとされている場合、当該訴訟原因については訴訟を提起

することができない(民事訴訟法 12 条)ものとされている。

(d) 訴権時効

消滅時効法(Limitation Act)により、訴訟及び申立ての時効期間が定められている。同法に規定する時効期間の経過後に提起された訴訟は、被告から時効が抗弁として主張されていない場合でも、全て却下される(消滅時効法 3 条)³⁸。なお、時効期間内に訴訟提起がなされなかった十分な理由があると裁判所が認める場合には、時効期間の経過後であっても訴訟の提起が認められる。具体的な時効期間とその始期については、消滅時効法の The First Schedule に規定されており、例えば、期限の定めのない貸金債権は、貸金実行時から 3 年間の時効消滅期間に服する。

ミャンマー国外で締結された契約に関してミャンマー国内で提起された訴訟においては、ミャンマーの消滅時効法が適用される。同訴訟において、訴訟当事者が外国法令に定める期間に外国に居住する場合には、外国法令に基づく消滅時効も抗弁となり得る(消滅時効法 11 条)。

(4) 請求内容

特定救済法(Specific Relief Act)に規定される特定救済の内容としては、①一定の動産・不動産の占有回復及び引渡し、②作為義務に従った履行の強制、③不作為義務に従った差止め(preventive relief と呼ばれる。特定救済法 6 条。)、④(損害を補償する方法によるのではない)権利の確定及び宣言、⑤管財人の選定等が挙げられる(特定救済法 5 条)。特定救済法は、刑法の執行のみを目的とする場合は、救済手段を与えないものとしている(特定救済法 7 条)。

以下、主要な救済内容に関する個別の規定を概観する。

(ア) 不動産の占有回復

特定の不動産を占有する権限を有する者は、民事訴訟法に定める方

³⁸ 上記 2. の表の 1. (1) のとおり、訴状には、提訴期限内である旨を記載することとされている。但し、実際の事件において当該記載がどの程度遵守されているかどうかは必ずしも明らかではない。

法に従い、その占有を回復することができる(特定救済法 8 条)。なお、ミャンマー政府に対しては占有回復訴訟を提起することはできず、また、占有回復訴訟に関する decree 及び命令については控訴することができないものとされている(特定救済法 9 条)。

(イ) 動産の占有回復

特定の動産を占有する権限を有する者は、民事訴訟法に定める方法に従い、その占有を回復することができる(特定救済法 10 条)。

特定の動産につき所有の権限なく占有又はコントロールする者は、次に掲げるいずれかのケースに該当する場合には、当該動産を正当な占有権限者に対して引き渡すことを強制される(特定救済法 11 条)。

- ① 請求に係る動産が請求者の代理人又は受託者たる被告により保有されている場合
- ② 金銭による補償では請求者に対して動産の喪失を補填する十分な救済を与えることができない場合
- ③ 動産の喪失に起因する損害の実額を特定することが極めて困難な場合
- ④ 請求に係る動産の占有が請求者から不当に移転してしまった場合

(ウ) 契約上の義務に従った履行強制(契約が執行可能な場合)

本(ウ)において別段の記載がない限り、次に掲げるいずれかのケースに該当する場合には、契約上の義務に従った特定履行は裁判所の裁量により強制される(特定救済法 12 条)。

- ① 合意された行為の全部又は一部が信託された行為の履行に係るものである場合
- ② 合意された行為が履行されないことに起因する損害の実額を特定するための基準が存在しない場合
- ③ 金銭による補償では請求者に対して合意された行為が履行されないことを補填する十分な救済を与えることができない場合
- ④ 合意された行為が履行されないことを補填する金銭賠償を請求者が受け取ることができない蓋然性がある場合

契約対象物が契約締結時においては存在していたが契約履行時には一部喪失した場合であっても、契約は全体につき特定履行が不能となるわけではなく、一部については特定履行を求めることができる(特定救済法 13 条)。

契約義務者がその義務の全部を履行することが不可能となった場合において、当該不履行に係る価値が履行対象全体の価値と比較して少額であり、かつ、当該契約義務者が金銭賠償に応じるときには、裁判所は、履行可能な部分のみ特定履行を認め、その余の少額の不履行部分については金銭賠償をすることで足りる旨の判断を下すことができる(特定救済法 14 条)。反対に、契約義務者がその義務の全部を履行することが不可能となった場合において、当該不履行に係る価値が履行対象全体の価値と比較して相当な部分を占めるとき、又は、当該契約義務者が金銭賠償に応じないときには、裁判所は特定履行を認める旨の判断を下すことはできないが、履行請求者が、履行可能な部分のみの特定履行(履行不可能な部分に係る金銭賠償請求権その他の権利は放棄すること)でよしとする場合には、裁判所は、履行可能な部分に係る特定履行を認めることができる(特定救済法 15 条)。なお、契約対象行為の一部が独立して履行可能な場合において、一部についてのみ履行可能な状況となったときには、裁判所は、当該履行可能な一部についてのみ特定履行を認める旨の判断を下すことができる(特定救済法 16 条)。

契約上の義務に従った履行強制を求める当事者は、当該義務不履行に起因する損害賠償請求についても、履行強制に加えて、又は、履行強制に代えて、請求することができる。裁判所が特定履行については認められないものの、義務不履行に係る損害賠償請求については認められる旨判断した場合には、裁判所は、かかる判断に従い損害賠償請求を認める旨の判断を下すことができる。裁判所が特定履行について認められると判断し、さらに、公平の観点から義務不履行に係る損害賠償請求についても認めるべき旨判断した場合には、裁判所は、かかる判断に従い、特定履行及び損害賠償請求の双方を認める旨の判断を下すことができる(以上につき、特定救済法 19 条)。

(エ) 契約上の義務に従った履行強制(契約が執行不可能な場合)

次に掲げる契約は特定履行を求めることができない(特定救済法 21 条)。

- ① 金銭による補償で十分な救済がなされる契約
- ② 契約内容が詳細に過ぎる、契約内容が契約義務者の特性や意志に依拠している、又は契約の性質上の理由のため、裁判所が特定履行を認めることができない契約
- ③ 契約上の文言が明確であると裁判所が合理的に判断できない契約

- ④ その性質上取消可能な契約
- ⑤ 受託者がその権限を越えて又は受託義務に反して締結した契約
- ⑥ 特別な目的のために設立された会社若しくは公開会社により若しくはこれらの会社のために締結された契約又はこれらの会社の発起人により締結された契約であって、それらの権限を越えて締結された契約
- ⑦ 契約上の義務に従った履行が契約締結日から 3 年を超える期間にわたる継続的義務である場合における契約
- ⑧ 契約上の義務の対象の重要な部分が契約が締結される時点より前において履行不要となっている場合における契約

(オ) 契約上の義務に従った履行強制(裁判所の裁量)

特定救済を認めるか否かの判断は裁判所の裁量に委ねられている(すなわち、法令上特定救済が認められることのみをもって裁判所は特定救済を認める旨の判断を下すわけではない)が、裁判所は恣意的な判断は許されず合理的な判断をしなければならないとされる(特定救済法 22 条)。例えば、①契約が締結された状況に照らし、原告を不当に利する場合(たとえ、原告側に詐欺や虚偽表示がない場合であっても。)や、②契約の履行が被告にとって予期せぬ困難を伴う場合には、裁判所は特定救済を認めない旨の判断をすることができるとされる。一方で、原告が既に実質的行為を行っている場合又は結果として損失を被ることとなるような場合には、裁判所は特定救済を認める旨の判断をすることができるとされる(以上につき、特定救済法 22 条)。

(カ) 契約上の義務に従った履行強制(その他)

上記の他、特定救済法は、誰が特定履行を求めることができ、誰が特定履行を求められないか(特定救済法 23 条乃至 26 条)、また、誰に対して特定履行を求め、誰に対して特定履行を求められないか(特定救済法 27 条乃至 28 条)について詳細な規定を設けている。

(キ) 契約上の義務に従った履行強制(特定救済を求める訴訟が却下された場合の効果)

特定救済を求める訴訟が却下された場合は、原告は契約義務違反に

基づく損害賠償請求をする権利を失うこととなる(特定救済法 29 条)。

(ク) 不作為義務に従った差止め(preventive relief)

特定救済法は、injunction を実現する方法として仮差押え(temporary injunction)と本案的差止命令(perpetual injunction)があることを規定した上で、temporary injunction は、特定の時点又は裁判所のさらなる命令がなされるまでの間その効力を有するものであり、訴訟期間中いつでも裁判所が下すことができるとされ、本案的差止命令は、審問(hearing)のタイミング及び本案に係る decree のタイミングでのみ裁判所が下すことができるものとされる(特定救済法 52、53 条)。

特定救済法は、上記のとおり injunction に関する一般規定を設けた上で、本案的差止命令について、個別的な規定を以下のとおり設けている。

本案的差止命令は、義務違反を防止するために裁判所により下すことができることとされる。当該義務が契約に基づくものである場合には、裁判所は上記(ウ)乃至(キ)記載の契約上の義務に従った履行強制において定められるルールに従うこととされる。被告が原告の財産上の権利を侵害している又は侵害するおそれがある場合には、裁判所は、以下のいずれかのケースに該当するときに、本案的差止命令を下す旨の判断をすることができる(以上につき、特定救済法 54 条)。

- ① 被告が原告のために財産を受託する者である場合
- ② 侵害に起因する又は起因するおそれのある損害の実額を特定するための基準が存在しない場合
- ③ 金銭による補償では原告に対して侵害を補填する十分な救済を与えることができない場合
- ④ 侵害を補填する金銭賠償を原告が受け取ることができない蓋然性がある場合
- ⑤ 多数の法的手続が係属することを防ぐために injunction が必要となる場合

(裁判所が強制することのできる)一定の行為の履行を強制することが義務違反を防止するために必要であるときは、裁判所は、その裁量に従い、当該義務違反を防止するための injunction を下すとともに、かかる必要となる行為の履行を強制することができる(特定救済法 55 条)。

裁判所は、以下のいずれかに該当する場合には、injunction を下す

ことができない(特定救済法 56 条)。

- ① injunction を求める訴訟を受理している機関における法的手続を中断することを目的とする場合。但し、多数の法的手続が係属することを防ぐために差止めが必要となる場合はこの限りではない。
- ② injunction を求める法的手続に劣後しない裁判所における手続を中断することを目的とする場合
- ③ 立法機関への申請を差し止めることを目的とする場合
- ④ 政府機関の公法上の義務又は外国政府の統治行為を阻害することを目的とする場合
- ⑤ 刑事事件に関連する手続を中断することを目的とする場合
- ⑥ 裁判所が特定履行を強制することのできない契約上の義務の違反を防止することを目的とする場合
- ⑦ 迷惑行為 (nuisance) であることを根拠として、迷惑行為に該当するか合理的に明確ではない行為を防止することを目的とする場合
- ⑧ 申立人が黙認してきた継続する違反を防止することを目的とする場合
- ⑨ 信託の違反である場合を除き、他の通常の法的手続により同等に効果的な救済を得ることが確実である場合
- ⑩ 申立人又はその代理人の行為により、それらの者が裁判所の救済を受ける資格を失った場合
- ⑪ 申立人が目的となる事項について何ら個人的利害関係を有さない場合

上記⑥にかかわらず、ある契約が一定の作為義務に係る合意及び一定の不作為義務に係る明示又は黙示の合意の双方によって構成されている場合において、裁判所が作為義務について特定履行を強制することができないときであっても、申立人が自らが負担する契約上の義務に違反していない限り、裁判所は不作為義務に従った injunction を命ずることができる(特定救済法 57 条)。

消滅時効法 (Limitation Act) においては、訴訟及び申立ての時効期間が定められている。同法に規定する時効期間の経過後に提起された訴訟は、被告から時効が抗弁として主張されていない場合でも、全て却下される。内容については前記 (3) (d) を参照されたい。

なお、現地実務家に対するヒアリング結果によると、本案的差止命令が下されることは実務上決して多くないようであり、実務上は日照

権に係る事案、公道に無断で柵を設けた者の排除等の事案があるとのことである。

(5) 裁判所が管轄権を有しない事件

裁判所は、明示又は黙示に管轄権が除外されている訴訟を除き、民事の性質を有する全ての訴訟について管轄権を有しており、訴訟の内容が宗教的な儀式や祭典に関する問題についての判断に全面的に依存するような場合であっても、訴訟の内容が財産権や侵害に対する権利に関する性質を有する限り、民事訴訟に該当し、訴訟の対象とすることができる(民事訴訟法9条)とされている。

明示又は黙示に管轄権が除外されている訴訟の内容としては、例えば、以下の各法律の規定の内容が例示される。

(7) 社会保障法(Social Security Law)89条

①事業所、使用者又は労働者が社会保障法の適用を受けるか否か、②保険料についての責任、保険料の額、追加保険料に関する事項、③給付金を受ける権利の存否及び内容、給付金額の決定についての内容、④使用者の禁止事項違反に関する紛争の解決については、相続に関する争いを除き、民事訴訟の対象とならない。これらの紛争については、社会保障法に定める各社会保障事務所が紛争解決にあたる。

(4) 都市賃料管理法(Urban Rent Control Act)19条

都市賃料管理法の適用のある不動産(ヤンゴン市等に所在する不動産)の賃料に関する訴訟は、裁判所は管轄権を有さない。一方で、通常の賃料に関する訴訟は、民事訴訟を提起したいと考える当事者は、権限ある検査官が発行するレターを提出すれば、裁判所に対して民事訴訟を提起することができる。

(7) 農地法(Farmland Law)25条c項

農地の使用権に関する紛争につき、管区又は州の農地管理委員会の判断が最終である旨を定めている。

(E) Vinaya Dhammakan 紛争処理法(Vinaya Dhammakan Disputes Settlement

Law)12 条

僧侶同士の紛争については、民事訴訟の対象とならない。かかる紛争は、僧侶により構成される委員会により解決されることとなる。

(オ) 南ミャンマー市村法 (Lower Burma Town and Village Lands Act)³⁹41 条

南ミャンマー市村法に定める事項については、裁判所は管轄権を有さない。かかる事項については、税務官により解決されることとなる。

(カ) 北ミャンマーの土地及び税に関する法律 (Upper Burma Land And Revenue Regulation)⁴⁰53 条

①大統領及び権限ある税務官による権限行使の態様に関する事項、並びに②州の土地の所有又は占有に関する請求、徴税及び追徴に関する請求その他の北ミャンマーの土地及び税に関する法律に定める事項については、裁判所は管轄権を有さない。①については大統領又は権限のある税務官により、②については税務官により解決されることとなる。

(6) 訴訟費用

民事訴訟に係る訴訟費用に関しては、訴訟費用法 (Court Fees Act) がその内容を規定しており、訴訟費用法には、固定的な訴訟費用、及び訴訟の目的物の価額に応じて支払われるべき訴訟費用がそれぞれ規定されている。

例えば、金銭に関する訴訟については、請求額に応じて訴訟費用が決定され (訴訟費用法 7 条 i)、市場価値を有する動産については、訴状の提出日における動産の市場価値に応じて訴訟費用が決定される (訴訟費用法 7 条 iii)。

加えて、高等裁判所を除き、訴訟費用法の別紙に記載された書面については、当該書面に係る費用を支払わない限り、裁判所に提出することができないとされている (訴訟費用法 6 条)。具体的な書面及び費用の額については、

³⁹ 南ミャンマー市村法は、南ミャンマー並びに北ミャンマーの中のタエツミョー地区に存在する市及び村所在の土地に適用される。

⁴⁰ 北ミャンマーの土地及び税に関する法律は、タエツミョー地区を除く北ミャンマーに適用される。

別紙IV-3-(6)を参照されたい。

全ての訴訟費用は、印紙によって徴収されることとなる(訴訟費用法 25 条)。

(7) 送 達

原告より訴訟が提起されると、訴訟を受理した裁判所は、召喚状(原則として訴状が添付される(Court Manual 149 頁。))を発行し、当該召喚状を被告に送達する(Order 5 - Rule 1)。かかる手続を経て、被告は、原告による訴訟の内容を認知するに至ることとなる。

裁判所による召喚状の送達方法については、被告の数・属性・所在地、訴訟の目的等に応じ、また、被告が送達を回避した場合の対応を含め、Order 5 - Rule 11 以下において詳細に定められている(Order 5 - Rule 11 乃至 30)⁴¹。

裁判所は、被告による防御の準備が可能となるよう、召喚状の発送から第 1 回の審理までの間に十分な期間を設ける必要があるとされており、訴訟当事者が外国に居住している場合には、最低でも召喚状の発送から 4 ヶ月の期間を設けることとされている(Court Manual 147 頁、150 頁)。

送達に関する手続の実態は、前記 2. の表の 2. 及び 3. を参照されたい。

4. 送達完了から証拠調べまで

(1) 被告による反論書(Written Statement)の提出

原告の提出した訴状の内容に応答するべく、被告は、第 1 回の審理の時点若しくはそれ以前の時点、又は裁判所が許容する別途の時点において、反論書を提出することができるとされている(Order 8 - Rule 1)。

反論書においては、以下の内容が記載されるとされている。まず、被告は、請求が棄却されるべきであることを証明する全ての事項及び抗弁につい

⁴¹ Order 5 に記載されている送達の具体的方法は極めて多岐にわたるため、紙幅の関係もあり本文で詳述はしないが、会社(corporation)に対する送達については、会社による訴訟又は会社に対する訴訟を規定する Order 29 - Rule 2 に規定されている。当該規定によると、**召喚状**は、①secretary、取締役、又は当該会社の主要な officer に対して送達可能であり、又、②登録された事務所(登録された事務所が存在しない場合には当該会社が事業を遂行している場所)に届け置くか、郵送する方法により送達可能である。

ての全ての根拠を挙げなければならない(Order 8 - Rule 2)。また、反論書では、単に原告が主張する原因を一般的に否定するだけでは十分ではなく、自らが真実と認めない事実に関する原告の個々の主張を特定して否認しなければならない(Order 8 - Rule 3)。さらに、被告は、金銭の返還を求める訴訟においては、原告の主張に対して、相殺の主張をすることができる(Order 8 - Rule 6)。

仮に、訴状における事実に関する主張が被告により特定の上否認されなかった場合、原則として、被告は、当該主張を認諾したものとみなされる(Order 8 - Rule 5)。

一方当事者が裁判所によって定められた日までに反論書その他の文書を提出することを怠った場合、裁判所は、当該当事者を敗訴させる判決書を下すか、又は適切であると考ええる命令を下すことができる(Order 8 - Rule 10)とされている。

被告による反論書の提出までの手続の実態は、前記 2. の表の 4. ないし 9. を参照されたい。

(2) 期 日

裁判所により延期されない限り、裁判所が被告を召喚した期日においては関連当事者(又はその関連する pleader)が出廷の上手続が開かれなければならない(Order 9 - Rule 1)。

召喚状の発付を受けた被告は、以下のいずれかの方法により、本人又は pleader により出席しなければならない(Order 5 - Rule 1)。

- ① 被告本人が直接出廷する。
- ② 被告本人から適法に指示を受け、訴訟に関する全ての重要な問題について対応可能な pleader が出廷する。
- ③ 上記②のとおり訴訟に関する全ての重要な問題について対応可能な者を同行した pleader が出廷する。

当事者の双方が裁判に出席しない場合、裁判所は手続を却下することができる(Order 9 - Rule 3)とされている。もっとも、いずれの当事者も裁判に出席しないことを理由として手続が却下された場合には、原告は、新たに訴訟を提起することができることとなる(Order 9 - Rule 4)。

召喚状が被告に対して到達しなかった場合には、訴訟手続は以下のとおり進められることとなる。まず、召喚状が出されたにもかかわらず不達となり裁判所に返送された場合で、かつ、裁判所に召喚状が返送された日から 3 ヶ

月以内に新たな召喚状の発送が申し立てられなかった場合、裁判所は手続を却下しなければならない(但し、原告は新たに訴訟を提起することができる。)。但し、原告がかかる期間内に被告の住所の調査のための最善の努力を尽くした場合、被告が送達手続を避けた場合、その他十分な理由がある場合には、裁判所はかかる期間を延長することができる(Order 9 - Rule 5)。

次に、当事者の一方が期日に欠席した場合の訴訟手続は以下のとおりとなる。まず、原告が出席したものの被告が欠席した場合には、以下のとおりに取り扱われることとなる(Order 9 - Rule 6(1))。

- ① 召喚状が被告に適切に送達されたことが証明された場合には、裁判所は、原告のみの手続(ex parte)として進めることができる
- ② 召喚状が被告に適切に送達されたことが証明されなかった場合には、裁判所は、二回目の召喚状を発行し被告に送達するよう指示をする
- ③ 召喚状が被告に適切に送達されたことが証明された場合でも、被告が召喚状に記載された日に出席し答弁するための十分な時間がなかった場合には、裁判所は、期日を延期し、被告にその延期した日を通知するよう指示しなければならない

一方で、被告が出席したものの原告が欠席した場合、裁判所は、被告が請求を認めた場合を除き、手続の却下を命じる。被告が請求を認めた場合には、裁判所は、被告に対し、認めた点について decree を言い渡し、その残部について却下する(Order 9 - Rule 8)。なお、この場合、原告は原則として新たな訴訟を提起することが出来ない(Order 9 - Rule 9(1))。

なお、原告のみが出席し、かつ、被告に対して decree 又は命令がなされた場合には、被告は、裁判所に対して、その撤回を申し立てることができる。被告が裁判所に対して召喚状が送達されなかったこと又は欠席したことについて合理的な理由があることを十分に説明した場合、裁判所は相当の費用の支払いを条件として、decree 又は命令の撤回を命じ、新たな期日を指定することとなる(Order 9 - Rule 13)。

期日の進行の実態は、前記 2. の表の 4. ないし 14. を参照されたい。

(3) 争点の決定

訴訟の第 1 回の審理(first hearing)⁴²では、裁判所は、訴状及び反論書

⁴² 法文上は第 1 回の審理(first hearing)という用語が用いられているところ、訴訟の実態としては、上述のとおり、既に裁判所において当事者双方が関与する期日が設けられているが、以下においては、法文の記述に忠実に「第 1 回の審理」という用語を用いることとする。

を読み上げた後に、それに基づいて争点を形成し、記録する (Order 14 - Rule 1(5))。

争点には、事実に関する争点 (issues of fact) と法律に関する争点 (issues of law) の二種類がある (Order 14 - Rule 1(4))。そして、争点は一方当事者が肯定し他方当事者が否定する、法律又は事実についての実体的な命題に関してのみ形成すべきものとされ (Order 14 - Rule 1(1))、「実体的な命題」とは、原告が訴える権利を示すために又は被告がその防御を構成するために主張することを要する法律又は事実に関する命題であるとされる (Order 14 - Rule 1(2))。

裁判所は、法律に関する争点が決定されるまで、事実に関する争点を決定することを延期することができる (Order 14 - Rule 2)。また、裁判所が、裁判所に出頭していない者又は訴訟の場に提出されていない書面を調べなければ争点を決定することができないと判断する場合には、裁判所は争点の決定を延期し、かかる者の出頭又は書面の提出を求めることができる (Order 14 - Rule 4)。

裁判所は、decree を下す前であれば、適切であると考えられる場合、争点を変更し、追加的な争点を形成し、又は、争点のいずれかを削除することができる (Order 14 - Rule 5)。

法律又は事実に関する問題について両当事者が争わないことが明らかである場合、裁判所は、直ちに判決書を下すことができる (Order 15 - Rule 1)。

争点の決定の実態は、前記 2. の表の 10. (1) を参照されたい。

5. 証拠調べ手続

証拠調べ手続に関連する民事訴訟法及び Evidence Act の規定の内容は以下のとおりである。なお、証拠調べ手続の実態は、前記 2. の表の 11. を参照されたい。

(1) 証拠の提出

まず、一方の当事者が、訴訟の審理のために確定された期日又はその他の延期された期日において主張を行い、証明責任を負うべき争点に関し、文書又は口頭により証拠を提出することとなる。その後、これに応答するかたちで、他方当事者が主張を行い、文書又は口頭により証拠を提出する (Order 18 - Rule 2)。法廷地の言語で書かれていない書類が証拠として申請された

場合、法廷地の言語への翻訳及び当該翻訳が真正であることに係る証拠が必要となる(Court Manual 69 頁)。

また、第1回の審理においては、両当事者が保有する全ての書証が提出される必要がある。第1回の審理より後の訴訟手続の段階においては、裁判所が納得する十分な理由が証明されない限り、書証の提出は受理されないためである(Order 13 - Rule 1, 2)。

(7) 証拠の対象

証拠は、争点(fact in issue)の存在若しくは不存在又は関連性のある事実(relevant fact)⁴³についてのみ提出することができるとされている(Evidence Act 5 条)。但し、実務上は、当事者が提出した全ての証拠が審理の対象とされている点については、上記の通りである。

(イ) 自白について

当事者が自白した事実については、証明が不要とされているが、裁判所は、裁量により、自白された事実について証明を要求することができる(Evidence Act 58 条)。

なお、民事訴訟では、当該自白について証拠が提出されないことを明示的な前提としてなされた自白、又は、当該自白の証拠が提出されないことを当事者が合意したと推測される状況でなされた自白は関連性を有しないとされている(Evidence Act 23 条)。

なお、自白の方式については Order 12 において、書面に係る自白及び事実に係る自白についてその方式等が規定されており、相手方に自白を促す行為は所定の様式に従った書面によって通知する方式によってなされなければならない(Order 12 - Rule 3, 5)、自白を拒否した者は原則として当該書面・事実を証明する費用を負担しなければならない

⁴³ 関連性がある事実は Evidence Act の 6 条乃至 16 条に規定されているが、例えば、以下の事実は関連性のある事実とされている。

- ① 争点と同一の取引の一部について、争点と関係する事実
- ② 関連性のある事実や争点についての状況、原因若しくは効果、又は、それらが発生した状態、それらが発生するきっかけとなる事実
- ③ 争点若しくは関連性のある事実の動機若しくは準備を示すか、又は構成する事実
- ④ 争点や関連性のある事実を説明し、若しくは紹介するために必要となる事実、それらによる推論を支持する、若しくは反論となる事実
- ⑤ 損害賠償請求訴訟における、損害額の決定を可能にする事実

こととされている (Order 12 - Rule 2, 4)。

(ウ) 証明の対象

以下の事項については、証明が不要とされている (Evidence Act 56 条及び 57 条)。

- ① 法令が有効であること、又は有効となること
- ② 法案が可決されていること、又可決されること
- ③ 陸軍、海軍及び空軍の戦争の記事
- ④ 議会での手続の進行
- ⑤ 英国及びアイルランドの即位及びサインマニュアル
- ⑥ 英国の裁判所が関知する印章、ミャンマーの裁判所等の印章
- ⑦ ミャンマーの官公庁の職員の就任、氏名、肩書き、機能及び署名 (当該職員の任命の事実が官報で通知された場合)
- ⑧ 大統領により承認された国家の存在、権限及び国旗
- ⑨ 官報で通知された時間の区分、世界の地理的な区分、並びに公的な祝祭、断食期間及び休日
- ⑩ 英国政府の主権の及ぶ範囲
- ⑪ ミャンマーと他の国等との間の対立の開始、継続及び終了
- ⑫ 裁判所の職員及び当該職員の代理人、部下及びアシスタントの氏名、裁判所の手続の執行について活動する職員の氏名、並びに法律家及び裁判所で行動することが許可された者の氏名
- ⑬ 陸上の道路及び海路の規則

また、裁判所は、公的な歴史、文学、科学又は芸術については、適切な文献又は書類を参照することができる (Evidence Act 57 条)。

(エ) 証拠の評価

書類の内容以外の事実については、口頭の証拠⁴⁴によって、証明が可能とされている (Evidence Act 59 条)。

他方、書類の内容については、一次的証拠又は二次的証拠⁴⁵により

⁴⁴ なお、口頭の証拠は、直接的なものでなければならないとされている (Evidence Act 60 条)。

⁴⁵ 一次的証拠とは、当該書類そのものであり (Evidence Act 62 条)、二次的証拠には、当該書類の写し等が含まれる (Evidence Act 63 条)。

証明することができる」とされているが(Evidence Act 61 条)、書類については、原則として、一次的証拠により証明することとされており、二次的証拠による証明は、原本が紛失した場合や、原本が容易に移動できない性質のものである場合等の一定の場合に限定されている(Evidence Act 64 条、65 条)。

(オ) 立証責任

自らが主張する事実の存在に左右される法的な権利又は債務について、裁判所に判断を求める者が、当該事実について証明しなければならぬとされており(Evidence Act 101 条)、証拠が両者から提出されなかった場合に主張に失敗する者に主張責任があるとされている(Evidence Act 102 条)。

(カ) 禁反言

Evidence Act には、一方の当事者が、意図的に、他方当事者に、ある事項が真実であると信じさせ、これをもとに行動させた場合、当該事項が真実であることを否定できないとする(115 条)、禁反言の法理について規定されている。

(2) 証人尋問

両当事者は、訴訟が開始された後のどの時点においても、裁判所への申請により、証拠を示し、又は文書を作成するために出頭が必要となる証人に対する召喚状を得ることができる(Order 16 - Rule 1)。

この場合、召喚を申請した当事者が証人に関する費用を裁判所に支払うこととなり、証人の属性に応じた支払額等費用に関する事項が具体的に定められている(Order 16 - Rule 2 乃至 4)が、実務上は、その費用が少額であることもあり、当該規定に基づく費用の納入は行われておらず、交通費を事実上負担したり、食事をご馳走したりするといった対応がなされているとのことである。

その他、Order 16 には、証人の召喚状の送達等に関する事項(Rule 5 乃至 9)、不出頭の場合の手続(Rule 10 乃至 13)、召喚された者の義務(Rule 15, 16)等が定められている。

なお、訴訟の当事者が証拠を示し又は文書の提出を要求される場合については、適用ある限り証人に係る規定が妥当する(Order 16 - Rule 21)。

出頭した証人の証言は、公開の法廷で、裁判官が出席し、その指示及び監督の下で、口頭で採取され、法廷地の言語又は英語で記録される (Order 18 - Rule 5)。この点、ミャンマー語が公用語とされて以降、法廷ではミャンマー語が用いられているようである。但し、証人がミャンマー語を話すことができない場合には、英語か、英語での通訳が用いられる (Court Manual 57 頁)。また、証人及び通訳は宣誓 (Oath) 又は確約 (Affirmation)⁴⁶をしなければならないとされている⁴⁷ (Oath Act 5 条 (a) 及び (b))。

証人の召喚を要求した者が最初に主尋問を行い、その後、反対尋問が行われ (他方当事者が望む場合)、さらに、再尋問が行われる (召喚を要求した当事者が望む場合) (Evidence Act 137 条)。主尋問及び反対尋問は重要な事実に関するものである必要があるが、反対尋問は、証人が主尋問に関して証言した事実に限定されない (Evidence Act 138 条)。

証人の召喚や尋問に関する裁判所の命令は、Evidence Act 及び民事訴訟法に定められている (Evidence Act 135 条)。

証拠の許容性は、Evidence Act に従って、裁判官によって決定される (Evidence Act 136 条)。

6. 訴訟手続の進行中の事象

(1) 訴訟手続の中止・中断

訴訟手続は、複数の原告又は被告のうちの一部の当事者が死亡した場合であっても、中断しない (Order 22 - Rule 2)。但し、唯一の原告又は被告が死亡した場合、申立てがなされれば、死亡した原告又は被告の legal representative が当事者となり訴訟を進行することとなるが、かかる申立てがなければ、訴訟手続は中断される (Order 22 - Rule 3, 4)。

また、原告が破産した場合、管財人又は受領者 (assignee or receiver) が当該訴訟を債権者の利益のために維持することができる。もっとも、かかる場合であっても、管財人又は受領者が当該訴訟の維持を拒否し、又は、命令された時間内に保証金の納入を拒否した場合には、被告は、原告の破産を理由として訴訟の却下を申し立てることが可能となる (Order 22 - Rule 8)。

上記のとおり訴訟が中断し、又は却下された場合の効果として、同じ請求

⁴⁶ 証人及び通訳がヒンドゥー教徒若しくはイスラム教徒であるか、又は、宣誓をすることに反対した場合に、当該証人及び通訳は、宣誓の代わりに確約をしなければならないとされている (Oath Act 6 条)。

⁴⁷ もっとも、宣誓又は確約が行われなかったことによって、手続が無効になり、又は証拠が採用されなくなるものではないとされている (Oath Act 13 条)。

原因に基づいた新たな訴訟の提起が認められないこととなる (Order 22 - Rule 9)。

なお、訴訟係属中に利益(interest)の委任又は委譲があった場合、利益の委任又は委譲を受けた人は、裁判所の決定により、訴訟を続けることができる (Order 22 - Rule 10)。

(2) 中間命令 (Interlocutory Order)

裁判所は、判決書を下す前に、訴訟当事者の申立てにより (Order 39 - Rule 8)、中間売買を命令する権限を有している。裁判所は、訴訟の目的物であり、素早く自然に劣化し悪化してしまう、又は他の何らかの正当かつ十分な原因により、直ちに売却されることが望ましい動産の売買を命令することができる (Order 39 - Rule 6)。また、裁判所は、適切と認める方法により、訴訟の対象となっている財産の留置、保存、点検等を行うことができる (Order 39 - Rule 7)。

7. 訴訟の終了

以下においては、訴訟の終了原因について法律上の規定を概説する。もっとも、現地実務家に対するヒアリング結果によると、実際上の訴訟においては、その9割超が請求認容又は棄却判決によって終了しており、それ以外の事由によって訴訟が終了することは殆どないとのことであった。

(1) 訴訟の取り下げ及び請求の一部放棄等⁴⁸

原告は、訴訟の提起以降いつでも、被告の全員又は一部との関係において、訴訟を取り下げ、又は、その請求の一部を放棄することが可能である (Order 23 - Rule 1(1))。

また、裁判所が、①何らかの形式的な瑕疵によって訴訟が原告敗訴となること、又は②原告が当該訴訟の目的又は請求の一部に係る新たな訴訟を提起するためのその他十分な理由があることを認めた場合には、裁判所は、当該訴訟の目的物又は請求の一部に関する新たな訴訟を提起する権限を与えた上

⁴⁸ なお、これらに関する Order の中には被告による請求の認諾に関する規定は存しないが、Order 12 (Admissions) 中、いずれの当事者も case についてその一部又は全部を認める (admit) ことができる旨の規定が存在する (但し、同 Order 中事実に関する admission がなされた場合の効果は定めたは存するものの、case に関する admission がされた場合の効果は直接定めたものは存しないようである。)

で、訴訟の取り下げ又は請求の一部放棄をする許可を与えることができ(同(2))、かかる許可を得なかった場合にはかような新たな訴訟を提起することはできない(同(3))。

上記の訴訟の取り下げ及び請求の一部放棄について被告の同意を要する旨の規定は存在しないが、複数の原告が存在する場合に他の原告の同意なくして請求の取り下げを出来ないことを窺わせる規定は存在する(同(4))。

なお、上記の規定に従って新たな訴訟の提起が認められた場合には、公訴時効との関係では当初の訴訟が提起されなかったものとみなされる(Order 23 - Rule 2)。

実務上、訴訟の取り下げがなされることはあり、具体的には訴訟物を巡る利益状況に変化が生じた場合(対象不動産の価格が変わる等)があるとのことである。

(2) 訴訟上の和解

原告・被告間の何らかの適法な合意又は和解によって訴訟が全面的若しくは部分的に変更された場合、又は、訴訟の目的の全部又は一部について被告が原告を満足させた場合は、裁判所は、①かかる合意、和解及び満足を記録するように命じ、それに従った decree を出すか、②審理手続の停止についての decree を下し、合意、和解又は満足を実現するために、その条件に関して両当事者が自由に申立てを行うようにさせることができる(Order 23 - Rule 3)。

もともと、実務上、裁判所は、当事者に対して和解するように勧めることはなく⁴⁹、また、当事者は、訴訟手続に入った後は和解をすることは殆どないが、ごく稀に訴訟外において和解をし、その内容に従った判断をする旨を申し立てることはあるとのことである。

(3) 訴訟要件の欠缺に基づく訴えの却下

現地実務家に対するヒアリング結果によると、訴訟要件の欠缺に基づき訴えが却下されるケースは殆どないとのことである⁵⁰。

⁴⁹ 現地実務家へのヒアリング結果によると、裁判所による和解勧告は不適法であるとの見解が示された。

⁵⁰ 数少ない例外的な場面として、管轄違い、事件の性質上裁判所が扱えない場合等が挙げられた。

(4) 判決書(judgment)及び decree

裁判所は、訴訟における審理及び両当事者又は pleader(もしあれば)による最終弁論の後に、公開の法廷で、直ちに、又は両当事者若しくは pleader に通知された将来の期日において、判決書(judgment)を下す。

判決書には、事件についての簡潔な陳述、判断の要点、それに基づく判断、及び判断の理由が含まれる(Order 20 - Rule 4(2))。

decree には、判決書を確認し、訴訟の番号、両当事者の氏名並びに表示及び請求の細目が含まれ、認められた救済又は訴訟に関するその他の決定事項が明確に特定される。また、decree においては、裁判に要した費用の額及びその費用が誰により、又はどの財産のどの部分から支払われるべきかについても述べられる。裁判所は、一方当事者から他方当事者に支払われるべき費用につき、後者が前者に対して負うべきものと承認又は認定された価額とを相殺すべきことを命じることも可能である(Order 20 - Rule 6)。

上記の一般的な規定のほか、民事訴訟法には、事件の種類毎に decree に記載を要する事項が定められている(Order 20 - Rule 7 乃至 19)ほか、その雛形が添付されている。

判決書の記載例及び金銭の支払いに係る decree の記載例については、別紙IV-2-15-①及び別紙IV-2-15-②を参照されたい。

判決に係る実態は、前記 2. の表の 14. 及び 15. を参照されたい。

8. 上訴の手續

(1) 控訴審の手續

(ア) 控 訴

第 1 審の判断に不服がある場合、訴訟当事者は控訴することができる。控訴は、原審に関して控訴を判断する権限のある裁判所に対して行う必要がある(民事訴訟法 96 条、Order 41)。また、中間判決(Preliminary decree)で敗訴したにもかかわらず控訴しなかった当事者は、終局判決に対する控訴を行うことはできない(民事訴訟法 97 条)。ヤンゴン市裁判所の判断に対しては、30 日以内に、それ以外の裁判所の判断に対しては 90 日以内に控訴の申立てをしなければならない

とされている(Court Manual 212 頁)。

民事訴訟法上、控訴審裁判所は、以下の権限を有し、義務を負う(民事訴訟法 108 条)。

- ① 終局判決を下すこと
- ② 差し戻すこと
- ③ 論点を提示し、証拠を調べさせること
- ④ 追加の証拠を提出させること

控訴審を開始しようとする当事者は、まず控訴状を提出しなければならない。控訴状は、控訴人の署名のある書面で、裁判所又は裁判所に指名された Officer に対して、原審の decree の写しとともに提出する必要がある(Order 41 - Rule 1)。

控訴状には、以下の内容が記載されなければならない(Order 41 - Rule 1)。控訴人は、裁判所が認めた場合以外には、控訴状に記載された内容以外の主張を行うことはできない(Order 41 - Rule 2)。

- ① 控訴の理由(なお、控訴の理由は簡潔に整理されて記載されなければならない。)
- ② 日時
- ③ 全当事者の氏名・住所
- ④ 原審の事件番号
- ⑤ 控訴費用額

控訴状が上記の内容に従っていないと裁判所が判断した場合、裁判所は控訴状の却下若しくは修正を命じ、又は修正することができる(Order 41 - Rule 3)。控訴状が却下される場合、裁判所はかかる却下の理由を記録する必要がある。多数の控訴人又は被控訴人が存在する訴訟で控訴理由が共通する場合、控訴審は、全ての控訴人又は被控訴人のために原審を変更することができる(Order 41 - Rule 4)。

控訴審が原審の decree や命令の中止を命ずる場合を除き、控訴によって原審の decree や命令は中止されず、控訴されたことによって原審判決の執行が中止されることもない。もっとも、以下の場合に該当する場合、裁判所は執行の停止を命じることができる(Order 41 - Rule 5)。

- ① 執行により申立人に重大な損失が生じる場合
- ② 遅滞なく執行停止が申し立てられた場合
- ③ 執行について十分な担保が提供された場合

(イ) 控訴審の手続

控訴審における手続は、大要、以下のとおり行われる。

① 控訴状の受理及び記録

控訴状が受理されると、控訴審裁判所は、控訴記録簿と称される帳簿(book)に当該控訴を記録しなければならない(Order 41 - Rule 9)。控訴審裁判所は、被控訴人の申立てにより、控訴人に対して担保提供を求めることができる(Order 41 - Rule 10)。

② 期日の設定

控訴審裁判所は、控訴人を聴取するための期日を設ける等したうえで、原審裁判所等に通知することなく、控訴を却下することができる(Order 41 - Rule 11(1))。

控訴審裁判所は、控訴を却下しない場合は、控訴審の期日を設定しなければならない(Order 41 - Rule 12)。また、控訴審裁判所は、控訴がなされたことを原審裁判所に通知する必要がある(Order 41 - Rule 13 (1))。

③ 期日における聴取等

指定された控訴審の期日において、控訴人は控訴をした理由について聴取される。控訴審裁判所は、控訴を直ちに棄却しない場合には、被控訴人の控訴に対する答弁を聞き、そのような場合には、控訴人は反論の権利を有する(Order 41 - Rule 16)。

④ 控訴の却下

以下の場合、控訴は却下される。

- ・ 控訴人が指定された期日に欠席した場合(Order 41 - Rule 17)⁵¹
- ・ 期日において、控訴人の送達費用の不納付を理由として、被控訴人への送達ができなかった場合(Order 41 - Rule 18)

これらの場合、控訴人は再度の控訴の申立てをすることができ、当該却下事由について十分な理由があると認められた場合には、裁判所は当該控訴の再度の申立てを認めなければならない(Order 41 - Rule 19)。

⑤ 控訴審における審理等

- ・ 控訴審裁判所は、一定の場合、場合、差戻しを命じることがで

⁵¹ これに対し、控訴人が出席したにもかかわらず被控訴人が欠席した場合、期日は被控訴人欠席のまま開かれる(Order 41 - Rule 17)。

きる (Order 41 - Rule 23)。

- ・ 控訴審裁判所は、記録上の証拠が判決書の言渡しのために十分な場合には、訴訟についての最終的な決定を行うことができる (Order 41 - Rule 24)。
- ・ 原審裁判所が争点を構成又は判断しておらず、又は、争いのある事実を判断しておらず、それらが事件における適切な判断にとって不可欠であると判断した場合には、控訴審裁判所は、争点を構成し、原審に差し戻すことができる (Order 41 - Rule 25)。
- ・ 控訴審においては追加の証拠提出は原則として認められない (Order 41 - Rule 27)。

(ウ) 控訴審判決

控訴審裁判所は、当事者の主張を聞いた後、判決書を言い渡す (Order 41 - Rule 30)。

判決書には、判断のポイント、当該ポイントに係る判断、判断の理由及び控訴人に与えられる救済(原審が取消され又は変更された場合)が記載されなければならない (Order 41 - Rule 31)。

判決書においては、原審に係る decree を確認、変更、又は破棄することができる (Order 41 - Rule 32)。

(2) 上告 (Second Appeal)

控訴審の判断に不服がある場合、訴訟当事者は上告することができる (民事訴訟法 100 条)。なお、連邦最高裁判所への上訴は一定の場合にのみ行いうる (民事訴訟法 109 条)。

- ① 法律又は法律としての効力を有する慣習法の違反
- ② 法律又は法律としての効力を有する慣習法に関する重要な論点が判断されなかった
- ③ 民事訴訟法その他の法律上の手続の著しい違反による、決定への瑕疵のおそれ
- ④ 不動産に関する訴訟、又は 200 万チャットを超える訴訟における控訴審による変更又は破棄

(3) 抗告の手續

以下に掲げる裁判所の命令に不服がある場合、訴訟当事者は抗告をすることができる(民事訴訟法 104 条(1))。

- ① 民事訴訟法 35 条 A に基づく、濫用的な請求又は防御に係る費用の補償に関する命令
- ② 民事訴訟法 95 条に基づき、根拠が不十分な逮捕、差押え又は差止命令に対する補償に係る命令
- ③ 民事訴訟法に定める制裁金(fine)や、逮捕・民事刑務所への拘留(逮捕・拘留については後述)を命じる旨の命令(但し decree の執行に基づくものを除く。)
- ④ その他法令上明示的に許されたものに関する命令

上記の場合を除き、命令について抗告をすることは原則として認められず(民事訴訟法 104 条(2)、105 条)、抗告ではなく控訴することができる。

(4) 上訴に係る実務

現地実務家に対するヒアリング結果によると、敗訴当事者が上訴をする比率は控訴・上告のいずれともほぼ 100%であり⁵²、控訴審裁判所で手續が開始されてから判決が言い渡されるまでの期間は 3 ヶ月～6 ヶ月程度、上告審裁判所での手續開始から判決言渡しまでの期間は約 6 ヶ月～1 年とのことである。

上級審では、原審と異なり原告と被告が裁判所に出頭するのは、召喚状所定の最初の期日の他には、最終弁論(final argument)期日及び判決言渡し期日の 3 回のみとのことであった。

9. 保全(仮差押え(temporary injunction)を中心に)

(1) 総 論

民事訴訟法の 6 章においては、正義の目的が妨げられるのを阻止するための 5 つの「補助的な手續」(supplemental proceedings)が定められており、その一つが仮差押え(temporary injunction)である^{53 54}。

⁵² 但し、金銭的に困難な場合には上告まで行くことを断念する場合もあるとのことである。

⁵³ 他の 4 つは①被告の逮捕のための令状の発行、②被告に対する担保提供命令、③財産保全管理人(receiver)の選任、及び、④interlocutory order である。

temporary injunction については、Order 39 - Rule 1 乃至 Rule 5 が主としてこれを規律するが、必ずしも詳細な規定ではないため、以下においてはまず、当該 Order の規定について概説した上、現地実務家に対するヒアリングに基づく実際の運用状況を紹介する。

(2) temporary injunction に関する諸規定

(ア) 要件

①訴訟において争いになっている財産が当該訴訟の当事者によって毀損等される恐れがある場合、又は、②被告がその債権者を欺く目的でその財産を処分等する意図等を有する場合には、裁判所は、かかる行為を制限するために、order によって、temporary injunction を付与するか、かかる財産の毀損や処分等を防ぐために裁判所が適切 (thinks fit) と考える他の order を発令することができる (Order 39 - Rule 1)。

また、現地実務家に対するヒアリング結果によると、民事訴訟法の明文に定めのない保全の為の要件として、以下の要件が存在することであるが、当該要件相互間の関係は必ずしも明確ではないようである⁵⁵。

- ① 申立てが認められる可能性
- ② 裁判所が干渉することによって損害を防ぐことができること
- ③ temporary injunction を出さないことによって損害が発生しない又は減少しないようにすること
- ④ 原告の被告に対する権利の有無
- ⑤ 損害を回復できないこと (例：値段がつけられない、代替不可能、賠償不可能)
- ⑥ 他の方法がないこと
- ⑦ 両当事者に対する妥当性

(イ) 申立て

賠償 (compensation) が訴訟において申し立てられているかどうか否

⁵⁴ このほか、Transfer of Immovable Property Act において、目的物の訴訟中の売却の禁止が規定されている (52 条)。

⁵⁵ なお、現地実務家に対するヒアリング結果によると、上記の全ての要件を満たしても、遺言状、保護者申請書、相続状については、temporary injunction に係る order を出すことができないとのことである。

かを問わず、被告による契約違反又はその他の種類の権利侵害 (injury) を規制する全ての訴訟において、原告は、訴訟提起後いつでも、判決書の前後を問わず、被告によるかかる違反・権利侵害を制約するために、裁判所に対して temporary injunction を申し立てることができる (Order 39 - Rule 2(1))。temporary injunction の申立書の記載例は、別紙IV-9-(2)-(イ)を参照されたい。

(ウ) 審 理

裁判所は、そうすることにより injunction の目的が遅滞により阻害されるように見受けられる場合を除き、全ての案件において、injunction を付与する前に、申立ての相手方に対して申立ての通知を指示しなければならない (Order 39 - Rule 3)。

(エ) 命 令

裁判所は、期間、担保提供その他裁判所が適切と考える条件にて injunction order を発令でき (Order 39 - Rule 2(2))。記載例は、別紙IV-9-(2)-(エ)を参照されたい。)、かかる命令の非遵守、違反があったときには、裁判所は、当該違反等を行った者の資産を差し押さえる (attach) とともに、民事刑務所 (civil prison) に 6 ヶ月を超えない期間拘置 (detain) することができる (Order 39 - Rule 2(3))。上記の差押えの期間は 1 年間を超えてはならず、その期間の終了時において当該違反等が継続している場合には、差し押さえられた財産を売却することができ、その売却の結果得られた対価より、裁判所は権利を有する者に対して、適切と考える賠償を与えることができる (Order 39 - Rule 2(4))。

また、企業 (corporation) に対する injunction order に係る命令は、当該企業それ自身のみではなく、当該命令が制約を企図している当該企業の全てのメンバー及びオフィサーの行動をも拘束する (Order 39 - Rule 5)。

(オ) 不服申立て等

全ての injunction の order は、当該 order に不服な当事者による申立てによって、取り消し、変更、撤回されうる (Order 39 - Rule 4)。

(3) temporary injunction の実務

現地実務家に対するヒアリング結果によると、temporary injunction の実務の概要は以下のとおりである。

(ア) temporary injunction の申立てが行われる場面

temporary injunction の申立てがなされるのは、物の売買契約に基づく引渡請求事件において目的物の二重譲渡を阻止する場合⁵⁶、被告が占有している動産・不動産を保全する場合等が多いとのことである。なお、銀行預金等第三債務者に対する temporary injunction は認められていないとのことである。

Order 39 - Rule 1 及び Rule 2 において、temporary injunction の対象となる「Property」が定義されていないが、例えば、道路の利用権や映画を上映することによって取得する利益は有体物ではないため、temporary injunction の目的たり得ないと解されているようである。また、契約の無効の確認が本案である場合には、紛争の対象としての Property がないので、temporary injunction ができないようである。

なお、実務上、temporary injunction が申し立てられるタイミングは、当該資産の流出等が懸念されることが判明した段階(例：被告が二重譲渡を行っている疑義が生じた場合)であり、申立てがなされた場合には相当程度の証拠を提示すれば裁判所がこれを認めることが多く、裁判所が命令を出すまでの期間は概ね1ヶ月～1ヶ月半程度とのことである。

(イ) temporary injunction に係る審理

temporary injunction の申立てのためには、本案訴訟が提起済みである必要があり、通常は、反論書の提出後、裁判所による争点(issue)提示がなされる前のタイミングで行われることが多いようである。訴訟提起の直後に申立てがなされない理由は必ずしも明確ではなかったが、訴訟提起直後の段階では被告が詐害的行為を行うことを示すに足りる証拠がなかったり、相手方の主張内容に応じて保全の必要性・緊急性が異なりうるためとの説明がなされた。

⁵⁶ この点、Transfer of Property Act 52 条(目的物の訴訟中の売却の禁止)については、同条によって既に保護されているので、仮保全命令を発令することはできないという理解もあるようであるが、いかなる見解が通説的であるかは必ずしも明らかではない。

申立ては、①申立書(Order 39 参照。要印紙貼付。タウンシップレベル 100 チャット、District 裁判所 200 チャット、Division 裁判所 300 チャット)、②被告が詐害的行為を行う恐れがある旨を記載した宣誓書(Affidavit。印紙用紙に記載する。)、③証拠(例：物件売却を裏付ける資料等)をもって行う(なお、①、②について特定の書式等は存在しないとのこと)。なお、実務上担保提供が求められることはないとのことである。

上述のとおり、当該申立ては、本案訴訟の期日において行われ、また、temporary injunction に係る審理についても本案訴訟の期日(具体的には証拠調べ期日)において行われ、temporary injunction 固有の期日設定はなされないようである。

申立て後の期日において被告は反論書を提出し、その次の期日において双方の弁論がなされ、さらに次の期日に裁判所は temporary injunction に係る命令(order)を下す(書面はない。)。その後、裁判所の指示により、当該命令内容を踏まえた令状(warrant)が Bailiff と呼ばれる執行を司る裁判所職員によって作成され、後述する方法により執行が実行される。

上記のように、temporary injunction に係る審理は当事者双方出頭にて行われるのが原則的であるため、いわゆる密行性は確保されず、ごくまれに相手方に告知せずして命令が下される場合があるとのことであった。

(ウ) 異議申立て

temporary injunction に係る決定に対する異議は、命令が出された民事訴訟法に基づく地区裁判官の裁判所に対する Appeal として、判決書又は命令の日から 30 日以内に上訴しなければならず(民事訴訟法 104~106 条、Order 43 - Rule 4、消滅時効法 3 条、First Schedule 1 54 項)、上級裁判所に対し、①申立書及び②当該命令の写しを提出して申し立てる方法によってなされる。申立て後、担当する法廷(=裁判官)が指定され、裁判官に対して異議についての主張を行い、裁判官は直ちに異議を受理するかどうかを判断する(なお、当該判断に係る書面は作成されない。)。異議が受理された場合には、裁判所から相手方に対して召喚状(印紙の貼付が必要)が送達され、同じタイミングで訴訟に係る一件記録が上級裁判所に移管される。申立てからこれら一連の手続の完了に必要な期間は概ね 2 週間程度とのことである。

その後、召喚状記載の期日に当事者双方が出頭するが、当該期日に

においては実質的な議論がなされず、次回期日の指定がなされるにとどまることが多い模様である(当該期間に改めて代理人の選任、主張の準備等が行われるとのこと)。

そして、その後設定された期日(前回期日との間隔は2週間~1ヶ月程度)において、最終弁論(final argument)が行われ、さらに約2週間後に、裁判所の命令(order)の言渡し期日が設定されるとのことである。

かかる異議に対する判断については、さらに上訴が可能であり、2年ほど前に出された最高裁判所による指示書により上訴手続は最高裁判所まで行うことが可能とのことであった。また、上記異議申立て後の上訴手続の流れは同様とのことである。

(エ) 執行

temporary injunctionに係る命令(order)の執行方法は、①不動産の場合には、家屋の扉に warrant を貼り付ける方法、土地を所轄するタウンシップの長に warrant を交付する方法等により、②動産の場合には bailiff が目的物を裁判所に持参し、裁判所で保管する方法等により行われるとのことである。なお、執行に際しては bailiff は目的物に係る専門家を同道させるが、偽物を提出したり、目的物の不存在を主張する等の方法により執行が妨げられるケースもあるとのことであった。

なお、仮保全命令は取り消されるまでの間有効なので、その期間中は遵守義務を負うところ、仮保全命令に違反して目的物を譲渡しても、保全は無効にはならないが、仮保全命令に違反した場合は裁判所に対する侮辱とみなされ、賠償義務を負うとのことである。

10. 執行

(1) はじめに

執行については、民事訴訟法 36 条乃至 74 条及び Order 21(Rule 1 乃至 103)において規定されている⁵⁷。

⁵⁷ なお、decree に関する執行の規定は適用可能な範囲で命令(order)に対しても適用があるものとされる(民事訴訟法 36 条)。

執行手続の具体的な規定は Order 21 に定められており、その具体的な構成は以下のとおりである。以下、本 10. において記載する Rule は、別異に明記する場合を除き、Order 21 の Rule を指すものとする。

- ① decree に基づく支払い (Rule 1, 2)
- ② decree を執行する裁判所 (Rule 3 乃至 9)
- ③ 執行の申立て (Rule 10 乃至 23)
- ④ 執行手続 (Rule 24, 25)
- ⑤ 執行の中断 (Rule 26 乃至 29)
- ⑥ 執行の方法 (Rule 30 乃至 36)
- ⑦ 逮捕及び民事刑務所における拘禁 (Rule 37 乃至 40)
- ⑧ 財産の差押え (Rule 41 乃至 57A)
- ⑨ 主張及び異議の調査 (Rule 58 乃至 63)
- ⑩ 第三債務者命令 (Rule 63A 乃至 63G)
- ⑪ 売却一般 (Rule 64 乃至 73)
- ⑫ 動産売却 (Rule 74 乃至 81A)
- ⑬ 不動産売却 (Rule 82 乃至 103)

(2) decree に基づく執行

decree に基づく全ての金銭の支払いは、①decree の執行義務を負う裁判所への支払い、②decree-holder(以下「判決保持者」という。)に対する裁判所外での支払い、③判決裁判所が指示したその他の方法により行われなければならない (Rule 1)。

金銭が裁判所外で支払われる場合、又は、判決保持者の満足のためにその一部若しくは全部が調整された場合には、判決保持者は、decree を執行する義務を負う裁判所に対して、当該支払い又は調整を報告し(貸金請求による返済完了の報告の記載例は、別紙IV-10-(2)を参照されたい。)、裁判所はそれを記録しなければならず、当該記録等がされない支払い等は decree を執行する裁判所には認識されない (Rule 2)。

(3) decree を執行する裁判所

decree は、当該 decree を下した裁判所又は執行のために当該 decree が移送された裁判所によって執行される(民事訴訟法 38 条)ものとされる。また、法律上、移送の要件が定められており(民事訴訟法 39 条)、移送を受けた裁判所は執行又は執行不能の事実を移送を行った裁判所に対して認証

(certify)しなければならない(民事訴訟法 40 条)。

decree が injunction を求めるものでない場合、執行の対象となる decree の日、又は、decree が一定の日若しくは継続的に支払い又は財産の引渡しを命ずるものである場合には当該支払い等が不能となった日から、それぞれ 12 年経過した後は、同一の decree について、執行を命ずることは原則としてできなくなる(民事訴訟法 48 条)。

不動産が二つ以上の裁判所の管轄内にある場合には、いずれの裁判所も、その全ての財産(又は保有権)を差し押さえ、これを売却することができる(Rule 3)。

(4) 消滅時効法(Limitation Act)に基づく執行期間の制限について

消滅時効法(Limitation Act)においては、執行の申立ての時効期間が定められている。同法に規定する時効期間の経過後に提起された執行の申立ては、被告から時効が抗弁として主張されていない場合でも、全て却下される(消滅時効法 3 条)。時効期間とその始期については、消滅時効法の The First Schedule に規定されており、例えば、民事裁判所の判決又は命令の執行については、原則として、かかる判決又は命令の日から 3 年間の時効消滅期間に服する。

(5) 執行手続

(ア) 各 Rule 上の規定

decree の保持者がその執行を望む場合には、原則として、当該 decree を下した裁判所又はその指名した officer に申し立てなければならない(Rule 10)。

判決が金銭の支払いに係るものである場合であって、judgment debtor(以下「判決義務者」という。)が裁判所内に存在する場合には、裁判所は、decree の言渡し時における判決保持者の口頭での申立てにより、令状なくして、判決義務者の逮捕により直ちにこれを執行することができる(Rule 11(1))。

かかる場合を除き、全ての decree の執行の申立ては所定の事項を記載した書面によりなされなければならない(Rule 11(2))。

判決義務者が保有するものの占有していない動産の差押えに係る申

立てに際しては、判決保持者は、差押えの対象となる物の目録を添付しなければならない(Rule 12)。

不動産に関連する執行の申立てに際しては、対象土地の境界をマークした、認証された kwin 又は市内図を添付しなければならない。また、不動産の種類、場所に応じて、所定の情報が提供されなければならない(Rule 13(1))。

裁判所は、書面による執行の申立てを受理するに際し、当該申立てが法定の要件を満たすかどうかを確認し、これを満たさず所定の期間内に治癒されない場合には、当該申立てを却下することができる(Rule 17(1))。

民事訴訟法が要求する所定の手順が履行された場合には、裁判所は特段の理由がない場合には、decree の執行に係る process を発行する(Rule 24(1))。

執行のために decree の送付がなされた裁判所は、十分な理由が示された場合には、判決義務者が執行の中断(stay)を申し立てるために、合理的な期間、当該 decree の執行を中断することができる(Rule 26(1))。執行に基づき、判決義務者の財産又は身体が差し押さえられた場合には、当該執行を行った裁判所は、(執行中断の)申立ての結果がでるまで当該財産又は身体の解放を命じることができる(同(2))。裁判所は、十分な事由が示されない場合には、decree の執行の中断を命ぜる前に、判決義務者に対して担保を要求し、又は、条件を課さなければならない(同(3))。かかる解放は判決義務者の財産又は身体があらためて執行の対象となることを妨げない(Rule 27)。また、decree を下した裁判所又はその上訴裁判所による、decree の執行に関する命令は、執行のために decree が送付された裁判所を拘束する(Rule 28)。

(イ) 執行の申立ての実務

執行の申立ては、第一審の判決言渡しがなされた後であれば、確定前でも行うことができる(但し、本案訴訟について上訴がなされた場合には執行手続は中断しうる(Order 41 - Rule 5)。)。

そこで、実務上は、経験が多い弁護士は判決言渡し後 30 日待ってから申立てを行うとのことである。これは、前述のとおり殆どの場合敗

訴被告は上訴するのが実態であり、かつ、上訴がなされた場合に執行手続が中断することに鑑みると申立てを急ぐ必然性がないことと、一種の訴訟上の礼讓的発想によるものようである。

執行の申立ては、原則として第一審の裁判所に対して(但し、執行目的物が他の区域を所管する裁判所である場合には移送されるとのことである。)、①執行の申立書及び②第一審裁判所の decree の写しを提出方法により行われる(Order 11(3))。執行の申立書の記載例は、別紙IV-10-(5)-(イ)を参照されたい。

その後、裁判所が被告を召喚するが、被告が直ちに出席することはあまりなく、実際に裁判所が令状を発行してから出席することが多いとのことである(被告が一定回数不出頭の場合、申立人は令状発行の申立てができる。)

申立てに際しては、申立てを行う者が、執行の目的物を具体的に特定する(不動産の場合には公図及び土地の履歴を、動産の場合には自動車のナンバー等を提出する。)。当該申立てを受け、裁判所は判決義務者にその旨を通知し、判決義務者は当該内容に不服がない場合には同意し、不服がある場合には異議の申立てを行う(異議理由は様々であるが、本案について上訴中であるという理由が多いようである)。

(6) 執行の方法(総論)

判決保持者は、decree を次のいずれかの方法により執行することを申し立てることができる(民事訴訟法 51 条)。

- ① decree の対象となった財産の引渡し
- ② 財産の差押え及び売却又は差押えなくしての売却(不動産の差押命令の申立書の記載例は、別紙IV-10-(6)を参照されたい。)
- ③ 逮捕及び拘禁
- ④ 付与された救済の性質上必要とされるその他の方法

但し、decree が金銭の支払いの場合には、拘禁は、判決義務者に対して拘禁されるべきではない理由を述べる機会を付与し、裁判所が一定の事由に満足しない限りは行えない(民事訴訟法 51 条)。

金銭の支払いに係る全ての decree (他の救済の代替手段としての金銭の支払いの場合を含む。)は、①判決義務者の民事刑務所への勾留、②その財産の差押え及び売却、又は、③その双方によって行われる(Rule 30)。

decree が特定の動産又はそれに対する持分に対するものである場合には、①実行可能な場合にはその押収及び引渡しにより、又は、②判決義務者の民事刑務所への勾留、③その財産の差押え、若しくは、④(②と③の)双方によって行われる(Rule 31(1))。この場合、差押えが3ヶ月間(裁判所は、申立てにより、6ヶ月を超えない期間で当該期間を延長できる。)有効に存続し、判決義務者がdecreeに従わず、かつ、判決保持者が差し押さえられた財産の売却の申立てを行った場合には、当該財産を売却することができ、かつ、裁判所は、その売却代金(proceeds)のうち、decreeにより金額が定められている場合は当該金額、それ以外の場合には裁判所が適切と考える額を目的動産の引渡しに代えて判決保持者に対して支払うことができ、残額がある場合には、判決義務者の申立てにより、これに対して支払うことができる(Rule 31(2))。

判決義務者がdecreeに従い、支払義務を有する全ての執行に係る費用を支払った場合、又は、差押えの日から3ヶ月が経過後目的財産の売却の申立てがなされず、若しくは、なされたが拒絶された場合には、差押えは失効(cease)する(Rule 31(3))。

契約の特定履行又はinjunctionに係るdecreeを受けた当事者が、当該decreeに従うことができたにもかかわらず故意にこれに従わなかった場合には、①判決義務者の民事刑務所への勾留、②その財産の差押え及び売却、又は、③その双方によって行われる(Rule 32(1))。当該decreeを受けた当事者が会社の場合には、decreeは、当該会社の財産に対する差押え、又は、裁判所の許可を得た上で、その取締役若しくは主要な役員(officers)の①民事刑務所への勾留、②財産の差押え及び売却、若しくは、③その双方が行われることにより執行することができる(Rule 32(2))。この場合、差押えが3ヶ月間又はそれを超える1年以内の間有効に存続し、判決義務者がdecreeに従わず、かつ、判決保持者が差し押さえられた財産の売却の申立てを行った場合には、当該財産を売却することができ、かつ、裁判所は、その売却代金(proceeds)のうち、判決により金額が定められている場合は当該金額、それ以外の場合には裁判所が適切と考える額を目的動産の引渡しに代えて判決保持者に対して支払うことができ、残額がある場合には、判決義務者の申立てにより、これに対して支払うことができる(Rule 32(3))。判決義務者がdecreeに従い、支払義務を有する全ての執行に係る費用を支払った場合、又は、差押えの日から1年が経過後目的財産の売却の申立てがなされず、若しくは、なされたが拒絶された場合には、差押えは失効(cease)する(Rule 32(4))。

契約上の特定履行又は injunction に係る decree に判決義務者が従わなかった場合には、裁判所は、上記の手續に代え、又は、これに加えて、判決義務者又は裁判所が指名した他の者によって、実行可能な限り、判決義務者の費用負担において、decree で履行が要求される行為をなすよう命ずることができる (Rule 32(5))。

decree が不動産の引渡しの場合には、その占有は、(必要な場合には decree に拘束され当該財産を vacate することを拒絶する者を退去させる方法により、)(移転を受ける相手方であると)判断をされた当事者に対して移転される (Rule 35(1))。建物又は囲繞地の占有が引き渡される場合であつて、decree に拘束される占有者が自由なアクセスを提供しない場合には、裁判所は、判決保持者が占有できるように、解錠、扉の破壊その他の必要な措置を行うことができる (同(3))。引渡しの decree の対象となる不動産が、不動産の賃借人又はその占有権限を有する者によって占有されており、その者が decree によって拘束されない場合には、裁判所は、当該不動産の目立つ場所に令状の写しを掲示するとともに、当該占有者に対して太鼓の鳴動又はその他の慣習による方法により当該 decree の内容を宣言する方法によって引渡しを命ずる (Rule 36)。

(7) 逮捕及び民事刑務所における勾留

Rule 37 乃至 40 は、執行手段のうち、逮捕及び民事刑務所における勾留について規定する。逮捕に際しては、まず、裁判所は、勾留されるべきではない理由を示すために裁判所に出頭する旨の通知を判決義務者に対して発し (Rule 37)、当該通知に従って出頭した場合には判決保持者及び判決義務者双方の意見を聴取した上で、判決義務者を民事刑務所に勾留するかどうかを決定することができ、勾留を命じられなかった判決義務者が逮捕されていない場合には釈放される (Rule 40)。判決義務者が当該通知に従って出頭をせず、かつ、判決保持者が要求した場合には、裁判所は、判決義務者を逮捕するための令状を発しなければならないが (Rule 37(2))、判決保持者が、判決義務者の逮捕から裁判所への出頭期間に係る判決義務者の生活費を裁判所に支払うまでの間は、判決義務者は逮捕されない (Rule 39(1))。

判決義務者が民事刑務所に勾留される場合には、裁判所は、判決義務者が支払いを受けうる生活費の金額を定め、当該金額は、逮捕に係る申立てをした当事者により、毎月、当月の初日までに当月分の生活費が支払わなければならない。

現地実務家に対するヒアリング結果によると、民事刑務所は実務上、一応は利用されているようではあるが、上述のとおり、判決保持者が判決義務者の生活費を支払わなければならないことが障害となり、頻繁には用いられていないようである。

(8) 財産の差押え

(ア) はじめに

土地、家屋その他の建物、品物、金銭、紙幣、小切手、為替手形 (bills of exchange)、フンディー (hundis。為替手形の一種。)、約束手形、政府証券 (government securities)、社債その他の金銭証券、負債、株式、並びに、別段の定めのない限り、判決義務者に帰属し、又は、その利益のために行使可能な処分権限を有する、全ての売却可能な動産及び不動産は、decree の執行のための差押え及び売却の対象となる (民事訴訟法 60 条 1 項本文)。但し、民事訴訟法は、生活必需品、労働者の給与等一定の差押え禁止財産を定めている (同項 (a) 乃至 (p)) ほか、判決義務者が居住する住宅への立入りについて一定の条件を定めている (民事訴訟法 62 条)。

差押えがなされた場合、当該差し押さえられた財産及びそれに係る権利 (interest) 並びに判決義務者に対する差押えに反する金銭の支払いは、無効とされる (民事訴訟法 64 条)。

財産の差押えについては、Rule 41 から 57A まで規定されており、差押えの目的物毎に、その手続等が規定されている。その内容は、農産物、家畜、公務員の給与、組合財産、decree 等多岐にわたるが、以下においては、まず、差押手続に共通する手続について説明した上で、引き続き、一般的な動産及び不動産の具体的な差押手続について説明する。

(イ) 共通する手続

まず、decree が金銭の支払いを命ずるものである場合には、判決保持者は、判決義務者 (会社の場合にはその役員) 又はその他の者に対する decree を満足させるための資産等の口頭による調査を命ずることを求めることができる (Rule 41)。

decree の額及び差押に係る費用・手数料が裁判所に支払われた場

合、その他の方法により decree が満足を受けた場合、又は、decree が留保(set aside)若しくは覆された場合には、差押は撤回されたものとみなされる(Rule 55)。

また、財産の差押えがなされたが、判決保持者の責に帰すべき事由により裁判所が執行の申立て手続を続行することができない場合には、裁判所は、執行申立てを却下するか、執行手続を延期(adjourn)する。執行申立てが却下された場合には、差押申立ては効力を失う(Rule 57)。

判決義務者は、差押えを受けた財産について、その価値に係る担保を裁判所に提供することにより、当該財産の解放を確保することができる(Rule 57A)。

(ウ) 目的物毎の手続

(a) 判決義務者が占有する(農産物以外の)動産の場合

差押えは、現実の押収によりなされ、差押担当官(attaching officer)は、当該目的物を保管しなければならないが、差し押さえられた目的物が早期に腐敗する場合又は保管費用が目的物の価値を超える見込みがある場合には、これを直ちに売却することができる(Rule 43)。

動産の差押えに際し、判決保持者は、①差押えに従事する者(peon)に支払われるべき賃金(Rule 45A)を差押令状の発行前に支払わなければならないが、また、②それ以外の差押費用をカバーするのに十分な金銭のデポジットを要求されうる(Rule 45B)。差押費用の例としては、(a)差し押さえられた家具を保管する建物の賃料、(b)差押目的物の移動に係る費用、(c)家畜の飼料代、(d)腐敗しやすい財産の売却に係る費用等が挙げられている(Rule 45B(1)Explanation)。

差押担当官は、安全な保管のための適切な場所が確保されることを条件として、判決義務者に対して、差押目的物をその所在する場所内に保管するかどうかの選択肢を与えなければならない。その様な場所が確保されず、又は、裁判所が当該目的物を移動すべきとの判断をした場合には、差押担当官は当該目的物を裁判所に移動する。当該目的物は差押担当官補佐人(Bailiff)の責任において、裁判所が承認した場所(裁判所又は差押担当官補佐人)において保管される。

(b) 債務、株式、判決義務者が占有しない動産の場合

これらの財産に対する差押えは、以下の行為を禁ずる書面による命令によって行われる (Rule 46)。

- ① 債務の場合：債権者の支払い受領及び債務者の支払い
- ② 株式：名義人による株式の移転又は配当の受領
- ③ 判決義務者が占有しない動産の場合：判決義務者に対する占有の移転

当該命令の写しは、裁判所の目立つ場所に掲示されるとともに、上記の関係人に対して送付される (Rule 46(2))。

(c) 不動産

差押目的物が不動産の場合には、差押えは、判決義務者に対して財産の移転又は何らかの請求をすること (charging) を禁ずるとともに、全ての者に対して当該移転又は請求から利得することの禁止を命ずる方法により行われる。

当該命令は、当該不動産上又はこれに隣接する場所において、太鼓の鳴動⁵⁸又はその他の慣習による方法により宣言されねばならず、当該不動産及び裁判所建物の目立つ場所(当該土地が政府に対して収入 (revenue) を支払うものである場合には当該土地が存在する地区の collector の事務所にも)に令状の写しが掲示される (Rule 54(2))。

差押命令は、判決義務者から対価を受けずに移転を受けた者に対しては差押命令の日から、それ以外の者に対してはそれらの者が差押命令を認識した日又は上述の方法により適正に命令が宣言された日のいずれか早い日からその効力を生ずる (Rule 54(3))。

(9) 財産が差押えの対象とならないことを理由とした異議等

decree の執行のために差し押さえられた財産につき、当該財産がかかる差押えの対象とはならないことを理由として異議等が申し立てられた場合には、裁判所は、当該異議等を調査しなければならない (Rule 58(1))。

⁵⁸ 現地実務家に対するヒアリング結果によると、後述するとおり、これは実際に行われるとのことである。

かかる調査の結果、裁判所が、当該財産が差し押さえられた時において、判決義務者等が自らのために占有しておらず、又は、判決義務者等の占有下にあるが自らのためのものではない等の事情があると判断した場合には、裁判所は、当該財産を差し押えから解放しなければならない(Rule 60)、そうでない旨判断した場合には、当該異議を棄却(disallow)しなければならない(Rule 61)。

また、裁判所が、当該財産が抵当権又は他の者のための義務の対象となっていると判断した場合には、差し押えを維持することができる(Rule 62)

(10) 売 却

decree の執行のために不動産が売却され、当該売却が確定した場合には、当該財産は、(当該売却が確定した時点ではなく)当該財産が売却された時点において購入者に帰属するものとされる(民事訴訟法 65 条)。

(ア) 一 般

decree を執行する全ての裁判所は、当該裁判所により差し押さえられ売却の対象となる財産につき、decree を満足するために必要と認められる場合には、これを売却し、その売却代金(proceeds)を decree により支払いを受ける権利を有する者に支払う旨を命ずることができる(Rule 64)。

売却は、執行官補佐人(Bailiff)又は副執行官補佐人(Deputy Bailiff)により行われる。各週の特定の日が decree の執行に係る売却を行う日として設定されねばならず、(売却を行う場所として)裁判所建物に近接する周知された場所又は公の市場が選定されなければならない(Rule 65(2))、原則として当該場所にて全ての財産は売却される(Rule 65(3))。

資産の売却代金(proceeds)から、売却を実施する担当官に対して支払われるべき売却費用として、所定の金額が控除される(Rule 65(4))。

ある財産につき、競売により売却されるよう命令された場合には、裁判所は、その旨を宣言する。当該宣言は、判決保持者と判決義務者に対して告知がされた後になされ、売却のタイミング、場所その他所定の事項を正確に特定しなければならない(Rule 66)。宣言の方法は Rule 54(2)に定められており、太鼓の鳴動による宣言や、裁判所建物内への貼付け等によりなされる。裁判所が指示する場合には、当該宣

言は、官報及び/又は現地新聞において公表されなければならない。

腐敗物等の場合を除き、判決義務者の書面による同意がない限り、売却を命ずる宣言が裁判官の裁判所建物内に掲示されてから、不動産の場合には 30 日、動産の場合には 15 日が経過した後でなければ、財産の売却を行うことができない(Rule 68)。

判決保持者が売却対象財産を購入した場合には、購入金額と decree に基づき支払われるべき金額は、相殺される(Rule 72)。

(イ) 動産の売却

動産の売却については、農産物その他の動産の種類に応じて異なる規定が設けられているが、以下、主要な動産の売却に関する規定を説明する。

売却目的物が流通証券(negotiable instrument)又は株式の場合には、裁判所は、競売に変わり、ブローカーを通じた売却を認めることができる(Rule 76)。

動産が競売により売却される場合には、各競売における売却金額は売却時又は売却を実行する担当官等が指示した後速やかに支払われなければならない。支払いがなされなかった場合には、当該財産は再売却の対象となる(Rule 77(1))。売却代金の支払時に、担当官等は領収書を付与せねばならず、それにより売却は確定する。

現に押収された動産が売却された場合には、買主に引き渡されなければならない(Rule 79(1))。売却された動産が判決義務者以外の占有下にある場合、その購入者に対する引渡しは、占有者に対し、当該占有を購入者以外の者に移転をしてはならない旨の通知を行うことにより行われる(Rule 79(2))。

(ウ) 不動産の売却

(a) 売却裁判所及び売却前手続

不動産の売却命令がなされた場合において、判決義務者が、売却対象不動産又は判決義務者のその他の不動産に対する抵当権(の設定)、その賃貸又は私的売却によって、売却金額を増加することが可能であると信ずる理由があることについて、裁判所を満足させることができるときには、裁判所は、売却金額を増加させるため、それが適切と考える条件及び期間、当該命令に含まれる財産

の売却を延期することができる。当該抵当権(の設定)、賃貸又は売却によって支払われるべき金額は、原則として裁判所に支払われなければならない、当該抵当権(の設定)、賃貸又は売却は、裁判所により確認されるまで確定しない。なお、当該延期に関する規定は、抵当権の実行のための売却に係る decree の執行には適用されない(以上につき、Rule 83)。

(b) 売却金額の支払い

不動産の売却に際しては、購入者である旨が宣言された者は、当該宣言後直ちに購入金額の 25%をデポジットとして支払わなければならない、当該支払いがなされない場合には、当該不動産は再度売却される(Rule 84)。

購入者は、不動産の売却後 15 日後の裁判所の閉所までの間に、購入価格の全額を支払わなければならない(Rule 85)。支払いが当該期間内に行われない場合には、デポジットは、売却費用の支払いの後、国庫に没収され、当該不動産は再度売却され、購入者は当該不動産に対する全ての権利を失う(Rule 86)。

購入金額の支払いがなされないことによる再売却は、以前の売却において行われた方法及び期間についての新たな宣言がなされない限りこれを行うことができない(Rule 87)。

(c) 売却手続の取消し

不動産が売却された場合、以下の手続により、売却手続の取消しを申し立てることができる。

①当該不動産を保有する者、又は、②当該不動産に対して売却前に取得した権利に基づき利益を有する者は、裁判所に対して、一定のデポジット(購入者に対しては購入金額の 5%、判決保持者に対しては売却により回復するものとして売却に係る宣言において特定されている金額から、宣言日以降判決保持者が受領した金額を控除した金額)を支払うことにより、裁判所に対して売却の取消しを申し立てることができる(Rule 89)。

判決保持者、当該資産につき一定の比率の分配を受ける権利を有する者、又は、当該売却によりその利益の影響を受けた者は、

①重大な手続上の瑕疵(material irregularity)又は②発表若しくは遂行における詐欺を理由として、裁判所に対して売却の取消しを申し立てることができる(Rule 90)。但し、①売却が実行される前に、申立人により当該理由が主張できなかった理由が開示され、及び、②申立人がそれらを理由として実質的な損害を被ったことにつき裁判所が満足しなければならない(Rule 90)。

購入者は、判決義務者が当該売却財産について売却可能な権利(interest)を保有していないことを理由として、裁判所に対して売却の取消しを申し立てることができる(Rule 91)。

(d) 売却の効力・売却後の手続

上記の売却の取消しの申立てがなされず、又は、当該申立てが行われたものの許可されなかった場合には、裁判所は、当該売却を確定する旨を命令せねばならず、当該命令により売却は確定する(Rule 92(1))。

売却が確定した場合には、裁判所は、売却された財産及び購入者として宣言された者の名前を特定した証明書を授与する。当該証明書には、売却が完全となった日が記載されなければならない(Rule 94)。かかる証明書の写しは、当該土地が売却された sub-district 又はそれが所在する地域の Sub Registrar に送付されなければならない(Rule 94A)。

売却の取消しの申立てがなされ、これが許可された場合には、裁判所は、売却を取り消す旨の命令を行わなければならない(Rule 92(2))。売却が取り消された場合には、購入者は、購入金額の支払いを受けた者に対してその返金を求める命令を受ける権利を有する(Rule 93)。

(e) 占有者がいる場合

(i) 判決義務者・差押え後に判決義務者により権限を与えられたと主張する者等の場合

裁判所は、購入者の申立てにより、購入者又は購入者が占

有の移転を受ける者として指定した者に対して財産の占有をさせることにより(必要な場合には明渡しを拒絶する者を退去させることにより)、引渡しを命じる(Rule 95)。

(ii) テナント又は占有権原を有している者が占有している場合

裁判所は、購入者の申立てにより、①当該財産内の目立つ場所に証明書の写しを貼付し、②占有者に対して太鼓の鳴動又はその他の慣習に従った方法により、判決義務者の権利が購入者に対して移転した旨を宣言する方法により、引渡しを命じる(Rule 96)。

(f) 判決保持者又は買主に対する占有の移転の妨害

不動産の占有に係る判決保持者又は decree の執行により売却された財産の買主が、当該財産の占有の取得について抵抗され又は妨害をされた場合、当該抵抗・妨害について、裁判所に対して不服を申し立てることができる(Rule 97)。

裁判所は、当該抵抗・妨害が、判決義務者等について理由なく行われていると判断した場合には、申立人が当該財産を占有できる旨、及び、申立人が未だに抵抗・妨害を受けている場合には、判決義務者等を民事刑務所に勾留する旨を命じることができる(Rule 98)。かかる判断がされない場合には、裁判所は申立てを棄却する旨を命じなければならない(Rule 99)。

判決義務者以外の者が、判決保持者又は執行により売却された場合の買主により、不動産の占有を失った場合には、裁判所に対し、かかる占有の喪失について申立てを行うことができる(Rule 100)。

裁判所が、申立人が、当該財産を自ら又は判決義務者以外の者のために占有していると判断した場合には、裁判所は、申立人が当該財産を占有する旨を命じなければならない(Rule 101)。

Rule 99 及び 101 は、当該 decree に係る訴訟の開始後に判決義務者より占有の移転を受けた者による抵抗・妨害については適用されない(Rule 102)。

(11) 実務上の申立て後の執行のプロセスについて

申立てに基づき両当事者が出頭した後、裁判所は被告に対して、①判決内容の任意による履行の意思の有無、②返済等履行原資の有無、③売却方法に関する意見を求める。実際上は、返済原資がないと回答することが多く(これに対応するため原告は予め被告の資産調査を行い、そのリストを作成して裁判所及び被告に提示するとのことである。)、また、支払いが可能な場合であっても一括弁済することは殆どなく、分割弁済を認めることが一般的とのことである(半額を一括払いし、残額を1年以内に分割弁済等)。なお、弁済された金銭は殆どの場合には裁判所に預託され、別途原告が裁判所から受領するとのことである。

売却方法は、制度としては任意売却・相殺等があるものの、裁判所は実際上はこれを認めておらず(執行申立て前に当事者が任意売却について裁判外で合意した場合を除き)、殆どが競売によるとのことである。

競売手続の流れは以下のとおりである。

① 売却対象資産の選定：

被告が行い、原告はこれに対して異議を述べることができない。

目的物の記載は動産の場合にはある程度抽象的に行うことが可能であり、申立人及びその弁護士が bailiff に同道して、現場にて目的物を特定することも可能なようである。また、目的物の価値の評価の必要がある場合には、専門家を同道して評価を行うこともあるとのことである。

② 売却対象資産の差押え

目的物の差押えは、bailiff と呼ばれる執行手続を司る裁判所職員が warrant をもってこれを行い、建物の場合には warrant を建物に貼付し、土地の場合には warrant を貼付した掲示を当該土地の上に(杭打ちする等の方法により)行う。目的物が動産の場合には、bailiff が目的物を被告から回収し、裁判所に持参・保管する。裁判所に持参できない場合には、目的物の移転を禁ずる令状を貼付する。

③ 判決義務者が売却対象資産の関連資料(Grant と呼ばれる権利証的書面、公図、価格情報等)を提出

④ 専門家による売却対象資産の評価及びこれを踏まえた裁判所による最低入札価格の決定

⑤ 入札の告示

国営新聞に売却場所及び入札日(一般的には XX の後 30 日以内に入札する。)が掲示される。国営新聞における競売の掲示の記載例は、別紙IV-11-(6)を参照されたい。

⑥ 入札の実施(入札の告示から入札日までは概ね 2 ヶ月程度)

売却目的物が不動産の場合、入札手続は現場(例えば建物の場合には当該建物の前に椅子を置くなどして)において行われる。入札日には bailiff が太鼓を実際にたたいて物件に赴く(原告・被告は出頭不要)。落札者がいた場合には、入札日に落札額の前金(25%)を bailiff に支払い(当該金額は bailiff により国営銀行に預託される。)、その後一定期間内⁵⁹に残額を一括支払いするとのことである。

これに対して、動産の場合には、不動産の場合と異なり裁判所にて行われ、売却代金の支払いも分割ではなく一括にて行われることが多いとのことである。

落札額が請求認容額を上回る場合には残額は被告に対して支払われる。

これに対して、落札者がいなかった場合には、入札日の 1 週間後に入札日を再設定する期日をもう一度設け、さらに、入札日を決定する為の期日を今一度設定(全部で 1 ヶ月半程度)して、新たな入札日を決定する(なお、この場合新聞への公告はなされない)。実際には、2 年あまり入札金額を下げ続けて再度の入札の設定を繰り返している事案もあるとのことであった。

なお、目的物の引渡しの実行については、タウンシップの長を立ち合わせることがあるとのことである。

⑦ 異議申立て等

上記による支払い後、30 日間、競売に関する異議申立てが可能であり、当該期間が満了した後に、裁判所は購入者に確定を証する書面を発行する(なお、差額がある場合には判決義務者に返金さ

⁵⁹ 2 週間後という現地実務家と 1 ヶ月後という現地実務家が存した。

れる。)。その後、判決義務者が当該売却に伴う名義変更に応じない場合には、落札者は裁判所に対して名義変更の申立てを行い、その結果、bailiff が判決義務者に代わって署名できるという書面を発行すれば、当該書面を目的物たる不動産の登録を管轄する役所(例：ヤンゴンの場合には YCDC)に持参することにより、名義変更が可能となる。

⑧ 執行の妨害

判決義務者が目的不動産の占有を継続して執行を妨害する場合には、落札者は、明渡しの申立てを裁判所に対して行い、実務上は即日、一定の期間内(例：30 日以内)の明渡しを命ずる warrant が発行される。

通常は、当該期間内に bailiff が数回にわたって現場を訪れるため、当該期間中に明渡しがなされるが、悪質な執行妨害の事例としては、被告がその親戚に目的物件を占有せしめ、当該親戚が実力により抵抗する場合や、目的物件において托鉢会を実施するケースなどが存するとのことであった。

11. 不動産の抵当権の実行等に関する手続

(1) 総 論

不動産の抵当権(Mortgage)の受戻権喪失(Foreclosure)、売却(Sale)及び受戻し(Redemption)に関する手続は、民事訴訟法の Order 34 に規定されている。

これらの手続のいずれについても、抵当権の対象となっている不動産又は受戻権に利益を有している者は手続の当事者として参加しなければならない。もっとも、優先する抵当権者は、劣後する抵当権に関連する手続には当事者として参加する必要はない(Order 34 - Rule 1(a))。

(2) 受戻権喪失に関する手続

(ア) 概 要

抵当権者による抵当権の受戻権喪失に関する手続は以下のとおりである(Order 34 - Rule 2)。

- ① 申立人からの申立て
- ② 申立てについての審理
- ③ (申立人(抵当権者)が勝訴した場合)裁判所による、抵当権設定者が申立人に対して負う以下の金額の確定
 - (i) 抵当権が設定された不動産の受戻しのための金額
 - (ii) 抵当権設定者が申立人に対して支払う手続費用
 - (iii) 抵当権に関して申立人が抵当権設定者から法的に回収できる費用、料金及び支出並びにその利息から、抵当権に関して抵当権設定者が申立人から法的に回収できる費用、料金及び支出並びに申立人が抵当権設定者に対して支払う手続費用を控除した金額
- ④ 裁判所による Preliminary decree
- ⑤ Final decree

(イ) 申 立 て

民事訴訟法の Order 34 には、受戻権喪失の申立ての具体的な方法については、規定されていない。

(ウ) 審 理

民事訴訟法の Order 34 には、受戻権喪失に関する審理の詳細については、規定されていない。

(エ) Preliminary decree

Preliminary decree では、支払われるべき金額及び申立人が Final decree を申請し、取得する権利を有する旨が宣言される⁶⁰。

(オ) Final Decree

Final decree では、抵当権設定者、その他の手続の当事者全て及び抵当権に基づく請求を行う者の全てが、受戻しに係る権利の全てを禁止され、また、抵当権設定者が、抵当権に関する全ての債務を免除さ

⁶⁰ また、抵当権設定者等の相手方の行為によって追加的な費用が発生した場合、Preliminary decree では、かかる相手方に対して、当該追加的費用を個人的に支払う旨が命じられることもある。

れる旨が宣言され、さらに、目的物の占有を申立人に移転するために必要となる指示が与えられる。

もともと、申立人の抵当権を受け戻す権利を有する抵当権設定者その他の当事者は、Preliminary decree により決定された日(当該 Preliminary decree の日後 6 ヶ月以内)、又は、裁判所が十分な理由を示して決定した日のより遅い日までに、裁判所が決定する条件に基づき、裁判所の命令に従って、裁判所が決定した金額を裁判所に対して支払うことによる受戻しについての Final decree を申請し、取得することができる。

また、特別な抵当権(Anomalous mortgage)の場合には、裁判所は、当事者の要請により、受戻権喪失に関する decree の代わりに、売却に関する decree を下すことができる。

(3) 売却に関する手続

(7) 概 要

抵当権者による抵当権が設定された物件の売却に関する手続は以下のとおりである(Order 34 - Rule 3)。

- ① 申立人からの申立て
- ② 申立てについての審理
- ③ (申立人(抵当権者)が勝訴した場合)裁判所による、抵当権設定者が申立人に対して負う以下の金額の確定
 - (i) 抵当権の元本及び利息
 - (ii) 抵当権設定者が申立人に対して支払う手続費用
 - (iii) 抵当権に関して申立人が抵当権設定者から法的に回収できる費用、料金及び支出並びにその利息から、抵当権に関して抵当権設定者が申立人から法的に回収できる費用、料金及び支出並びに申立人が抵当権設定者に対して支払う手続費用を控除した金額
- ④ 裁判所による Preliminary decree
- ⑤ Final decree
- ⑥ Final decree の履行

(イ) 申立て

民事訴訟法の Order 34 には、売却の申立ての具体的な方法については、規定されていない。

(ウ) 審理

民事訴訟法の Order 34 には、売却に関する審理の詳細については、規定されていない。

(エ) Preliminary decree

Preliminary decree では、支払われるべき金額及び申立人が Final decree を申請し、取得する権利を有する旨が宣言される⁶¹。

(オ) Final decree

Final decree では、抵当権が設定された物件又はその一部の売却が命じられる。

また、Preliminary decree で、売却代金の支払いに係る当事者の優先順位が宣言された場合、裁判所は、当該優先順位に従った最終的な命令を下す。但し、優先する抵当権者は、自らの抵当権に従って目的物を売却することを選択することが可能である。

なお、申立人の抵当権を受け戻す権利を有する抵当権設定者その他の当事者は、Preliminary decree により決定された日（当該 Preliminary decree の日後 6 ヶ月以内）、又は、裁判所が十分な理由を示して決定した日のより遅い日までに、裁判所が決定する条件に基づき、裁判所の命令に従って、裁判所が決定した金額を裁判所に対して支払うことによる受戻しについての Final decree を申請し、取得することができる。

(カ) Final decree の履行

Final decree の履行において、目的物は裁判所の指示に従い売却さ

⁶¹ また、抵当権設定者等の相手方の行為によって追加的な費用が発生した場合の Preliminary decree での取り扱いは、前脚注と同様である。

れ、売却代金は、売却費用を控除した上で、裁判所の命令に基づく相殺を行った後、裁判所に支払われる。その後、裁判所が決定した金額等に充当される。

もっとも、売却が確定する前であれば、申立人の抵当権を受け戻す権利を有する抵当権設定者その他の当事者は、裁判所が決定した金額及び補償金(購入者から裁判所に支払われる売却金額の5%)を裁判所に対して支払うことによる受戻しについての最終的な命令を申請し、取得することができる。

なお、売却代金が申立人その他の当事者に支払うべき金額に不足し、申立人その他の当事者に支払われる残額が抵当権設定者から法的に回収可能である場合、裁判所は、申立人その他の当事者の申立てにより、抵当権設定者(保証人を含む。)に対して、上記の残額の支払いについての decree を下す。

(4) 受戻しに関する手続

(7) 概 要

抵当権の受戻しに関する手続は以下のとおりである (Order 34 - Rule 4)。

- ① 申立人からの申立て
- ② 申立てについての審理
- ③ (申立人が勝訴した場合)裁判所による、申立人が相手方に対して負う以下の金額の確定
 - (i) 抵当権の元本及び利息
 - (ii) 申立人が相手方に対して支払う手続費用
 - (iii) 抵当権に関して相手方が申立人から法的に回収できる費用、料金及び支出並びにその利息から、抵当権に関して申立人が相手方から法的に回収できる費用、料金及び支出並びに相手方が申立人に対して支払う手続費用を控除した金額
- ④ Preliminary decree
- ⑤ Final decree

(4) 申 立 て

民事訴訟法の Order 34 には、受戻しの申立ての具体的な方法について

ては、規定されていない。

(ウ) 審 理

民事訴訟法の Order 34 には、受戻しに関する審理の詳細については、規定されていない。

(エ) Preliminary decree

抵当権に関して相手方に対する未払いがない場合、又は、相手方が過剰に支払いを受けている場合以外の場合、裁判所は、Preliminary decree において、(i) 申立人が相手方に支払うべき金額、及び、(ii) Preliminary decree により決定された日(当該 Preliminary decree の日後 6 ヶ月以内)、又は、裁判所が十分な理由を示して決定した日のより遅い日までに、裁判所が決定する条件に基づき、裁判所の命令に従って、上記の金額等を裁判所に対して支払うことにより、申立人が Final decree を申請し、取得する権利を有することとなる旨を宣言する⁶²。

(オ) Final decree

抵当権に関して相手方に対する未払いがない場合、又は、相手方が過剰に支払いを受けている場合、裁判所は、受戻しに関する Final decree において、相手方は、裁判所が合理的であると考える過剰に支払いを受けた金額及びその利息を申立人に支払うべき旨の指示を下す。

上記場合以外の Final decree では、相手方に対して、申立人又は申立人が指名した者に対して相手方が占有する抵当権が設定された物件及び書類又は当該物件に関連する相手方からの委任状を交付し、また、(申立人の要求に従い、申立人の費用で)(i) 抵当権により生じた権利の全てが消滅した旨の確認書、(ii) 申立人若しくは申立人が指示する第三者に、抵当権若しくは相手方等により創設された負担が存在しない目的物を再移転する旨、又は(iii) 抵当権を申立人が指定する第三者に移転する旨を締結し、登録することが命じられる。また、かか

⁶² また、自らの抵当権が受戻しの対象となっている抵当権者以外の相手方の行為により追加的な費用が発生した場合、Preliminary decree 等では、かかる相手方に対して、当該追加的費用を個人的に支払う旨が命じられることもある。

る Final decree では、申立人が前記(ア)③の全額を支払わない場合には、相手方は目的物の売却に関する Final decree 又は(法的に可能な場合には)受戻権喪失に係る Final decree を申請し、取得することができる旨が宣言される。

(5) 実務上の取扱いについて

現地実務家に対するヒアリング結果によると、相当の経験を有する訴訟弁護士でも不動産の抵当権の実行手続の経験についてはない模様であった。これは、実務上不動産に抵当権が設定される場面は銀行融資に際してに限られるところ、銀行代理人としてそのような抵当権の実行に係る実務経験を有する弁護士が極めて限定されることによるとと思われる。

また、現地の銀行融資実務に詳しい現地実務家に対するヒアリング結果によると、銀行実務の場においても、抵当権設定登録まで行う形式での抵当権設定を行うことは極めて稀であり⁶³、通常の与信に際しては、担保目的物たる不動産に係る書類一式⁶⁴の原本の預託を受ける方式である mortgage by deposit of title deed と称される方式(以下「証書預託担保」という。)にて担保設定が行われるのが一般的とのことであった。

そして、証書預託担保の実行の実務については、上記において紹介した抵当権の受益権喪失、売却・受戻しの手続とは必ずしも一致していない様に思われる反面、前述の通常の訴訟・執行手続の進行とも異なる点があるように見受けられ、その法律上の位置づけについては必ずしも明確ではないが、参考までに、現地実務家に対するヒアリングに基づく、実務上の手続の概要を紹介する。

- ① 弁済を行わない場合には、弁済を求める通知を債務者に対して行う。最初は銀行名義で行い、それでも弁済しない場合には弁護士名義で行う。
- ② 上記通知にもかかわらず弁済しない場合には、裁判所に対してその支払いを求める訴訟を提起する。
- ③ 裁判所は、被告(債務者)を召喚し、債務の存否と弁済の可否について聴取する。通常、被告(債務者)は一定期間の猶予が認められれば弁済すると答弁することが多いので、裁判所は、1、2回(一回あたり6ヶ月程度)の期限の猶予を与える。

⁶³ これは、抵当権設定登録を行う際に生じる課税が嫌われていることが主な理由とのことである。

⁶⁴ 権利証書及び関連する書式を指す。

- ④ 当該期限の猶予を与えられたにもかかわらず、なお弁済しない場合には、原告(銀行)は裁判所に対して改めて支払いを認める判決の言い渡しを求める。訴訟手続は再開され、裁判所は、請求認容の判決を言い渡す。
- ⑤ 上記訴訟手続内においては、被告(債務者)は、通常は債務の存在を自認するため、裁判所による Issue の提示や、証拠調べ手続は一般に行われず、被告(債務者)からの反論書面の提出等も行われない。また、被告(債務者)は、上訴の申立も行わない。
- ⑥ 上記判決を踏まえ、債務者の財産の売却が行われて、その売却代金による弁済がなされる。売却対象は担保目的物たる不動産に限られず、財産一般が対象となる。

V 仲 裁

ミャンマーにおける仲裁に係る法としては、Arbitration Act (1944) (以下「仲裁法」という。)及び Arbitration (Protocol and Convention) Act (India Act VI, 1937) が存在し(以下両法を「現行仲裁法等」と総称する。)、また、2014 年 5 月には Arbitration Law の法案(以下「仲裁法改正案」という。)が公表されている。

現地実務家に対するヒアリング結果によると、ミャンマーにおける民商事紛争の解決に際して現行仲裁法等は事実上用いられていないようである。しかしながら、ミャンマーに対する外国投資の数の増加が見込まれる中、当該投資に伴う紛争解決がミャンマー国外の仲裁手続により行われることが想定され、その仲裁判断のミャンマーにおける執行をどう確保するかに関心が高まり、ミャンマーも 2013 年に外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(いわゆるニューヨーク条約)に加入することにより、外国仲裁判断のミャンマーでの実現に向けて大きく前進した。

改正仲裁法案もかかる流れの中で制定されたものであるところ、その法律化及び実際の紛争実務での適用にあたってはまだ乗り越えるべきハードルは残っているものと思われるが、今後の民商事紛争解決のツールとして重要な位置を占めるであろうことから、以下においては、現行仲裁法等及び仲裁法改正案の概要を概観する。

1. 現行仲裁法等⁶⁵

仲裁法は、裁判所の介入のない仲裁(2 章)及び裁判所が関与する(3 章及び 4 章)手

⁶⁵ 現行仲裁法の内容については、森・濱田松本法律事務所ミャンマー法制度調査プロジェクトチーム「ミャンマー連邦共和国法制度調査報告書」第 5 部 ミャンマーの民事訴訟法・仲裁法(213 頁～218 頁)も参照されたい。

続の双方を規定しているが、前者においても一定の範囲で裁判所の介入が認められている。また、外国仲裁判断の承認及び執行については仲裁法それ自体ではなく、Arbitration (Protocol and Convention) Act (India Act VI, 1937)において規定されている。

(1) 裁判所の介入のない仲裁

(ア) 仲裁合意

仲裁の合意は、その中に別途の意思が表明されていない限り、付則 1 に定める条項を含むものと見なされる。付則 1 には、仲裁人の人数が原則 1 名となる旨(1 項)、仲裁判断のタイミング(3 項乃至 5 項)、手続(6 項)、効力(7 項)、費用負担(8 項)に関する定めが設けられている。

(イ) 仲裁人・審判人の選任・権限

仲裁法は、仲裁合意の中で、第三者を仲裁人の任命権者として指定することができる旨定めている(仲裁法 4 条)。

また、一定の場合に、裁判所が、当事者の申立てに基づいて、他方当事者の意見を聞いた上で、単独又は複数の仲裁人又は審判人を指名する(仲裁法 8 条)ことができる旨定めるほか、仲裁人の選定、排除に関する規定を設けている(仲裁法 9 条乃至 12 条)。

いったん任命された仲裁人・審判人の権限は、別段の合意がない限り、裁判所の許可がある場合以外には取り消すことができない(仲裁法 5 条)。

別段の合意がない限り、仲裁人及び審判人は、以下の権限を有する(仲裁法 13 条)。

- ① 当事者及び証人に宣誓させる
- ② 仲裁法 13 条(b)に定める特別事件手続につき裁判所に法律に関する意見を聞き、又は仲裁判断の全て又は一部について裁判所に意見を聞く
- ③ 条件付又は選択的仲裁判断をする
- ④ 仲裁判断において、書記の誤り又は偶発的な不注意等による誤りを訂正する
- ⑤ 必要に応じて当事者に質問書を送付する

(ウ) 仲裁判断

仲裁判断は、仲裁人又は審判人が署名の上、書面で当事者に通知する(仲裁法 14 条(1))。仲裁法 13 条(b)に定める特別事件手続の場合は、裁判所は、当事者に通知の上聴取した後、裁判所としての意見を表明し、その意見を仲裁判断に加えなければならない(仲裁法 14 条(3))。

また、裁判所は、特別事件手続以外についても、仲裁判断の修正や制限、再考を命じることができ、裁判所によりかかる修正や制限、再考が命じられた場合、仲裁判断は無効となる(仲裁法 15 条、16 条)。

裁判所は、仲裁判断の執行を待っていると当事者が破綻してしまう等の、速やかに仲裁判断を執行をする必要がある場合には、仮命令を発することができる(仲裁法 18 条(1))。

(2) 裁判所が関与する仲裁手続

訴訟提起前に、当事者間に仲裁合意が存在し、当該合意の対象となる事項につき紛争が生じた場合、当事者は、管轄権を有する裁判所に対して、仲裁合意に関する申立てを行うことができる(仲裁法 20 条(1))。裁判所は、申立人以外の当事者に対して、期間を定めて、仲裁合意に関する申立てがなされるべきではないと考える理由を示すよう命じ(同条(3))、十分な理由が示されなかった場合には、仲裁人に付託する旨の命令を下し(同条(4))、爾後仲裁法に基づく仲裁手続が行われる(同条(5))。

また、既に訴訟が係属している場合に、判決書の言渡し前に、争いがある事項について仲裁に付託する旨を裁判所に書面にて申し立てることができる(仲裁法 21 条)。

(3) 外国仲裁判断の承認及び執行

Arbitration (Protocol and Convention) Act (India Act VI, 1937)は、その前文において、仲裁に関する 1924 年ジュネーブ議定書(first schedule)、外国仲裁判断の執行に関する 1927 年ジュネーブ条約(second schedule)の署名者として、それらの議定書及び条約に効力を与える目的で、仲裁法に関して、追加的な規定を設ける旨述べている。

その上で、同法は、外国仲裁判断が同法に従ってミャンマー内にて執行可能である旨規定し(同法 4 条 1 項)、その執行のための裁判所に対する申立て

(5条)、執行(6条)及び執行のための要件(7条)、手続(8条)、留保(9条)、当該 Act に整合する高等裁判所の規則制定権(10条)に関する規定を設けている。

外国仲裁判断がミャンマー国内において執行力を有するためには、以下の全ての要件を満たす必要があり、また、その執行はミャンマーにおける公序良俗に反してはならない(同法7条(1))。

- ① 準拠法により有効とされる仲裁合意に従いなされた外国仲裁判断であること
- ② 仲裁合意又は当事者の合意した方法により定められた仲裁廷によりなされた外国仲裁判断であること
- ③ 仲裁手続に適用される法律に従ってなされた外国仲裁判断であること
- ④ 外国仲裁判断がその行われた国において確定していること
- ⑤ ミャンマー法の下で、適法に仲裁付託できる事項に関するものであること

上記各要件を満たす外国仲裁判断であっても、以下のいずれかの場合に該当するときは、ミャンマー国内において執行力を有さない(同法7条(2))。

- ① 仲裁判断がその行われた国で無効とされた場合
- ② 仲裁判断が執行される当事者が、仲裁手続に関する通知を受領してから仲裁に出席するために十分な期間が確保されなかった場合、又は、法的無能力であり適切に代理されなかった場合
- ③ 仲裁判断が、対象事項の全てについて判断していない場合、又は、仲裁合意の範囲を超える事項について決定している場合

外国仲裁判断の執行を求める者は、以下の書類を提出しなければならない(同法8条)。

- ① 仲裁判断の原本、又は、仲裁判断が行われた国の法令で必要とされる方法で認証された仲裁判断の写し
- ② 仲裁判断が確定していることを証する証拠
- ③ 当該仲裁判断が、外国仲裁判断であり、(i)適用ある法令により有効とされる仲裁合意によりなされたものであること、(ii)仲裁合意に基づく仲裁廷又は当事者の合意に基づく仲裁廷によりなされたものであること、及び(iii)仲裁手続に適用される法令に従ってなされたものであることを証する証拠

2. 仲裁法改正案

ミャンマーでは現在、仲裁法改正案が公表され、その制定過程にあるところ、当該改正案は、原則として、UNCITRAL のモデル仲裁法(以下「モデル仲裁法」という。)に従っている。モデル仲裁法の概要、仲裁法改正案とモデル仲裁法の主な違い、仲裁法改正案における外国仲裁判断の承認に関する規定の概要は以下のとおりである。

なお、以下の内容については、今後の制定の過程で変更される可能性もあるため、仲裁法改正案の内容については、あくまでも現時点のものであることに留意が必要である。

(1) モデル仲裁法の概要

(ア) 当事者の手続規則の合意

モデル仲裁法においては、当事者は、当該法律の規定を前提として、仲裁廷が仲裁手続を進めるに当たって従うべき規則を自由に合意することができることとされている(19条(1))。

(イ) 仲裁地

モデル仲裁法上、当事者は仲裁地について自由に合意することができることとされ、当事者が仲裁地について合意できなかった場合、仲裁廷が案件の状況を考慮の上仲裁地を決定することとされている(20条(1))。

(ウ) 仲裁判断が依拠すべき規範

モデル仲裁法は、原則として、仲裁廷は当事者により選択される実定法に従うべきと規定しており、かかる実定法を当事者が指定しなかった場合、仲裁廷が適当であると判断した抵触法によって決定される法が適用される(28条(1)及び(2))。また、仲裁廷が「衡平と善(ex aequo et bono)」により判断すること、又は「友誼的仲裁人(amicable compositeur)」として判断することが認められるのは、当事者が明示的に授権した場合に限られる(28条(3))。

(エ) 裁判所の介入の制限

モデル仲裁法の対象となっている事項については、裁判所は同法に定める場合を除き、介入してはならないとされている(5条)。

(2) 仲裁法改正案と UNCITRAL のモデル仲裁法の主な違い

前記(1)(ウ)のとおり、モデル仲裁法上、仲裁廷が従う法律は、原則として、当事者が選択した実定法であるが、仲裁法改正案では、国際商事仲裁(International commercial arbitration)⁶⁶以外の仲裁では、仲裁廷はミャンマーの実定法に従うべきとされている。

他方、仲裁法改正案では、国際商事仲裁については、仲裁廷が従うべき法は以下のとおりとされている。

- ① 当事者が選択した実定法
- ② 当事者が実定法を選択しない場合、仲裁廷が適当であると判断した法

(3) 仲裁法改正案における外国仲裁判断の承認

仲裁法改正案では、裁判所は、以下の場合には外国仲裁判断の承認を拒絶することができるかとされている。

- ① 当事者が無能力である場合、又は、仲裁判断が行われた国の法令上、仲裁合意が無効である場合
- ② 仲裁判断の執行を受ける当事者が、仲裁手続において適切に代理されなかった場合、又は、他の理由により出席できなかった場合
- ③ 仲裁判断が、執行の条件に従っていない場合、又は、仲裁合意の範囲を超える事項について決定している場合
- ④ 仲裁廷の構成又は仲裁手続が仲裁合意に従っていない場合、又は、仲

⁶⁶ 仲裁法改正案では、「国際商事仲裁」とは、ミャンマーの法律上の商業的な関係から生じた事項に関する国際仲裁をいうとされている。

また、「国際仲裁」とは、以下の仲裁をいうとされている。

- ① 仲裁合意の当事者が、その合意時に異なる国に営業所を有する場合
- ② (i) 仲裁合意で定められているか、仲裁合意によって定まる仲裁地、又は、(ii) 商事関係の義務の実質的な部分が履行されるべき地、若しくは紛争の対象事項と最も密接に関連を有する地が、当事者が営業所を有する国の外にある場合
- ③ 当事者が、仲裁合意の対象事項が二国以上に係る旨を明示的に合意した場合

裁判断が行われた国の法令に従っていない場合

- ⑤ 仲裁判断が当事者に対する拘束力を有していない場合、又は、権限のある当局により無効又は延長された場合
- ⑥ 仲裁の対象事項が、ミャンマーの法律上仲裁によって解決されることができない場合
- ⑦ 仲裁判断の承認及び執行がミャンマーの公序良俗に反する場合

なお、外国仲裁判断の承認に関する仲裁法の改正は、既にミャンマーにおいて承認及び執行された仲裁判断に係る権利に影響を与えるものではないとされている。

3. UMFCCI による仲裁について

現地実務家に対するヒアリング結果によると、ミャンマー商工会議所連合会 (Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry。以下「UMFCCI」という。)は、現在、2015 年中の導入を目指して同会独自の仲裁制度の導入を検討している。仲裁規則等その詳細については未だ決まっていないが、シンガポールの仲裁規則及び ICC ルール等を参照しつつ、ミャンマー仲裁法に準拠したミャンマー語及び英語による規則を制定した上で、UMFCCI が仲裁場所とされ、また、仲裁人の資格は弁護士資格を有する者には限定されない模様である。

同仲裁手続は、当初は国内ユーザーを対象とし、実績が積みまれてくるに従い、ミャンマーにおける紛争解決を希望する外国企業による利用を想定している模様である。

VI 民事訴訟手続の担い手

1. 司法機関

(1) 裁判所の構成

裁判所は、連邦最高裁判所及びその他の裁判所から構成される。

① 連邦最高裁判所

(i) 権 限

連邦最高裁判所のみが独自の管轄権を有する事項は、以下のとおりである (Union Judiciary Law 11 項)。

- (a) 連邦によって締結された2国間条約に起因する事項
- (b) 連邦政府と管区又は州の政府の間のその他の紛争(憲法問題を除く。)
- (c) 管区同士の間、州同士の間、管区と州の間、及び、連邦と管区又は州の間のその他の紛争(憲法問題を除く。)
- (d) 国際的な水域又は空域で犯された海賊その他の犯罪、及び、陸上又は国際的な水域若しくは空域で国際法に反して犯された犯罪
- (e) 法律によって規定された事件

また、連邦最高裁判所は、以下の事項についても管轄権を有している(Union Judiciary Law 12 項)。

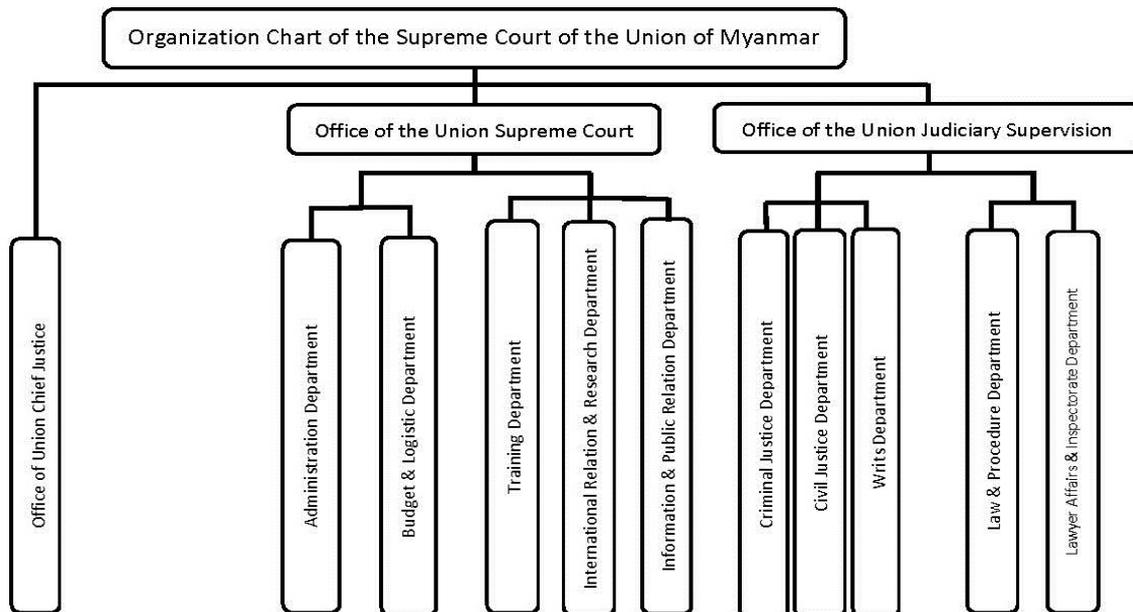
- (x) 連邦最高裁判所が独自の管轄権を行使して下した判決書、decree 又は命令に対する上訴
- (y) 管区高等裁判所又は州高等裁判所が下した判決書、decree 又は命令に対する上訴
- (z) 他の裁判所が法に従って下した判決書、decree 又は命令に対する上訴

連邦最高裁判所は、ミャンマー国内の全ての裁判所を監督するものとされており(Union Judiciary Law 23 項(a))、また、連邦最高裁判所は、管区高等裁判所、州高等裁判所、自治管区裁判所、自治区裁判所及び県裁判所に対して、これらの裁判所における重要な事件の判決を、2名以上の裁判官で構成される法廷で裁判するよう指示することができる(Union Judiciary Law 23 項(b))。

また、連邦最高裁判所は、連邦議会に対して司法に関連する予算案を提出する権限を有している(Union Judiciary Law 24 項)。

(ii) 組織

連邦最高裁判所の組織は、以下のとおりである。



② その他の裁判所

連邦最高裁判所以外の裁判所としては、(a) 管区高等裁判所 (Hi Court of the Region) 及び (b) 州高等裁判所 (Hi Court of the State) が存在するほか、(c) 地方裁判所 (District Court)、(d) 郡区裁判所 (Township Court) が存在する。また、自治管区又は自治区がある管区又は州においては、これらに加えて (e) 自治管区裁判所 (Court of the Self-Administered Division) 又は (f) 自治区裁判所 (Court of the Self-Administered Zone) がそれぞれ存在する。

これらの裁判所が管轄権を有する事件及びその権限については、Union Judiciary Law 等において規定されている。

(2) 裁判官の資格取得方法

裁判官になる者はまず、ミャンマーのいずれの国立大学の法学部 (LL. B.) を取得し、最高裁判所の主催で行う国家試験である司法職員の入試 (Judicial Officer) を受験しなければならない。

当該入試に合格した者が裁判官 (Grade-4) として勤務を開始するまでの研修・訓練の内容は以下のとおりである。

- ① 最高裁判所での研修 (Job Training) (4 ヶ月間)
- ② 公務員訓練施設での訓練 (3 ヶ月間)

③ 指定された地域の市裁判所での見習期間(1ヶ月間)

上記の見習期間が終了した者は、当該 Township court (市裁判所) の Deputy-Judge (副裁判官) 市裁判所の副裁判 Grade-4)として勤務が開始される。

(3) 裁判官の養成制度

裁判官の等級は以下のとおりである。

Grade 4

↓ Grade 4 の裁判官としての 7 年間の勤務後に Grade 3 の試験を受験する資格を取得

Grade 3

↓ Grade 3 の裁判官としての 7 年間の勤務後に Grade 2 の試験を受験する資格を取得

Grade 2

↓ Grade 2 の裁判官としての 3 年間の勤務後に Grade 1 の試験を受験する資格を取得

Grade 1

↓ Grade 0 への試験はなく、最高裁により指定される

Grade 0

(4) 裁判官の身分保障

ミャンマー憲法上、連邦最高裁判所、管区高等裁判所及び州高等裁判所の裁判官の弾劾事由及び退任事由は規定されているが(302 条、303 条、311 条、312 条)、日本国憲法 78 条のような裁判官の身分保障に係る一般的な規定は設けられていない。したがって、ミャンマーにおける裁判官の身分保障は、日本における裁判官の身分保障よりも弱いものと思料される。

(5) 最高裁判所による司法改革戦略計画(Judiciary Strategic Plan (2015-2017))

2014 年 11 月 19 日、最高裁判所は、司法改革戦略計画(Judiciary Strategic Plan (2015-2017))を公表した。

これは、最高裁判所長官の冒頭のメッセージにあるとおり、2008 年の新しいミャンマー憲法の制定を受け、ミャンマーでの司法を新憲法の内容に見

合ったものに改革するために、100 人を超える裁判所関係者に対するインタビューなどの手法を用いた評価手続・分析を経た上で、最高裁判所によって2015年から2017年の3年に亘るアクション・プランとして策定されたものである。

司法改革戦略計画(Judiciary Strategic Plan (2015-2017))の具体的な中身は、①Protect Public Access、②Promote Public Awareness、③Enhance Judicial Independence and Accountability、④Maintain Commitment to Enduring Equality、⑤Fairness and Integrity of the Judiciary、Strengthen Efficiency and Timeliness of Case Processing という5つの注力分野に分けた上で、それぞれの注力分野において取組みの優先度を付けて策定されているが、これらは最高裁判所自身が現時点での裁判実務において取組みが不十分と考えている諸点を掲げたものでもあると考えられることから、以下でそれらの概要を紹介する。

(ア) Protect Public Access

注力分野の一つ目である Protect Public Access においては、全ての国民が裁判所に容易にアクセスできるよう、裁判所のサービスに対するアクセスの容易性の改善、原告及び被告らに対する礼節と敬意等を払った取扱いの実現、裁判所に対するアクセスの容易性を実現するための裁判所建物のリノベーションといった事項が改革の目的として掲げられ、裁判所内に公共の情報カウンターを設置することや、判事・裁判所職員に対する顧客サービスに関するトレーニングの実施などが最優先事項として定められている。

(イ) Promote Public Awareness

注力分野の二つ目の Promote Public Awareness においては、国民からの裁判所に対する信頼を維持・改善するために、国民やメディアとのコミュニケーションの改善、裁判所と地域との間のインフォメーション・プログラムの促進といった事項が改革の目的として掲げられ、判事・裁判所職員に対するメディアとのリレーション・スキルに関するトレーニングの実施などが最優先事項として定められている。

(ウ) Enhance Judicial Independence and Accountability

注力分野の三つ目である Enhance Judicial Independence and Accountability においては、司法の独立を維持するために、正当な裁判所予算の創出能力の獲得と透明性を伴う予算の使用、最高裁判所事務局における効率的な司法行政のための機能の確立といった事項が改革の目的として掲げられ、計画と予算の優先度設定のための評価プロセスや最高裁判所事務局スタッフに対する IT トレーニングの実施などが最優先事項として定められている。

(エ) Maintain Commitment to Enduring Equality

注力分野の四つ目の Maintain Commitment to Enduring Equality においては、裁判における平等・公平な法の適用を確保すべく、判事・裁判所職員の知識・能力等の改善といった事項が改革の目的として掲げられ、判事に対する平等・公正性等を達成するためのトレーニングの実施や、裁判所職員に対する効率性・国民の満足度の向上に関する能力獲得のためのトレーニングの実施などが最優先事項として定められている。

(オ) Fairness and Integrity of the Judiciary、Strengthen Efficiency and Timeliness of Case Processing

注力分野の最後に掲げられている Fairness and Integrity of the Judiciary、Strengthen Efficiency and Timeliness of Case Processing においては、非効率な裁判所運営に伴う当事者の負担の軽減等を図るべく、迅速かつ適時な裁判手続の促進といった事項が改革の目的として掲げられ、判事・裁判所職員に対する訴訟案件管理に関するトレーニングの実施などが最優先事項として定められている。

(6) 司法改革戦略計画(Judiciary Strategic Plan (2015-2017))における司法統計

上記の司法改革戦略計画(Judiciary Strategic Plan (2015-2017))における注力分野の一つである Fairness and Integrity of the Judiciary、Strengthen Efficiency and Timeliness of Case Processing では、鍵となる改革の達成度の尺度を掲げた上で、各尺度毎に、現在の実務データから

ベースラインとなり得る数値を示し、当該ベースラインの数値を今後3年間で改善させていくべく、計画年度毎の数値目標が具体的に設定されている。かかる改革の達成度の尺度及び計画年度毎の数値目標については、別添の資料を参照されたい。

現時点において、ミャンマーにおける公的な司法統計に類する資料にアクセスすることには困難を伴うが、上記の公表資料(特に達成度を測るための各尺度毎のベースラインの数値)は、最高裁判所が自ら裁判実務の現状の一部を明らかにするものであるとも考えられることから、以下のとおりその大要を紹介する。

まず、上記資料によれば、達成度の尺度の一つとしてあげられている「Age of Pending Caseload」は、3箇所のパイロット・コートにおけるデータに基づくものに過ぎないが、民事訴訟において1年以上が19.7%、2年以上が1.3%とされている。

また、同じく、3箇所のパイロット・コートにおけるデータに基づくものに過ぎないものの、予定されたヒアリングが延期された割合は、民事訴訟において25%、1件当たり設定されたヒアリングの回数は、民事訴訟において16回とされている。

上記のデータは、いずれもデータ・ソースの不十分性等の理由により、直ちに依拠できるものではないが、最高裁判所が、訴訟手続の改善・迅速な訴訟手続の実現のために、自ら具体的な数値目標を掲げて司法改革を開始していることは評価に値するものと考えられる。

2. 弁護士

(1) 弁護士資格の取得方法と弁護士の養成制度

ミャンマーで弁護士資格を取得するためには、国立大学の法学部(LL. B.)を卒業しなければならない。

したがって、まず、そもそも、ミャンマーで弁護士資格を取得するためには国立大学の法学部(LL. B.)に入学する必要があるが、国立大学の法学部(LL. B.)に対して入学申請するためには、全国共通試験において一定以上の

成績を収める必要がある⁶⁷。

ミャンマーの国立大学の法学部を卒業して法学の学士(LL. B.)を取得するためには、原則として、法学部で5年間の教育を受ける必要がある⁶⁸。

なお、現地実務家に対するヒアリング結果によると、国立大学の法学部における5年間の法学教育カリキュラムは、大学に通学する法学教育、通信教育による法学教育、オンラインによる法学教育の3種類が存在するとのことである。

これらの3つの教育種別⁶⁹のうち、オンラインによる法学教育(Online LL. B Program Curriculum)は、大学の学位を一つ以上保有している者のみが参加できるプログラムであり、大学に通学する法学教育及び通信教育による法学教育による場合には、法学の学士(LL. B.)が取得可能となるまでには5年間の教育を受ける必要があるのに対して、オンラインによる法学教育による場合には、4年間の教育を受けることで足りるとのことである。

ミャンマーにおける弁護士資格には、法廷弁護士(Advocate)と上級弁護士(Higher Grade Pleader)の2種類の資格があり、それぞれ、訴訟活動の制限の有無などの点で相違点がある。

例えば、法廷弁護士(Advocate)は、いずれの裁判所においても訴訟活動を行うことができ、かつ、1年毎の弁護士ライセンスの更新手続を特に行う必要はないが、上級弁護士(Higher Grade Pleader)は、Township Court 及び District Court でのみ訴訟活動を行うことができ、かつ、1年毎に弁護士ライセンスの更新手続を行う必要があるといった相違点が存在する。

法学の学士(LL. B.)を取得して弁護士になろうとする者は、まず最初に、最高裁判所に対して、指導弁護士(Chamber Master)⁷⁰の下で1年間見習い弁

⁶⁷ 全国共通試験において、法学部への入学申請のためには、一定の成績を収める必要があるが、現地実務家に対するヒアリング結果によると、逆に、入学申請の際の審査書類は全国共通試験の成績結果がほぼ唯一の審査対象のようであるとのことであった。

⁶⁸ 旧制度では登録制度(registered lawyer)として、法学部に2年間通学し、又は、ある学部を卒業し、司法試験を受験して合格すれば上級弁護士(Higher Grade Pleader)の資格を取得することができたが、現在は当該制度が停止されている。

⁶⁹ 現地実務家に対するヒアリング結果によると、国立大学の法学部における5年間の法学教育カリキュラムは、大学に通学する法学教育、通信教育による法学教育、オンラインによる法学教育という3つの教育種別毎にそれぞれ共通しているが、必修である Core Course で学ぶ必要のある法律の数だけでも5年間で18種類以上に上るほか、基礎科目として英語も必修科目の一つとなっているとのことである。

⁷⁰ 指導弁護士になるためには、法廷弁護士(Advocate)として5年間の経験を有しなければならないとされている。また、最高裁長官(Chief Justice)の通知(Notification)によると、1人の指導弁護士は見習い弁護士を最大限5人まで受けることができるとされている。

護士⁷¹として活動を行うことを申請し、その承認を受けなければならない。

弁護士になろうとする者は、最高裁判所から当該承認を受けた上で、1年間見習い弁護士として実際に活動し、その後、指導弁護士(Chamber Master)からの推薦書を取得して初めて、最高裁判所に対し、上級弁護士(Higher Grade Pleader)となることを申請でき、最高裁判所からの承認に基づき、上級弁護士(Higher Grade Pleader)としてのライセンスを取得することができる。

上級弁護士(Higher Grade Pleader)が、法廷弁護士(Advocate)の資格を取得するためには、一定の期間以上の上級弁護士(Higher Grade Pleader)としての訴訟活動実績など、さらに一定の要件を満たす必要がある。

即ち、上級弁護士(Higher Grade Pleader)のうち、上級弁護士(Higher Grade Pleader)として3年以上訴訟活動に従事した者であって、さらに、7つ以上のTownship Court又はDistrict Courtにおいて実際の訴訟活動に従事した上で、7つ以上のTownship Court又はDistrict Courtから上級弁護士(Higher Grade Pleader)として訴訟活動に従事したことについての活動証明書を手にした者は、最高裁判所に対し、法廷弁護士(Advocate)となることを申請でき、最高裁判所からの承認に基づき、法廷弁護士(Advocate)としてのライセンスを取得することができる。

なお、ミャンマー国外で法廷弁護士(Advocate)として登録されている者、ミャンマー国外で法廷弁護士(Advocate)として活動する権利を有する者、及びミャンマー国民でない者は、法廷弁護士(Advocate)になることができない(Court Manual 3-4頁)。

また、ミャンマー国民でない者は、上級弁護士(Higher Grade Pleader)になることができない(Court Manual 15頁)。

(2) 弁護士会の活動内容

現時点では、弁護士会の根拠となる法律は存在しないが、事実上、全ての弁護士会(Bar Association)は、法務長官の下で管理されている。もっとも、現在、Association Lawが制定されたものの、Association Lawに係る細則は制定中という状況であり、こられの法令により弁護士会が規律されることとなるものと思われる。すなわち、当該細則が制定されてはじめて、正

⁷¹ 見習い弁護士のガイドラインは、指導弁護士が個人的に作成しているものが存在するだけで、国家として作成されているガイドラインは特に存在しない。

式に弁護士会が Association Law に基づき登録されることになる。

1963 年以前はヤンゴン国立大学のみ法学部が存在したため、ヤンゴン弁護士会のみが存在したが、1963 年以降は他の地域の国立大学にも法学部が設置されるようになり、他の地域の弁護士会が設立されるようになっていく。

弁護士会の活動は、無償での法律相談や法廷で訴訟活動を行うことである。弁護士を雇えない被害者又は加害者のために国家が代わりに弁護士の報酬(25 チャット)を支払い、弁護士会に加入している弁護士が順番に対応することとされている。

弁護士会とは別に、Myanmar Bar Council Act に基づき、弁護士評議会(Myanmar Bar Council)が設置されており、法務長官が弁護士評議会の会長となっている。

(3) 弁護士の活動に関する規制

(ア) 概要

最高裁判所と弁護士評議会(Bar Council)が弁護士の規制について管轄している。弁護士資格を剥奪される者は、管轄の管区裁判所又は州裁判所にて審査された上で、弁護士ライセンスが没収される。

弁護士評議会は 15 人のメンバーで構成され、具体的な構成員は以下のとおりである(Bar Council Act 4 条)⁷²。

- ① Attorney General : 1 名(弁護士評議会の議長となる。)
- ② 高等裁判所から指名された者 : 4 名(そのうち裁判官は 1 名以内でなければならない。)
- ③ 高等裁判所の法廷弁護士(Advocate)から選任された者 : 10 名(そのうち 5 名以上は、高等裁判所での実務の権限を有してから 10 年以上が経過している者でなければならない。)

(イ) 弁護士評議会の権限

弁護士評議会は、以下の事項について規則を制定することができる

⁷² 弁護士評議会の構成員の任期は、高等裁判所が作成し、弁護士評議会が追加、修正、廃止する規則によって定められる(Bar Council Act 6 条(1)(b)、(2))。弁護士評議会の議長及び副議長の任期についても同様である(Bar Council Act 6 条(1)(e)、(2))。

(Bar Council Act 7条、9条(1)、15条)。

- ① 弁護士評議会が必要と考える職員及び使用人の任命並びに当該職員及び使用人に対する手当その他の対価
- ② 弁護士評議会の委員会の任命及び構成、当該委員会の手続、並びに、委員会に委任することができる弁護士評議会の権限及び義務
- ③ 高等裁判所の法廷弁護士(Advocate)となることの承認についての規制^{73 74}
- ④ 高等裁判所の法廷弁護士(Advocate)の権利及び義務、規律並びに専門家としての行動
- ⑤ 高等裁判所の法廷弁護士(Advocate)が他の高等裁判所で実務を許可されるための条件
- ⑥ 法的な教育及び訓練に関する施設並びに弁護士評議会による試験の実施
- ⑦ 教育施設及び弁護士評議会が開催する試験の受験について弁護士評議会に支払われる費用
- ⑧ 弁護士評議会の資金の投資及び運営

(ウ) 法廷弁護士(Advocate)の懲戒について

高等裁判所は罪を犯したか、又はその他の非行を行った法廷弁護士(Advocate)に対して、譴責し、高等裁判所での実務を停止させ、又は当該実務から排除することができる。この点、高等裁判所は、第三者からかかる処分申立てを受けた場合には、当該申立てが容易に拒絶できるものでない限り、弁護士評議会に照会するか、又は、弁護士評議会と相談の上、地区裁判所に照会しなければならない(Bar Council Act 10条)。

⁷³ もっとも、当該規則により、特定の人物が法廷弁護士となることを拒絶することができる高等裁判所の裁量権は制限又は影響を受けないとされている。

⁷⁴ 当該規制に関する規則には、特に、以下の事項が規定される(Bar Council Act 9条(2))。

- ① 法廷弁護士(Advocate)の承認を申請する者が有すべき資格
- ② 高等裁判所に承認を申請する際の様式及び方法
- ③ 上記の申請の全てについての、高等裁判所から弁護士評議会に対する通知
- ④ 高等裁判所による、弁護士評議会からの申請者の承認に対する異議についての聴聞
- ⑤ 登録について弁護士評議会に支払われる手数料
- ⑥ 登録後に弁護士評議会に対して支払われる年間の寄付金

弁護士評議会又は地区裁判所への照会結果の受領後、命令を下す前に、高等裁判所は、聴聞の日付を確定させ、当該日付を対象となっている法廷弁護士(Advocate)、弁護士評議会及び Attorney General に通知した上で、これらの者からの聴聞を実施する(Bar Council Act 12 条(3))。

(4) 弁護士報酬の定め方の枠組み

現地実務家に対するヒアリング結果によると、弁護士報酬について、特段法律上の定めは存しない。訴訟の目的物の価値によっても違ふし、弁護士の経験や有している資格(Higher Grade Pleader か Advocate か)によっても報酬額は異なりうるとのことである。

訴訟の場合には、いわゆるタイムチャージ方式⁷⁵が採用されることはあまりなく、訴訟物の価額を基準として、その数パーセント(5パーセントに満たない程度)を報酬とすることが多いようである。その支払い方法は、一部を手付金として支払い、残部は判決言渡し後に支払われることが通常であるが、依頼者の意向を踏まえてケースバイケースで定められるとのことである。なお、制度上、成功報酬制度(いわゆるコンティンジェンシーフィー)は禁止されているが、かかる報酬請求を実際に行っている弁護士も存在はするようである。

なお、Court Manual に、弁護士報酬に関する計算表が存在するが(30頁)⁷⁶、当該表は裁判所が弁護士報酬算定するために参照しているものであって、弁護士が報酬算定のために用いられるものではないとのことである。

第二部 国家の行為に係る紛争解決制度

I 行政機関の行為に対する不服申立て制度

行政機関の行為に対する不服申立て手続に関しては、日本においても、紛争の種類(例えば、土地収用関係などについての行政不服審査法や、更正処分・税務調査等の租税関係についての国税通則法など)に応じて、特殊な紛争を公正かつ効率的に処理する等の目的で、訴訟に準じた特別な手続(準司法的手続)が存在するところである。

⁷⁵ 現地実務家に対するヒアリング結果によると、弁護士となってから 35 年を経た現地弁護士の場合の相場としては、1 時間 200 ドルとのことである。刑事だと 100 ドルとのことである。

⁷⁶ なお、現地実務家に対するヒアリング結果によると、当該表は、実際には裁判所の内部通達によって金額が変更されているとのことである。

ミャンマーにおいても、紛争の種類に応じて、通常の民事訴訟とは異なる特別な不服申立てに関する手続が規定されているものが存在することから、以下のとおり、代表的なものを取り上げて、それらの概要を紹介する。

1. 土地の収用に関する不服申立て手続

ミャンマーにおいて、政府が公的な目的で土地を強制的に収用する際には、土地収用法(Land Acquisition Act)に基づいて収用手続が実施されることになるが、土地収用法においては、土地の収用に関する利害関係人において土地の収用に関する命令に不服がある場合の不服申立てに関する手続が規定されている。

まず、ミャンマー政府が土地の収用を行おうとする場合、官報公告などで通知がなされることとなるが、これに不服のある利害関係人は、通知を受けた時から30日以内に限り、土地の収用に関して大統領から委任を受けた官吏である収用者(Collector)に対し不服申立てを行うことができるとされている(土地収用法5条A)。

当該不服申立てにおいては、収用者において聴聞の機会の付与や証拠収集などの手続を行った上で、大統領に対し、収用者の考えを報告することとなっており、収用者からの当該報告に基づいて大統領が利害関係人からの不服申立てに対して下した判断は、終局判断となるものとされている(土地収用法5条A)。

一方、土地の範囲や土地収用の対価などに関する不服については、収用者において、利害関係人に対して一定の照会手続を実施した上で判断することができるものとされている(土地収用法11条)が、収用者による当該判断に不服がある利害関係人は、原則として、当該判断の日から6週間以内に限り、管轄の裁判所に対して訴訟を提起することができるものとされている(土地収用法18条)。

上記の裁判所における訴訟に関しては、土地収用法は、手続面など一定の規定を定めているが、特に、土地収用の対価の評価に関しては、裁判所が土地収用の対価を定めるに際して考慮に入れなければならない事項として、土地収用に関する官報公告が行われた時点における土地の市場価値など一定の事項を規定し(土地収用法23条)、反対に、土地収用の緊急性の程度や、収用された際に増加するであろう土地の価値の増加分など、裁判所が土地収用の対価を定めるに際して考慮に入れてはならない事項を規定する(土地収用法24条)など、一般的な民事訴訟法の特則をなす内容が含まれている。

2. 財産権に関する書面の登録に関する不服申立て手続

ミャンマーにおいては、Registration Act の下、不動産上の権利など一定の財産権に関する書面については登録手続を行う必要があるが、Registration Act においては、登録申請人において登録拒否の命令に不服がある場合の不服申立てに関する手続が規定されている。

かかる手続に関しては、登録申請人は、副登録人(Sub-Registrar)が行った登録拒否の命令に不服がある場合、命令を受けた時から 30 日以内に限り、登録拒否を行った副登録人を管轄下に置く登録人(Registrar)に対して不服申立てを行うことができるものとされている(Registration Act 72 条)。

もっとも、登録人(Registrar)が自ら登録拒否の命令を下した場合や、副登録人が行った登録拒否の命令に対して再度登録拒否の命令を下した場合には、これらの命令に不服がある登録申請人は、管轄の裁判所に対して、登録命令を求める訴訟を提起することができる(Registration Act 77 条)。

3. 国税徴収に関する不服申立て手続

ミャンマーの租税法のうち、例えば、Income Tax Law においては、納税者において税務当局の定めた課税額に不服がある場合の不服申立てに関する手続が規定されている。

かかる手続に関しては、納税者が、ミャンマー政府から所得税の課税額の評価と徴収に関して委任を受けた評価委員会(Assessment Committee)による命令に不服である場合であって、課税額が 500 チャットを超える場合(Income Tax Law 33 条 A)、原則として、命令を受けた時から 30 日以内に限り、第一上訴委員会(First Appellate Committee)に対して不服申立てを行うことができるとされている(Income Tax Law 32 条)。

さらに、当該不服申立てを行った納税者が、第一上訴委員会の下した命令に不服がある場合であって、課税額が 10,000 チャットを超える場合(Income Tax Law 33 条 A)には、さらに、第二上訴委員会(Second Appellate Committee)に対して不服申立てを行うことができる(Income Tax Law 33 条)。

もっとも、納税者において、上記の第二上訴委員会の下した命令に不服がある場合であっても、原則として、第二上訴委員会の下した命令が終局的判断となる

(Income Tax Law 33 条 A)とされている。

しかしながら、上記の第二上訴委員会の下した命令に法律問題が含まれる等の一定の場合に限っては、例外的に、最高裁判所に不服申立てを行うことができる制度となっている (Income Tax Law 34 条)。

II 行政機関に対する訴訟

政府に対する訴訟又は公務員の権限内で行われた行為についての当該公務員に対する訴訟は、原因、原告の氏名及び住所並びに請求する救済方法を記載した書面による通知がなされてから 2 ヶ月を経過してからでなければ、開始されない (民事訴訟法 80 条)⁷⁷。

公務員の権限内で行われた行為についての当該公務員に対する訴訟においては、被告は逮捕されず、decree の執行の場合でない限り、被告の財産を差し押さえることはできない。公務に損害を与えずに被告が職務を離れることができないと裁判所が判断した場合には、裁判所は被告の出頭を免除できる (民事訴訟法 81 条)。

政府に対する decree、又は、公務員の権限内で行われた行為についての当該公務員に対する decree については、当該 decree が履行される期限を記載しなければならず、当該期限までに decree が履行されない場合には、裁判所は大統領の命令のために報告を行わなければならない。当該報告がなされた日から起算して 3 ヶ月間 decree が履行されない場合に、執行が行われる (民事訴訟法 82 条)。

III 実 態

民事訴訟法等における行政機関を相手方とする訴訟等の規定は以上の通りであるが、かかる規定に基づく紛争の実態について現地実務家においてヒアリングを行ったものの、訴訟取扱経験が豊富な弁護士であっても、行政機関を相手方とする訴訟を自らが担当したことはないとの回答がなされるとともに、その周囲においてそのような経験を有する弁護士の存在も認識していないとのことであった。

また、直近 10 年間の最高裁判所の裁判例を確認したところ、国家機関又は公務員が形式上の当事者となっている事件は 5 件存在が確認されたものの、実質的に行政機関の行為を争っているものは 1 件のみであり、その内容は、ヤンゴン市開発委員会が

⁷⁷ なお、Order 27 には政府等の代理人に関する規定をはじめとするより具体的な規定が設けられている。また、陸・海・空軍の構成員に係る訴訟については Order 28 に定められている。

動産に係る公図を発行しないことの適法性に関するものであった⁷⁸。

これらの事情に鑑みると、行政機関を相手方とする紛争が必ずしも一般的ではないことが窺える。

⁷⁸ その他の事件のうち 3 件は形式上は管区裁判官を相手方に行っているがその実質的内容は当該裁判官の判断内容を争うものであり、1 件は民事紛争の当事者が政府関連機関であるに過ぎないものであった。

別紙Ⅳ-2-1-(1)-①

【召喚状発行の申請書の記載例】

〇〇管区
〇〇市裁判所にて
20XX年民事事件〇号

[原告名] ----- 原告
[住所] -----
及び
[被告名] ----- 被告
[住所] -----

民事訴訟法典 Order 5 - Rule 20 (A)に基づき住所の提出及び裁判手続金の納入

上記の原告は被告に対し、召喚状を発行するよう以下の住所を提出する。被告に対する召喚状の手続料金〇チャットを納入する。

印紙

原告の住所
[原告名・住所]

被告の住所
[被告名・住所]

[署名]
原告の弁護士

〇〇市
20XX年〇月〇日

別紙Ⅳ-2-1-(1)-②

【訴状の記載例】

〇〇管区、〇〇市裁判所にて
20XX年民事事件〇号

[原告名及び住所] 原告
及び
[被告名及び住所] 被告

●●チャットの貸金返還請求

上記の原告は以下の理由で訴状を申し立てる。

1. 原告と被告は親類であり、〇年前から被告は原告よりしばしばお金を借り、必ず返済し、原告は何らかの金利を求めていなかった。
2. 20XX年〇月〇日〇時に、被告は原告の自宅を訪ね、●●事業に出資するために●●万チャットを貸すよう要求した。被告は原告にとって親類であり、信頼できる者でもあるため、商品を購入するために集めた●●万チャットを金利なしでかす契約を、原告側の証人の前で締結し、原告は被告に対し●●チャットを与えた。
3. 被告は原告の親類であるため、金利を求めず、“金銭委託契約書”を同日の20XX年〇月〇日に原告、被告と共に2名の証人の前で締結した。被告は借りた●●万チャットを●ヶ月のみ借り、20XX年〇月〇日に返済すると約束をした上、被告自身が当該●●万チャットを受け取った。
4. 原告は2ヶ月後の20XX年〇月〇日に返済されなかったため、20XX年〇月〇日に証人Aと共に被告の自宅を訪ねた。被告は●ヵ月後に返済する、心配しないようにと説明をした。しかし、その後には連絡が取れなくなったため、再び20XX年〇月〇日に原告は証人Aと共に被告の自宅を訪ねたが、被告は会わないよう避けており、現在に至る。
5. さらに、20XX年〇月〇日に原告は弁護士を通じて被告に対し警告書を郵送で送付したが、被告は受け取らなかった。
6. 被告は原告から●●万チャットを●●事業に出資するために借り、2ヶ月後に返済すると口頭で約束をした。さらに、原告、被告と共に2名の証人の前で“金銭委託契約書”を締結し、●●万チャットを受け取ったが、期限を経過しても返済する義務を果たさなかった。したがって、原告は被告に対し提訴する権利及び貸した●●万チャットを費用と共に返済される権利を有し、当該命令を下すよう求める。
7. 本件では被告が原告より●●万チャットを借り、返済義務を怠った20XX年〇月〇日及び原告の弁護士から警告を出した20XX年〇月〇日以後に、それぞれの提訴に関する因

果関係が生じている。

8. 本裁判所の所轄範囲に該当するよう訴訟価格を●●万チャットに設定し、被告が在住する〇〇市にて当該金銭を手渡したため、本件の管轄は本裁判所である。

9. 裁判費用として訴訟価格●●万チャットにおける裁判費用である●●チャットを納入する。

したがって、原告は親類であるために●●万チャットを被告に貸し、被告は自分自身の約束を破り、当該貸金を返済しなかったため、裁判所は被告に対し貸金●●万チャットを費用と共に返還する旨の命令を下すようお願い申し上げます。

[弁護士の署名]

[原告の署名]

[弁護士の捺印]

(原告の弁護士)

(原告)

〇〇市

20XX年〇月〇日

“宣誓”

上記の1から6の事項は原告自身が正確に知り、他の事項は間接的に知ったことであることを20XX年〇月〇日、〇〇市において宣誓し、署名する。

[原告の署名]

(原告)

“訴状と共に添付した書類等”

- ①20XX年〇月〇日、“金銭委託契約書”の写し
- ②20XX年〇月〇日、警告書の送付状の写し
- ③原告の弁護士より警告書を送付した郵送事業名が記載されている封筒の写し
- ④20XX年〇月〇日、被告に対し原告の弁護士が送付した警告書の写し

[原告の署名]

(原告)

“原告の参考書類等”

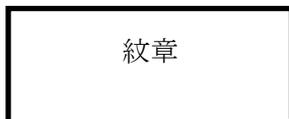
- ①訴状と共に提出した各書類
- ②Order 13 - Rule 1に基づき、追加提出書類

[原告の署名]

(原告)

別紙Ⅳ-2-2

【召喚状の記載例】



出頭を求める召喚状
(民事訴訟法 Order 5 - Rule 3)

〇〇管轄地域
〇〇県 民事裁判所
20XX 年、民事事件〇号
[原告名] 原告 及び [被告名] 被告

お知らせ

原告〇〇が貴殿に対し、[訴訟タイトルの記載]について提訴したため、20XX 年〇月〇日の〇時に原告の主張に反論するため当裁判所に出頭すること。上記の日に出頭しなかった場合には欠席裁判を行い、判決が下される。なお、原告が求めている「△△△△△」の資料及び反論のための契約等の証拠資料を持参すること。

20XX 年〇月〇日に当裁判所の押印した上で、私が署名する。

送達状手数料〇〇チャット納入済

[署名]
[裁判官名]
裁判官

別紙Ⅳ-2-4

【召喚に係る新聞広告の記載例】

反論を求める召喚状
(民事訴訟法典 Order 5 - Rule 3)
〇〇管区、〇〇市裁判所にて
20XX 年民事事件〇号

- | | | |
|------------|----|------------|
| 1. [原告名 1] | 及び | 1. [被告名 1] |
| 2. [原告名 2] | | 2. [被告名 2] |
| | | 3. [被告名 3] |

原告

被告

〇〇管区、〇〇市、〇〇村に居住する（現在の住所不明）（被告 2）〇〇に通知する。

貴殿に対し、原告〇〇が「建物及び土地の所有の宣言」について提訴した。貴殿本人、若しくは本件に関して反論できる代理人、若しくは本件に関して反論できる代理人の弁護士は 20XX 年〇月〇日午前〇時に上記原告〇〇の主張に反論するために当裁判所に出頭しなければならない。なお、出頭しなかった場合は欠席裁判を行い、争点が整理される。また、原告が求めている本件に関連する契約書類を持参しなければならない。若しくは、代理弁護士に持参させなければならない。反論する場合は期日の 4 日前に提出しなければならない。

20XX 年〇月〇日に当裁判所の押印をした上で、私が署名する。

[裁判官名]
市裁判所裁判官
〇〇市裁判所

別紙Ⅳ-2-6-(1)

【質問許可の申請書の記載例】

〇〇管区
〇〇市裁判所にて
20XX年民事事件〇号

[原告名] ----- 原告
及び
[被告名] ----- 被告

民事訴訟法典 Order 11 - Rule 1 に基づき質問許可の申請

上記の被告が申請する。
(質問事項の記載)

[署名]
被告の弁護士
20XX年〇月〇日
〇〇市

[署名]
被告

別紙Ⅳ-2-7-(1)

【質問書に対する拒否陳述書の記載例】

〇〇管区
〇〇市裁判所にて
20XX年民事事件〇号

[原告名] ----- 原告
及び
[被告名] ----- 被告

被告の質問に対する原告提出の拒否陳述書

(質問事項の記載)

[署名]
原告の弁護士

20XX年〇月〇日
〇〇市

別紙Ⅳ-2-10-(1)

【争点の記載例】

争点等

1. 被告は●●事業のためにお金が必要として、20XX年○月○日に契約を締結し、原告から●チャットを受け取ったが、返さないため原告は当該金銭を返してもらう必要があるということは正しいか。

(又は)

被告は原告より●チャットを受け取ったため、契約を締結したことではなく、原告の依頼によって原告から他人に対しお金を貸した後、元金△△チャットに対する金利を合算し、●チャットを要求することができるか。

2. 原告はどのような権利を有するか。

別紙Ⅳ-2-10-(2)

【証拠提出書の記載例】

〇〇管区
〇〇市裁判所にて
20XX年民事事件〇号

[原告名] ----- 原告
及び
[被告名] ----- 被告

民訴訟法典 Order 13 - Rule 1 に基づき証拠の提出

1. 20XX年〇月〇日の貸金契約書の写し
2. 20XX年〇月〇日の郵送書引換の写し
3. 郵送する際に利用した封筒
4. 原告の弁護士より被告に対して送付した警告書の写し

[署名]
原告の弁護士

20XX年〇月〇日
〇〇市

〇〇管区
〇〇市裁判所にて
20XX年民事事件〇号

[原告名] ----- 原告
及び
[被告名] ----- 被告

上記の民事事件における審問期日は 20XX 年〇月〇日に決定され、原告側の証人を審問するよう召喚状を発行するため、以下のとおり証人リストを提出する。

号	証人名	職業	住所
1	[証人名]		
2	[証人名]		
3	[証人名]		
4	[証人名]		

食費用：〇〇チャット
送達費用：〇〇チャット
合計費用：〇〇チャット

[署名]
原告の弁護士

20XX年〇月〇日
〇〇市

別紙Ⅳ-2-15

【decree の記載例】

紋章

貸金返還請求命令書
(民事訴訟法典 Order 34)

〇〇管轄地域

〇〇市裁判所

20XX 年、民事事件〇号

[原告名] 原告 及び [被告名] 被告

本件 20XX 年〇月〇日に[裁判官名]市裁判官の法廷にて原告[原告名]と被告[被告名]が出頭した。判断とは、被告〇〇は原告〇〇に対し、10,000,000 チャットと共に、貸した日である 20XX 年〇月〇日から返還する日までに 1 年間あたり 100 チャットを金利として返還せよ。さらに裁判費用の 15,005 チャットを本日から納入する日までに 1 年間あたり 100 チャットを金利として支払いせよ。

20XX 年〇月〇日に当裁判所の押印した上で、私が署名する。

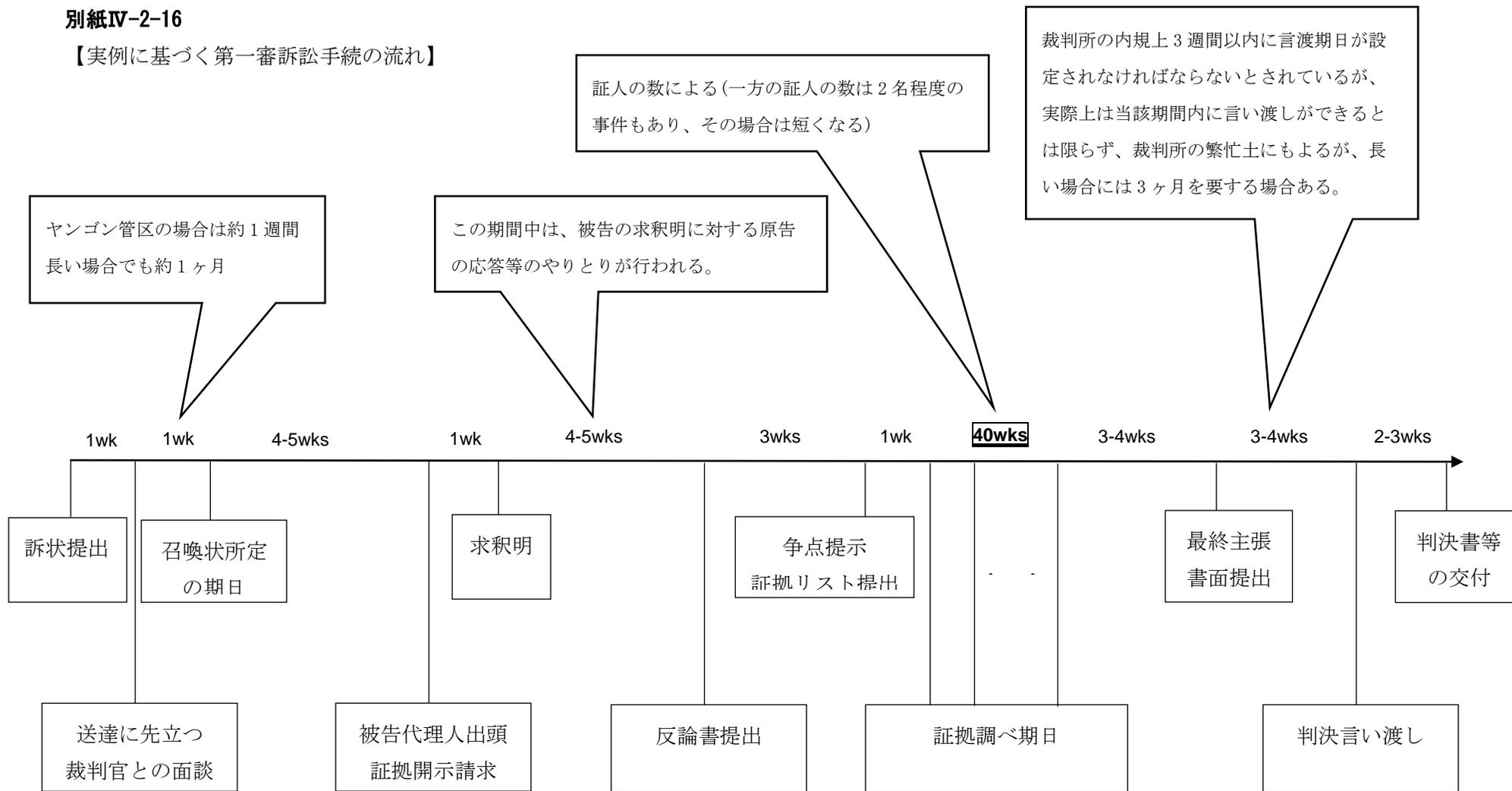
[署名]

[裁判官名]

市裁判官

別紙IV-2-16

【実例に基づく第一審訴訟手続の流れ】



別紙IV-3-(6)

【裁判所に提出される書面及びその提出にかかる訴訟費用】

AD VALOREM fees

Number	-	Proper Fee
1. Complaint written statement pleading set-off or counter claim or, memorandum of appeal (not otherwise provided for in this Act) or of crossobjection presented to any Civil Court or Revenue authority except those mentioned in section 3.	On the amount or value of the subject matter in dispute.	0.5 per centum on the amount or value specified in such document. Provided that the maximum fee leviable shall be kyat 500,000.
2. Complaint in a suit for possession under the Specific Relief Act, section 9.	...	A fee of one-half the amount prescribed in the foregoing scale.
3.
4. Application for review of judgment, if presented on or after the ninetieth day from the date of the decree.	...	The fee leviable on the plaint or memorandum of appeal under Article No. 1 of this schedule.
5. Application for review of judgment, if presented before the ninetieth day from the date of the decree.	...	One half of the fee leviable on the plaint or memorandum of appeal under Article No. 1 of this schedule.
6. Copy or translation of a judgment or order not being, or having the force of a decree.	<p>(a) When such judgment or order is passed by any Civil Court other than the Supreme Court, or by any officer of any Revenue authority or Office or by any Development Committee or by any other Judicial or Executive authority-</p> <p>(i) If the amount or value of the subject-matter is kyat 100,000 or less than kyat 100,000.</p> <p>(ii) If such amount or value exceeds kyat 100,000.</p> <p>(b) When such judgment or order is passed by the Supreme Court.</p>	<p>Kyat 50.</p> <p>Kyat 100.</p> <p>Kyat 150.</p>

Number	-	Proper Fee
7. Copy of a decree or order having the force of a decree.	(a) When such decree or order is made by any Civil Court other than the Supreme Court, or by any Revenue Court- (i) If the amount or value of the subject-matter of the suit wherein such decree or order is made is kyat 100,000 or less than kyat 100,000. (ii) If such amount or value exceeds kyat 100,000. (b) When such decree or order is made by the Supreme Court.	Kyat 150. Kyat 250. Kyat 1,000.
8. Copy of any document liable to stamp-duty under the Myanmar Stamp Act, when left by any party to a suit or proceeding in place of the original withdrawn.	(a) When the stamp-duty chargeable on the original does not exceed kyat 50. (b) In any other case.	The amount of the duty chargeable on the original. Kyat 100.
9. Copy of any revenue or judicial proceeding or order not otherwise provided for by this Act, or copy of any account, statement, report or the like, taken out of any Court or Revenue Appellate Tribunal or Office, or from the office of any chief officer charged with the executive administration of a Region:	For every page of the original and part thereof.	Kyat 50.
10.
11. Probate of a will or letters of administration with or without will annexed.	(a) When the amount or value of the property in respect of which the grant of probate or letters of administration is made exceeds kyat 100,000 but does not exceed kyat 1,000,000. (b) When such amount or value exceeds kyat 1,000,000 but does not exceed kyat 10,000,000.	Five per centum on such amount or value. Six per centum on such amount or value.

Number	-	Proper Fee
12. Succession Certificate.	<p>(c) When such amount or value exceeds thousand kyat 10,000,000.</p> <p>Provided that when, after the grant of a Succession Certificate in respect of any property included in an estate, a grant of probate or letters of administration is made in respect of the same estate, the fee payable in respect of the letter grant shall be reduced by the amount of the fee paid in respect of the former grant.</p> <p>In any case.</p>	<p>Seven per centum on such amount or value.</p> <p>Provided that the maximum fee leviable on Application or memorandum of appeal for such probate or letters shall be kyat 500,000.</p> <p>Five per centum on the amount or value of any debt or security specified in the certificate, and seven per centum on the amount or value of any debt or security to which the certificate is extended.</p> <p>Provided that the maximum fee leviable on application or memorandum of appeal for such certificate shall be kyat 500,000.</p> <p>Note (1) The amount of a debt is its amount, including interest on the day on which the inclusion of the debt in the certificate is applied for, so far as such amount can be ascertained.</p>

Number	-	Proper Fee
		Note (2) Whether or not any power with respect to a security specified in a certificate has been conferred under the Act and where such a power has been so conferred, whether the power is for receiving interest on dividends on, or for the negotiation or transfer of the security, or for both purposes, the value or the security is its market-value on the day on which the inclusion of the security in the certificate is applied for, so far as such value can be ascertained.
12. A.
13.
14. Application to any Court for the exercise of its revisional jurisdiction.	(a) When the amount or value of the subject-matter in dispute does not exceed kyat 100,000. (b) When such amount or value exceeding kyat 100,000 but not exceeding kyat 10,000,000. (c) When such amount or value exceeds kyat 10,000,000.	Kyat 2,000. Kyat 10,000. Kyat 20,000.
15.

Fixed fees

Number	-	Proper Fee
1. Application or Petetion.	(a) When presented to any Court, Government Department and Organization or Development Committee at Township level. (b) When presented to any Court, Government Department and Organization or Development Committee at District level.	Kyat 50. Kyat 100.

Number	-	Proper Fee
	(c) When presented to any Court, Government Department and Organization or Development Committee at Regional or State level. (d) When presented to any Government Department and Organization at Directorate and Central level. (e) When Presented to the Supreme Court.	Kyat 200. Kyat 300. Kyat 500.
1.A. Application to any Civil Court that records may be called for from another Court.	When the Court grants the application and is of opinion that the transmission of such records involves the use of the post.	Kyat 1,000 in addition to any fee leviable on the application under clause (a), clause (b), clause (c) or clause (d) of Article 1 of this Schedule.
2. Application for leave to sue as a pauper.	When presented to any Court contained in NO. 1.	One-half the amount of proper fee prescribed in Article 1 of this Schedule
3. Application for leave to appeal as a pauper.	(a) When presented to any District Court. (b) When presented to any Regional or State Court. (c) When presented to the Supreme Court.	Kyat 100. Kyat 200. Kyat 300.
4.
5. Complaint or memorandum of appeal in a suit to establish or disprove a right of occupancy.	...	Kyat 200.
6. Bail-bond or other instrument of obligation given in pursuance of an order made by a Court or Magistrate under any section of the Code of Criminal Procedure, or the Code of Civil Procedure, and not otherwise provided for by this Act.	...	Kyat 200.
7. Undertaking under section 49 of the Myanmar Divorce Act.	...	Kyat 200.
8.
9.

Number	-	Proper Fee
10. Authority to plead or act for another person.	When presented for the conduct of any one case to any Court, Department and Organization of Committee prescribed in clause (a), (b), (c), (d) and (e) of Article No. 1 of this Schedule.	The same amount of proper fee prescribed in Article No. 1 of this Schedule.
11. Memorandum of appeal when the appeal is not from a decree or an order having the force of a decree and is presented.	(a) to any Government Department and Organization or Development Committee at District and Regional or State levels. (b) to any Directorate, Central level City Development Department and the Supreme Court.	Kyat 200. Kyat 500.
12. Caveat	...	Kyat 1,000.
13.
14.
15.
16.

Number	-	Proper Fee
<p>17. Plaint or memorandum of appeal in each of the following suits-</p> <p>(i) To alter or set aside a summary decision or order of any Court other than the Supreme Court;</p> <p>(ii) To alter or cancel any entry in a register of the names of proprietors of revenue-paying estates;</p> <p>(iii) To obtain a declaratory decree where no consequential relief is prayed;</p> <p>(iv) To set aside an award;</p> <p>(v) To set aside an adoption;</p> <p>(vi) Every other suit where it is not possible to estimate at a money-value the subject-matter in dispute, and which is not otherwise provided for by this Act.</p>	...	Kyat 1,000.
<p>18. Application under the Arbitration Act, 1944, or for arbitration or settlement of dispute or enforcement of award under any other Laws and Agreements.</p>	...	Kyat 2,000.
<p>19. Agreement in writing stating a question for the opinion of the Court under the Code of Civil Procedure.</p>	...	Kyat 2,000.
<p>20. Every petition under the Myanmar Divorce Act, except petition under section 44 of the same Act, and every memorandum of appeal under section 55 of the same Act.</p>	...	Kyat 4,000.

Number	-	Proper Fee
21. Plaint of memorandum of appeal under the Parsi Marriage and Divorce Act.	...	Kyat 4,000.

別紙Ⅳ-9-(2)-(イ)

【temporary injunction の申立書の記載例】

〇〇管区判所
20XX 年民事事件〇号

[原告名] ----- 原告
及び
[被告名] ----- 被告

民事訴訟法典 Order 39 - Rule 1, 2, 3 に基づき、欠席裁判による仮保全命令の請求

1. 上記の原告が申立てる。
- (ア) 原告の宣誓書
 - (イ) 賛成者 2 名の宣誓書
 - (ウ) 証拠写真及び資料
 - (エ) 事件の経緯、訴訟形態、請求する権利
 - (オ) 事件の状況の検討後、民事訴訟法典 Order 39, Rule 1, 2, 3 に基づき、欠席裁判による仮差止命令を下すよう申し立てる。

本件、紛争の対象物である建物〇号及び〇号において、原告を含む〇〇世帯(約 XXX 名)が〇〇年間暮らしている。現在、使用している●●に対し、被告は移動、排除、破壊の行為を行っている。したがって、本件の進行中にそのような行為を行わないよう、欠席裁判による仮差止命令を下すよう申し立てる。

[署名]
原告の弁護士
20XX 年〇月〇日
〇〇市

別紙Ⅳ-9-(2)-(エ)

【仮保全命令の記載例】

紋章

仮保全命令

(民事訴訟法典 Order 39 - Rule 1)

〇〇市裁判所にて

20XX 年、民事事件〇号

[原告名] 原告 及び [被告名] 被告

原告⁷⁹・・・が当裁判所に申し立てた本事件において 20XX 年〇月〇日に・・・⁸⁰を解読し、関連証人の審問に関する報告及び・・・⁸¹を検討し、当裁判所は△△△△△しないよう被告に対し⁸²、仮保全命令を下す。

20XX 年〇月〇日

送達費用免除

費用の〇〇納入済

〇〇参事官

[署名]

[裁判官名]

〇〇市裁判官

⁷⁹ 又は弁護士。

⁸⁰ 本件に関して、原告が提出した訴状若しくは主張又は原告の答弁書。

⁸¹ 召還状の発行後、被告が出頭しなかった場合、それに関する報告。

⁸² 仮保全命令請求事件に関する民事訴訟法の第一リスト、添付資料(カ)及びフォーム(ガ)に同様記載。

別紙Ⅳ-10-(2)

【貸金請求による返済完了の報告の記載例】

〇〇管区判所
20XX年民事執行事件〇号

[勝訴者名] ----- 勝訴者
及び
[敗訴者名] ----- 敗訴者

民事訴訟法典 Order 21 - Rule 1, 2 に基づき、貸金請求による返済完了の報告

上記の原告が申し立てる。

1. 当裁判所の民事執行事件において敗訴者が勝訴者に対し、貸金及び裁判費用の合計金額〇〇〇万チャットの返済請求を申し立てた。
2. 上記の金額を敗訴者は勝訴者に対し、裁判所外において、全てを返済した。
3. したがって、裁判所が下した判決である貸金及び裁判費用の合計金額を敗訴者が勝訴者に対し返済し、完了した報告を提出する。

[署名]

勝訴者の弁護士

20XX年〇月〇日

〇〇市

別紙Ⅳ-10-(5)-(イ)

【執行の申立書の記載例】

5 チャット印紙

〇〇管区判所
20XX 年民事執行事件〇号

[勝訴者名] ----- 勝訴者
及び
[敗訴者名] ----- 敗訴者

民事訴訟法典 Order 21 - Rule 11 に基づき、執行の申立て

上記の勝訴者が申し立てる。

1. 上記事件は〇〇管区〇〇県裁判所、〇〇裁判官第〇号法廷にて[勝訴者名]勝訴者が[敗訴者名]敗訴者に対し、信託した〇〇〇万チャット及び賠償金〇〇万チャット、合計金額〇〇〇万チャットを請求する民事事件〇号で提訴した。

2, 〇〇県裁判所は 20XX 年〇月〇日に信託した〇〇〇万チャット及び裁判費用〇万チャットを勝訴者に返済するよう判断及び判決を下し、当該判決を執行するよう申し立てる。

[署名]

勝訴者の弁護士

20XX 年〇月〇日

〇〇市

別紙Ⅳ-10-(6)

【不動産の差押命令の申立書の記載例】

〇〇管区判所
20XX年民事執行事件〇号

[勝訴者名] ----- 勝訴者
及び
[敗訴者名] ----- 敗訴者

民事訴訟法典 Order 21 - Rule 54に基づき、不動産の差押命令申立て

上記の勝訴者が申し立てる。

1. 本件、敗訴者は勝訴者に対し、〇〇〇万チャット及び裁判費用〇〇万チャットの返済する判断及び decree が下され、執行するよう申し立てる。
2. 敗訴者は送達状を受け取ったものの、裁判所に出頭しなかった。また、判断 decree が下され、執行するよう申し立てたが、敗訴者より異議がなかった。しかし、返済の約束はなされていなかった。
3. 敗訴者は勝訴者に対し、裁判所が下した判決によって、返済する義務を負う。

敗訴者の所有物

〇〇管区、〇〇市、〇〇区、〇〇通り、〇〇番地の土地、建物及び全権利。

[署名]

勝訴者の弁護士

20XX年〇月〇日

〇〇市

別紙Ⅳ-11-(6)

【国営新聞における競売の掲示記載例】

売却媒体

(民事訴訟法典 Order 21 - Rule 66)

〇〇県裁判所

20XX 年民事執行事件〇号

[原告名] 及び [被告名]

勝訴者

敗訴者

20XX 年、民事訴訟〇号において下された decree によって下記のを 20XX 年〇月〇日、午前〇時に現地にて競売を行う。

競売するものリスト

〇〇市、〇〇区、〇〇番地、広さ〇〇エーカー、〇〇年間のグラント、〇〇土地種類に建設されている〇階建、鉄筋コンクリート、広さ〇〇平米フィート及び全権利。

売却基準価格は〇〇〇〇万チャット

売却に関する規則

- (1) 上記リストに関する事項は勝訴者が裁判所に提示したものに限る。媒体の記載に関する相違、不正若しくは他の不備事項について裁判所は責任を負わない。
- (2) 競売方法は競売担当官が定めて行うものとする。
- (3) 競売の条件については当日までに当裁判所の競売担当官にて問い合わせることができる。

20XX 年〇月〇日に当裁判所の押印した上で、私が署名する。

[裁判官名]

県裁判官 (第〇号)、〇〇県裁判所